

社会経営研究

S TUDY OF
S OCIAL
G OVERNANCE

VOL.3 2015
NOV

社会経営研究

【目次】

序文 知の交差点を目指して

本文

編集後記

【本文】

- | | | |
|--|------|--------|
| 1. 家計消費から見た「新聞代支出」の変化とその特徴ー富裕層での顕著な大幅節減ー | p.03 | 久間 繁秋 |
| 2. 1919年米国上院における国際連盟加盟反対派の論理ー米国反国連論の源流ー | p.12 | 吉田 亮太 |
| 3. 介護保険事業の準市場における損益分岐点分析 | p.23 | 松本 清康 |
| 4. 短時間労働者の男女間賃金格差はなぜ生ずるのかー賃金構造基本統計調査による統計分析ー | p.34 | 久野 聡 |
| 5. 集落営農はソーシャル・キャピタルを強化するか | p.44 | 雨宮 宏司 |
| 6. プランテーションからスモールホルダーへの転換ースリランカ・ウバ紅茶 小農の現状ー | p.55 | 高木 美智代 |

知の交差点を 目指して

この研究誌は、「社会経営 (Social Governance)」という新しい分野の知識を結集するために、またこの分野の知識についてのより一層の革新を目指すために企てられた定期刊行物である。ここで言う「社会」とは、個人間から集団間にわたる人間関係の総体であるが、家族、コミュニティ、企業、政府・自治体ばかりでなく、友人関係や非営利団体などを含む、社会組織全般を指している。また、「経営」とは、運営という意味において、意識的で人為的な人間の操作活動を意味しているが、運動という無意識的な意味も含まれている。この両者を総合する意味において、「社会経営科学」とは社会における集団が意識的・無意識的に統治する、あるいは統治される関係を研究する学問分野を示している。したがって、政治学・法律学・社会学・経済学・経営学・社会技術学を通貫するような領域であるといえる。

このように広範で茫洋とした、あたかも海の水を掴むかのような学問分野がそもそも成り立つのか、当初はたいへん疑問であった。しかしながら、すでに放送大学大学院「社会経営科学プログラム」が設立されて、10年以上が経過し、論文の蓄積と、修了生たちの業績が積み上がって来ているのも事実である。この中では、それぞ

れの放送大学教員のもとでのゼミナールが継続され、そののち修了生たちが自主的な研究会を数多く立ち上げて来た。ここに、大学院修了生の方々から、「放送大学社会経営研究連合」という組織として、新たな知識の結集が呼びかけられ、第2論文、第3論文を書いてみたいとする要望が叶えられることとなった。

放送大学には、修士論文を紹介する「オープン・フォーラム」という報告書も毎年作成されて来ている。これらの構築の上に、さらに自由闊達に自説を述べ、社会知の蓄積を一覧する試みが存在することはたいへん良いことであると考えられる。このように、修士論文、オープン・フォーラムの蓄積の先を目指す研究誌として構想されたのが「社会経営研究」である。

構成をみればわかるように、この雑誌には、様々な知識の冒険が企てられている。放送大学大学院の特徴は、実体験や経験知に基づく生涯研究にあるが、これらの知識を理論的に発展させようとする試みが加味されており、これらが良い意味で交錯して、新たな融合を志向しようとする、いわば「知の交差点」として、本誌が貢献できれば本望である、と編集委員会一同は考えている。

最後に、このような形で本誌が発行されるに至るまで、何回にわたる査読と参考意見を寄せていただいた、放送大学社会経営科学プログラムの先生方と大学院修了生の先輩方に対して、感謝申し上げる次第である。

「社会経営研究」編集委員会

▶ 家計消費から見た「新聞代支出」の変化とその特徴

— 富裕層での顕著な大幅節減 —

久間 繁秋

要旨

1997年のピーク以来新聞の発行部数は減少し続け、一向に歯止めのかかる気配がない。各新聞経営者や流通担当部署は、新聞不振の理由を「若年層の無読と高齢者層の新聞離れにある」との説明に終始している。しかし、新聞不振を年代別の部数状況という量的視点からだけで説明できるのだろうか。量的説明以外の視点はないのだろうか。

本稿では一つの視点として、新聞市場から消費者の新聞購読行動を『家計消費年報』(2002年-2014年)を用いて検証した。同年報には、読者が新聞代に支出した金額が世帯種別、所得階級別に集計されている。市場規模は「販売数量×平均売価」に分解できるが、ここでは部数という販売数量ではなく、平均売価の変化から家庭の情報接触経路や所得階級別の新聞購読行動の変化の特徴などを見たものである。

その結果、新聞代支出(新聞から見た平均売価)という金額ベースで「新聞離れ」を見た場合、新聞が最も頼みとする富裕層において顕著な支出削減が行われていることが判明した。部数増を背景に広告収入を確保する新聞の伝統的事業モデルはすでに齟齬をきたし、インターネットを通じた情報収集が消費者の情報行動の主流として今後も進展が予想される以上、「新聞離れ」はさらに加速すると思われる。新聞事業はマーケティング

手法の導入などにより、多角的な市場分析・読者像の把握によって新たな事業モデルを早急に模索する必要に迫られている。

1. はじめに

新聞発行部数は1997年の5376万部をピークに、2014年には4536万部へと840万部も減少¹⁾し、現在も部数減少に歯止めのかからない状況である。我々に身近な一般日刊紙(スポーツ紙、専門紙等を除いて)も同期間に451万部減少し、世帯普及率は82.8%から71.1%へ10%ポイント以上の落ち込みを見せている²⁾。

つい最近まで日常的な家庭の情報接触手段として「一家(世帯)に一紙」が当たり前のように思われた新聞購読習慣は、1995年のインターネットの本格化を機に次第に様相が変化してきた。とくに携帯型情報端末の世帯普及率は平成26年末で携帯電話94.6%(うちスマートフォン64.2%)、タブレット端末26.3%と急速な伸びを見せ、ニュース視聴の手段としてテレビに次いで利活用される³⁾など、新聞にとっても大きな脅威となっている。

部数減少を前に、新聞社の経営者・幹部の多くは口を揃えて「若年層での新聞無読」、「高齢者層での新聞離れ」を新聞不振の理由として挙げるが、現状で有効な打開策は見当たらず業界には閉塞感だけが漂う。新聞業界では部数逡減の理由を上記の若年層と高齢者といった年代別に把握をするのに留まっている。それ以外の要素からの説明は流通現場には伝わってこない。3カ月契約の単身若年と数十年の購読歴を持つ読者は、通常の商感覚からいえば読者対応にも歴然とした差があっておかしくない。だが、この業界では同じ一部として「価値」は同等

視する風潮が支配的である。そのため、部数変動には過剰な反応を示しても、読者ごとの特性は意外に見過ごされることが多い。

創刊百年を優に超える新聞各社は今日まで一貫して部数という量を追求してきた。部数こそが社勢の象徴であり、広告収入の裏付けともなることから、本社経営者層から新聞販売店従業員に至るまで浸透している“不変の価値”である。全国の新聞社・販売店がほぼ同様の販売システムを駆使して競争を展開する以上、最終的に部数獲得の成否を決めるのは紙面より景品であり、最終的には資金力の多寡ということになる。だが、部数は徐々に減り、なかでも広告収入の落ち込みは激しく、かつて事業収入の6割近くを占めたのが3割ほどに半減している。各社とも人件費、流通経費などのコスト削減に力を注いでいるのが現状で、さすがに採算度外視の販売競争は影を潜めている。

本稿では、若年層、高齢者層といった部数の量的把握とは別に、読者の属性と新聞購読の関係という別の視点から「新聞離れ」について考察を試みた。部数の視点に立った年代別読者把握ではなく、購読料を支払う読者の立場からから見て新聞市場はどのように変化しているのか、さらにいえば「新聞離れ」は所得階級とどのような関係があるのかを見た。資料としては、消費者(読者)の新聞代支出を時系列に把握できる唯一の公的統計ともいえる「家計消費年報」⁴⁾から、読者の属性を「所得階層別の新聞代支出」を中心に置き、現状で総務省のホームページから入手できる2002年から12年間の変化を概観した。

2. 縮小する家計でも膨らむ情報支出

2-1 「新聞離れ」を量的説明以外の視点から見る

読者属性を取り上げ部数との関係を示す資料としては、新聞各社が広告主に発行する媒体資料がある。当然そこには所得層と自紙の普及率の関係が示されている。しかし各社の広告政策もあって若干のバイアスがかかるのはやむを得ず、どの新聞社も似たような分析に終わっている。また新聞社の多くは定期的に読者調査を行っている。もちろん世帯年収は調査項目に含まれるが、年収に応じて世帯が新聞代金をいくら支出しているかについては重要視されているとは思えない。分析はもっぱら購読の有無、銘柄の交替と交代先銘柄、主読紙銘柄、販売店との関係といった消費者の購読行動に重点が置かれているのが一般的で、所得層と新聞代支出の関係にはあまり関心が向いていないと思われる。

「小売業は立地で決まる」というのが商業の常識である。新聞販売店にとっても同様で、立地の良し悪しは営業エリアの相対的な富裕度で決まる。富裕層が多いエリアでは新聞を複数紙購読する読者が多く支払いも確実で、景品販売の必要性も低い。ため、競合する販売店同士では暗黙の了解のもとに拡張員の導入などは自粛する傾向にある。つまり市場を荒らさずそっとして置くのが互いの利益になるのである。こうしたエリアには所長歴も長く、新聞社にとって功績のある所長が選ばれ、2代目、3代目と経営が継続されていく。逆に読者の転入居率が高く、老朽化した団地、アパートなどの集合住宅の多いエリアでは、景品によって新聞が選択され、常に読者の維持経費をかけていないとライバル店に奪われてしまう。「新聞離れ」はこうした競争エリアの問題とイメージされがちだが、現実には立地条件を問わず発生している現象なのである。

家計調査資料は所得と支出の関係について所得階級別にまとめてあり、新聞購読との関係を見ることで、これまでの世代別

読者の量的把握による「新聞離れ」の説明以外に、新たな視点を探り出すことが出来るのではないだろうか。「新聞離れ」は世代別部数という量的側面だけで判断できるものではない。家庭が新聞代金にどの程度の支出を行い、その支出金額はこの10年余にどう変化しているのか、また「新聞離れ」を家計との関連において考えるのは多角的視点を持つ意味からも意味がある。

2-2 情報支出は家計の6.7%を占める

次の表1で、2002年から2014年の12年間について、家庭が支出する情報料のうちから10費目を抜粋しその時系列変化を示した。

表1 家庭の情報費目別支出額の推移 総世帯の平均) 単位:円、年間収入のみ万円)

年	通信系			テレビ系			活字系				家計の情報料	年間収入(万円)	家計の消費支出			
	固定電話通話料	携帯電話通話料	インターネット接続料	NHK放送受信料	ケーブルテレビ受信料	他の受信料	テレビ系合計	新聞	他の印刷物	雑誌・週刊誌				書籍	活字系合計	
2002	49,057	50,933	7,204	107,194	13,648	4,939	1,525	20,112	34,766	1,754	6,040	11,054	53,614	180,920	587	3,238,022
2003	45,640	59,264	9,538	114,442	13,170	5,784	1,345	20,299	34,522	1,633	5,368	10,182	51,705	186,446	570	3,197,186
2004	43,913	63,792	11,646	119,351	13,104	6,107	1,280	20,491	34,229	1,724	5,412	11,225	52,590	192,432	563	3,213,351
2005	39,282	66,909	13,202	119,393	11,796	6,446	1,200	19,442	33,653	1,735	5,474	10,951	51,813	190,648	554	3,198,092
2006	37,352	70,806	13,748	121,906	11,765	7,283	1,192	20,240	32,521	1,491	4,885	9,842	48,739	190,885	551	3,097,033
2007	35,640	73,992	15,820	125,452	12,297	7,768	1,381	21,446	32,257	1,546	4,904	10,139	48,846	195,744	553	3,138,216
2008	33,212	77,759	18,163	129,134	12,506	8,016	1,384	21,906	31,897	1,604	4,933	10,505	48,939	199,979	547	3,135,668
2009	31,418	79,986	18,972	130,376	12,654	8,156	1,543	22,353	31,137	1,577	4,879	9,699	47,292	200,021	535	3,044,643
2010	30,853	79,918	20,649	131,420	13,070	8,253	1,400	22,723	30,526	1,371	4,692	9,625	46,214	200,357	521	3,027,938
2011	30,806	80,566	21,081	132,453	13,334	8,763	1,440	23,537	30,212	1,474	4,442	9,282	45,410	201,400	520	2,966,673
2012	30,429	81,477	20,862	132,768	12,981	8,898	1,771	23,650	29,646	1,349	4,049	9,295	44,339	200,757	515	2,971,816
2013	29,354	83,099	21,297	133,750	12,380	9,671	1,569	23,620	29,285	1,371	4,051	8,658	43,365	200,735	520	3,018,910
2014	27,536	86,239	21,254	135,029	12,735	9,623	1,607	23,965	29,019	1,326	3,880	8,421	42,646	201,640	514	3,017,778

資料:総務省「家計調査年報」2002年～2014年版より抜粋。

情報費目の抽出は、家庭が日常生活において国内外のニュースや生活・娯楽情報を入手する際の直接的な情報収集コストとして10費目に絞ったものである。10費目の支出は費目相互が競合的な関係を持ち、その推移は家庭の情報化の変容を示したものとみえる。インターネットを媒介とした新たなメディアが伝統的メディア（マスコミ4媒体）にどのような影響を与えているかも自ずと明らかとなる情報である。10費目については便宜上「通信系」、「テレビ系」、「活字系」に3区分⁵⁾した。イン

ターネットへのアクセスに必要なパソコン、携帯電話機器類、情報家電といったハードへの支出については、毎月定例的に支出する費用ではないため本稿では除外した。調査は総世帯、勤労世帯、単身世帯などに分けて集計されているが、新聞の商品特性から考えて「総世帯」平均値を用いた。

まず概要を見ると、2002年から2014年の家庭における情報関連支出を概観して、その変化の特徴を指摘すれば、家庭の年間収入は73万円減少し消費支出も収入減に伴って22万円減少している点である。相対的に家計規模は縮小傾向を示している。総世帯平均で見ると、家庭は収入減に合わせて消費を調整していることが良く伺える。一方で、情報支出の変化を見ると、家計の縮小状態の下でも着実な増加を見せ、12年間で18万円から20万円へと11%もの増加を示している。この点は次項で説明する。

家計調査は家庭の支出を「主要10費目」に集計している。生活に必要な支出を要素別に大項目として分類したものであるが、この支出趨勢からは生活様式の変化などを見ることが出来る。表2に「主要10費目」別支出金額を示し、情報支出と対比した。

表2 家計消費の主要10費目と情報支出の比較 (単位)

費目別支出額	主要10費目の動向			消費支出に占める割合	
	2002	2014	趨勢値 2002	2002	2014
食糧	833,521	792,776	0.95	25.7%	26.3%
住居	253,329	229,046	0.90	7.8%	7.6%
光熱水道	214,823	241,578	1.12	6.6%	8.0%
家具家事用品	110,576	109,586	0.99	3.4%	3.6%
被服及び履物	164,623	130,935	0.80	5.1%	4.3%
保健医療	118,676	133,468	1.12	3.7%	4.4%
交通通信	393,293	422,980	1.08	12.1%	14.0%
教育	112,037	90,932	0.81	3.5%	3.0%
教養娯楽	359,759	327,417	0.91	11.1%	10.8%
その他の消費支出	677,384	538,059	0.79	20.9%	17.8%
消費支出合計	3,238,022	3,017,778	0.93	100.0%	100.0%
情報支出合計	180,920	201,640	1.11	5.6%	6.7%

資料:総務省「家計調査年報」各年版から抜粋して作成。

「主要10費目」のうち、この12年間に増加した費目は「光熱水道」12%増、「保健医療」12%、「交通通信」8%の3費目で、エネルギー消費及び医療費が増加しているのが分かる。対して、「被服及び履物」、「教育」、「その他の消費支出」は約2割もの減少を示している。衣食住を中心とした生活の基本指標類が減少傾向にあるのに対し、情報支出は趨勢値で1.11と増加しており、情報化社会の進展につれて家庭の情報化も確実に進行しているといえよう。消費支出合計に占める情報料の割合は5.6%から6.7%へ増加した。因みに「家計調査」をもとに情報支出を本稿より拡大して捉えた『情報メディア白書2013』⁶⁶⁾では、2011年「総世帯」での情報支出額は約27万円と算出し、消費支出に占める割合を9.08%と説明している。

インターネットに象徴される情報伝達技術の革新的進化は家庭の情報収集に大きな影響を与え、家計は節減しても情報支出は増加させるなど、次第に生活様式に変化を及ぼしているのが情報支出の推移からみても容易に理解できる。次項で情報支出の内訳についてメディア特性ごとに見ていく。

2-3 情報行動は活字系を抑制し通信系へ

情報支出をメディア特性から見て3つに区分した（表1参照）。電話回線や電波を媒介にしたメディアを通信系メディアとテレビ系メディア、さらに印刷物による活字メディアの3区分である。（費用項目の分類は注5参照）

この項ではメディア特性ごとに情報支出全体の変化を見ていく。前項で、家庭の情報支出は家計全体の消費規模が縮小する中でも着実に増加し、他の主要支出項目と比較しても、その伸び率は高いことが分かった。だが、情報支出全体は増加傾向にあるとしても、メディア特性別に捉えると様相はかなり異なる。

り、家庭（消費者）は各メディアに対する選択を行っていることが浮き彫りになってくる。以下の表3に情報支出3区分別の支出額とそれぞれの構成比を掲げた。

表3:情報支出3区分別支出額と構成比

年	通信系 合計	テレビ系 合計	活字系 合計	情報支出に占める 3 M% M% M%		
				通信系	テレビ系	活字系
2002	107,194	20,112	53,614	59.2%	11.1%	29.6%
2003	114,442	20,299	51,705	61.4%	10.9%	27.7%
2004	119,351	20,491	52,590	62.0%	10.6%	27.3%
2005	119,393	19,442	51,813	62.6%	10.2%	27.2%
2006	121,906	20,240	48,739	63.9%	10.6%	25.5%
2007	125,452	21,446	48,846	64.1%	11.0%	25.0%
2008	129,134	21,906	48,939	64.6%	11.0%	24.5%
2009	130,376	22,353	47,292	65.2%	11.2%	23.6%
2010	131,420	22,723	46,214	65.6%	11.3%	23.1%
2011	132,453	23,537	45,410	65.8%	11.7%	22.5%
2012	132,768	23,650	44,339	66.1%	11.8%	22.1%
2013	133,750	23,620	43,365	66.6%	11.8%	21.6%
2014	135,029	23,965	42,646	67.0%	11.9%	21.1%

資料:総務省『家計調査年報』2002年-2014年版より抜粋。

概観してすぐに判別できることは、この12年間で通信系メディアへの支出が約2万8千円も増加したことである。伸び率で26.0%の高率となっている。また、通信系メディアほどではないがテレビ系メディアも3千8百円の増額となり、伸び率でも19.2%を示している。対して活字系メディアは1万9百円の減額で、20.5%の減少となった。

さらに表3の右欄で示した3区分の構成比を見ると、通信系は59.2%から67.0%へ7.8%ポイントの大幅増加だったのに対し、微増とはいえテレビ系も0.8%増加した。しかし活字系は29.6%から21.1%へ8.5%減という著しい落ち込みを見せている。

3区分の構成比の推移から注目されることは、2002年以降、家庭の一般生活情報の過半は通信系メディアを経由して収集されている点である。テレビ系メディアの構成比は11%台で大きな変化はなく、通信系メディアの伸びと活字系メディアの減少が対照的に推移している。つまり活字系メディアが通信系メディアによって代替されている状況が顕著に表れている。消費者の情報接触は活字系から通信系へシフトしたのがこの10年余の大きな特徴である。

家庭の情報支出額は対象期間中に2万7百円増加し、伸び率は11.5%で、一見すると着実に増加しているかのように思われる。だが3区分別支出額とその構成比を見る限り、家庭の情報化の進展は活字系メディアへの支出抑制の一方、通信系メディアの急激で大幅な増加が果たされていることが良く理解できる。

2001年から始まった「e-japan構想」⁷⁾が目的とした「高度情報通信ネットワーク社会」は、通信技術の革新を通して極めて短期間に通信系メディアによって新たな市場を創造したといえる。この新たな市場は、従来の情報支出の対象であった新聞を中心とする伝統的な活字系メディアの市場を侵食する形で進行しているのを家計調査年報は良く示している。次項では3区分に含まれる個々のメディアについて情報支出の特徴を把握し、さらに新聞支出を中心に5段階の収入階級別項目からメディアの選択は所得階級とどのような関係を持っているのか検討してみたい。

3. 劇的に変化した家庭の情報接触経路

3-1 情報支出の過半はネット関連へ

これまで家計における情報収集手段への支出の概要と変化を見てきた。2002年からの12年間に、家庭での情報接触は通信系メディアが約7割を占め、その分活字系メディアが約3割から2割へと構成比を後退させたことが分かった。この項では情報の3区分に含まれる情報の細目について、所得階級の5段階別指標を用いて、とくに新聞支出との係りにおいて見た。情報支出10費目について2002年と2014年を時点对比したのが表4である。

表4収入階級別の情報支出対比(2002年、2014年対比)・総世帯

年	年間収入	収入階級	平均年齢	通信系メディア			活字系メディア				テレビ系メディア			家計の情報支出	消費支出
				固定電話通話料	移動電話通話料	インターネット接続料	新聞	雑誌・週刊誌	書籍	他の印刷物	NHK放送受信料	ケーブルテレビ受信料	他の受信料		
2002年	587	平均	53.2	49,057	50,933	7,204	34,766	6,040	11,054	1,754	13,648	4,939	1,525	180,920	3,238,022
	189	1	59.6	35,533	23,268	2,164	27,028	3,345	5,572	1,436	11,390	1,947	437	112,120	1,722,851
	348	2	54.0	41,136	40,124	4,923	30,658	6,265	9,311	1,495	13,261	3,657	823	151,653	2,585,874
	494	3	50.5	49,777	49,372	6,837	33,660	6,990	10,123	1,637	13,757	4,785	1,679	178,617	3,078,013
	700	4	49.6	55,229	63,745	9,639	38,512	7,188	13,674	1,958	14,086	5,878	1,935	211,844	3,703,721
1,202	5	52.5	63,608	78,158	12,458	43,974	6,410	16,591	2,245	15,747	8,429	2,753	250,373	5,099,652	
2014年	514	平均	58.3	27,536	86,239	21,254	29,019	3,880	8,421	1,326	12,735	9,623	1,607	201,640	3,017,778
	166	1	65.8	23,566	33,816	8,701	24,254	2,270	4,861	1,113	11,618	6,263	590	117,052	1,606,237
	304	2	61.6	26,589	60,520	15,919	29,380	2,986	6,757	1,466	12,632	7,740	1,068	164,757	2,395,656
	427	3	57.5	27,774	85,934	22,761	29,306	3,916	7,344	1,212	12,697	10,209	1,602	202,755	2,903,286
	607	4	52.7	28,677	115,127	27,521	28,711	4,733	9,441	1,374	12,509	10,098	2,181	240,372	3,422,417
1,068	5	53.8	31,073	135,799	31,370	33,442	5,495	13,699	1,766	14,221	13,803	2,598	283,266	4,761,293	
02 ~ 14 平均の増減額				-21,521	35,306	14,050	-5,747	-2,160	-2,633	-428	-913	4,684	82	20,720	-220,244

資料:総務省「家計調査年報」(2002年-2014年)

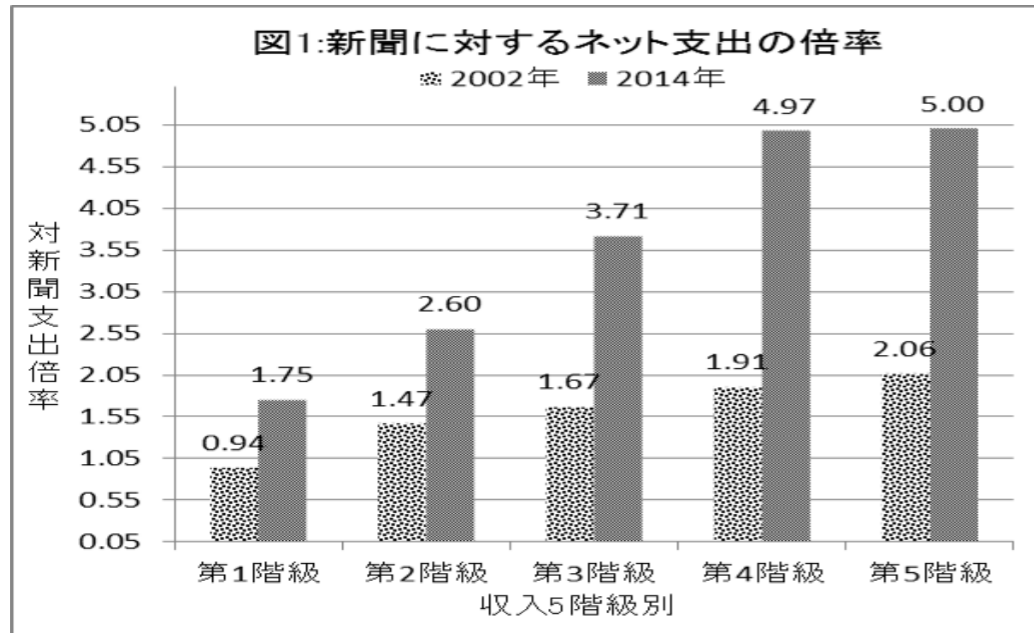
情報費目を時系列に観察して、家庭の情報接触経路がこの10余年に様変わりしていることが分かった。とくに移動電話通話料、インターネット接続料は総世帯平均でも年間約5万円近い増加を示し、2014年には年額10万7千円へと大きく膨らんでいく。情報に対する消費者(読者)の情報対応の変化を前に、新聞についていえば、単なる部数の減少傾向だけからはこれほどの構造変化を読み解くのは難しいのではないだろうか。家庭の情報料支出の変容を見る限り、消費者の情報接触経路には劇的な

変化が生じており、現在も衰えることなく進行しているのが容易に想像できる。

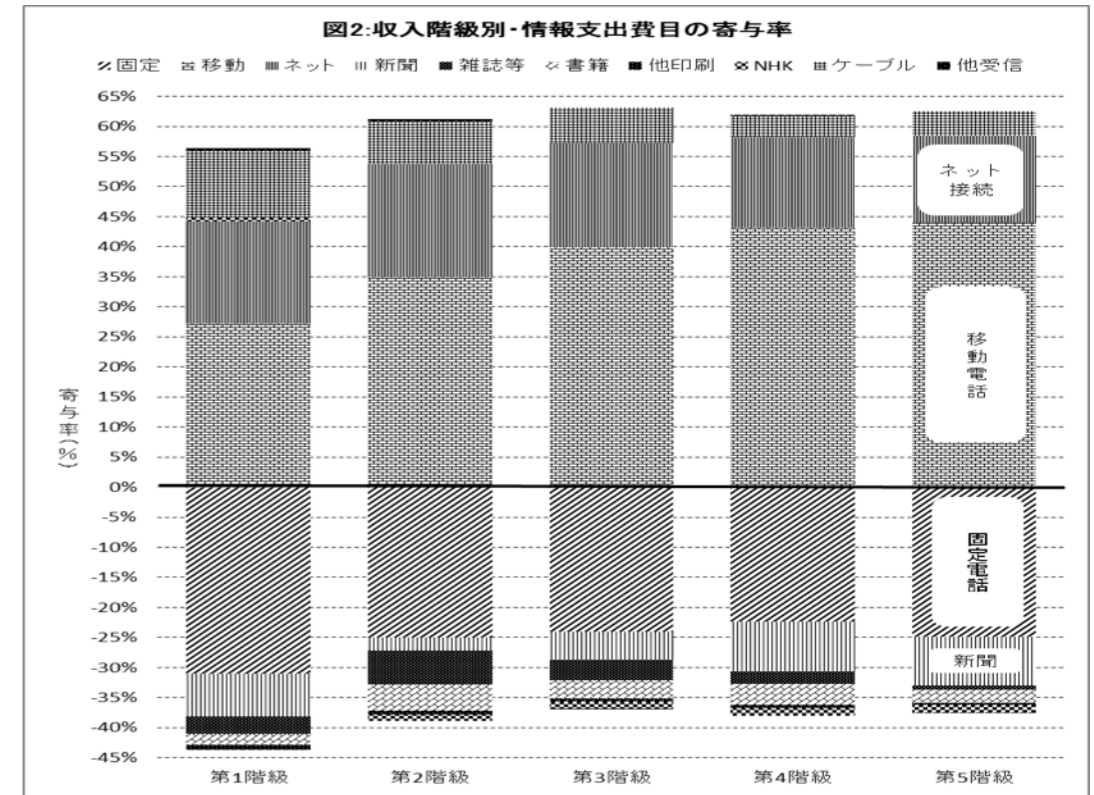
3-2 富裕層で大幅な新聞支出の落ち込み

それでは年間所得階級別の数値を用いて、家庭の情報支出はどのように変化しているのか、代表的な伝統メディアである新聞について見ていく。

まず家計の平均的な新聞支出額はこの12年間に34,766円



(月額2,897円) から29,019円 (月額2,418円) へと5,747円、率にして実に16.5%もの大幅な減少となった。つい最近まで「一家(世帯)に一紙」の新聞購読が当然視されていたことを考えると、新聞の余りの凋落ぶりには驚かされる。日本新聞協会加盟社でABC協会へ報告している一般日刊紙(夕刊2紙を除いた販売店扱い分)の合計部数は2008年に4332万部あったものの、2014年には3881万部へ減少し、対世帯普及率も82.8%から71.1%まで11.7%ポイント低下している⁸⁾ことからその状況は何える。



次に5段階の所得階級別に12年間に新聞支出がどう変化したかを見ると、平均で5,747円減少したがその内訳は第1階級で2,774円減、第2階級で1,278円減、第3階級では4,354円減、第4階級で9,801円減、第5階級で10,532円減と、所得階級が上昇するにつれて新聞支出の減少額は大きくなっている。富裕層とみられる第4、第5階級は1万円前後も減少している。これまでの新聞の購読傾向として、高所得層ほど新聞の併読が多く一般紙を中心に経済紙、スポーツ紙を購読するというのが業界の一般的な受け取り方であった。確かに家計調査でも年単位の所得階級間比較では富裕層の新聞支出は高い。しかし、少なくとも家計調査の支出額の変化を見る限り、この12年間に支出面で「新聞離れ」を起こしているのは高所得階級なのは明らかである。その理由としては、併読紙の中止、セット割れ(朝夕刊購読から朝刊のみの購読へ)の進行などが考えられる。

現状で新聞経営最大の問題は「若者が新聞を読まない無読化現象」と「高齢者を中心とした新聞離れ」と量的側面から強調される。一部の全国紙・ブロック紙を除けば、経営規模的に見ても平均年商100億円前後の新聞企業にとって、部数減少は経営者の最大の関心事である。だが、家計調査からは別の側面が見えてくる。それだけに高所得者層での大幅な購読収入の減少は新聞界に深刻な課題を突き付けているといえる。

では、新聞支出を大幅に減らしている高所得者層の情報行動にどのような変化が生じているのか、他の情報支出との関係から考えてみたい。新聞界では「インターネットに新聞が侵食されている」というのが新聞不振の通説である。情報支出の費目のうち、インターネット関連では「移動電話通信料」と「インターネット接続料」が該当する。そこで、「移動電話通信料＋インターネット接続料」の合計支出を新聞支出と対比し、インターネット関連支出は新聞支出の何倍に当るか、2002年と2014年ではその関係はどのように変化したのかを見ることで新聞に対するインターネットの影響を計った。図1は2002年と2014年の時点での新聞支出に対するインターネット関連費の倍率の変化を、図2では所得階級別に同期間での支出費目別の寄与率を示し、双方の関係を視覚的に捉えた。

比較して一瞥できるのは、12年間に新聞支出に対するネット関連費の支出倍率がすべての所得階級において大幅な増加を果たしている点である。各所得階級別に新聞支出に対するネット関連支出の倍率を見ると、第1階級では0.94倍から1.75倍、第2階級で1.47倍から2.60倍に変化した。しかし、第3階級以上の階級ではその倍率が大幅に増加するのが図1からも容易に把握できる。つまり、所得が高まるにつれてネット関連支出倍率は飛躍的な上昇を見せる傾向にあるのを指摘できる。

とくに顕著な変化を見せているのは第3階級以上の層である。第3階級では1.67倍から3.71倍へ、第4階級では1.91倍から4.97倍、第5階級では2.06倍が5.00倍へと飛躍的に倍率を高めている。第5階級については新聞支出が1万円以上も抑制されていることは既に述べた。また図2の費目別寄与率では、すべての階級で移動電話、ネット接続が家庭の情報料の増加に大きく寄与しているのが一覧できる。第4階級、第5階級を富裕層と仮定すると、「新聞離れ」は新聞業界が最も安定読者と頼みにしている層で想像以上に進行し、その影響は深刻であるのが理解できる。

パソコンを通してニュースや生活情報（娯楽情報を中心に）を得ていたインターネットの初期から比較すると、これまでにブロードバンド回線利用者の増加に伴って携帯電話（中でもスマートフォン）やタブレット情報端末など多様な情報収集手段が市場に導入された結果、消費者が情報行動の重心を従来の活字系メディアから通信系メディアへ一斉に移行させていることが家計の支出によく表れている。国民が日常の情報活動を行う上で、インターネットはもはや欠かせない手段であり、すでに情報接触経路の中心的位置を占めるまでになった。新聞はこうした変化から取り残されている印象さえ受ける。

4. おわりに

新聞不振について販売を中心とした流通現場では、その理由を部数において説明するのが一般的である。またABC報告部数をはじめ業界指標も部数価値に応じて公表されている。本稿では、新聞不振を部数という量的把握以外の視点から模索し、消費者(読者)の所得階級に中心をおいて家計消費面から検討を行

った。結果は、これまでに見てきたように新聞にとって最も安定した読者と思われていた富裕層ほどIT指向が強く、「新聞離れ」(新聞支出の削減)が顕著に進行していることが判明した。部数中心の量的把握からは決して伺えない事実である。

田中(2015)は日米の新聞経営の相違に触れて『日本が恵まれていたのは、富裕層の多い高齢化社会のおかげで、高齢者向けコンテンツと広告を中心に据えたプリント版新聞が長生きしそうなことである』⁹⁾と述べる。この見方はいまでも新聞流通関係者の多くに共通した市場観測とあって良いだろう。新聞は富裕読者層によって長生きできるかどうか、所得階層別の新聞代支出を見る限り、なんとも心もとない印象が湧くのは否めない。

「一家(世帯)に一紙」が最近までの業界の常識だったことは前述した。この「常識」を生み出した功績は、他国にも類を見ない日本特有の戸別配達制にある。そのため、業界の重点課題は正確、迅速な配達精度の向上におかれ、市場や読者の特性分析をもとにした販売促進への関心は薄かったというのが実情である。だが、現実にはこの1年に一般日刊紙の発行部数は143万部¹⁰⁾も減少し、新聞市場では危機的ともいえる溶解現象が進行している。読者の「新聞離れ」への対応は新聞各社の存続をかけた課題である。

そのためにも、市場・読者分析、その特性把握が新聞事業の今後の戦略にとって重要になってくる。新聞業界には「ジャーナリズムとビジネスの両立は難しい」ものとして、これまでマーケティング手法の導入は敬遠されてきたきらいがある。部数を増やすことが広告単価アップにつながり、さらに増ページ、集稿量拡大で広告収入を増やすという伝統的な事業モデルはすでに齟齬をきたしている。いまや情報はインターネットを通して入手するものという認識が広範囲に定着したとあってよい。

新聞から通信系メディアへの急速な情報接触経路の切り換えは、今後もさらに進行すると予想される。新聞業界は読者の生活様式の変化に対し、新たな経営環境に応じた事業モデルの模索が急務といえるだろう。

(註解)

- 1) 日本新聞協会『日刊紙の都道府県別発行部数と普及度』1997年、2014年。
- 2) 日本ABC協会『2008年-2014年、各年下期平均部数』。
- 3) 総務省『平成26年通信利用動向調査結果』(平成27年7月17日)。
- 4) 総務省『家計消費年報』(2002年-2014年)、<http://www.soumu.go.jp/>(平成27年4月16日)。家計調査は総務省が実施する「基幹統計」(国が行う重要な統計)で、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策、社会政策立案の基礎資料となる統計。国内の家計の支出を通じて個人消費を把握する。全国の世帯から層化3段抽出法により約9000世帯を抽出し毎月調査を行う。「年報」は毎月の支出額を合計したものである。学生の単身世帯や料理飲食店、旅館などの併設住宅世帯、外国人世帯などは調査の対象外となる。家計の新聞支出額が分かる唯一の統計である。調査は都市規模別、単身世帯、二人以上の世帯、総世帯別に集計される。本稿では総世帯の平均について細目別支出額から抜粋した。
- 5) 「通信系」には固定電話通信料、移動電話通信料、インターネット接続費を、「テレビ系」にはNHK放送受信料、ケーブルテレビ受信料、他の受信料(NHK以外のBS視聴料、CS視聴料、有線放送受信料など)、「活字系」には新聞、雑誌・週刊

誌、書籍、他の印刷物(学生新聞、宗教新聞、点字新聞)が含まれる。

6) 電通総研・メディアイノベーション研究部『情報メディア白書』2013年版、ダイヤモンド社、2013年。

7) 2000年9月、当時の森喜郎首相が所信表明演説の中で「すべての国民が情報通信技術を活用できる日本型IT社会を実現する」として掲げた構想で、世界水準のインターネット網の整備などを通して世界最先端のIT国家を目指すというもの。

8) 前出、日本ABC協会『2008年 - 2014年、各年下期平均部数』。

9) 田中善一郎「次世代ニュース配信で激突？共存？ニューヨーク・タイムズとフェイスブック」、『Journalism』302号、朝日新聞社、2015年7月、P.106。

10) 日本ABC協会『2015年1-6月平均部数』。部数は一般日刊紙朝刊で販売店扱い分。

▶ 1919年米国上院における国際連盟加盟反対派の論理

—米国反国連論の源流—

吉田 亮太

要旨

国際組織としての国際連合(United Nations)は、世界的な安全保障問題を解決する機関として、その実効性と正統性について様々な批判を受けているが、その組織への論難は何も今に始まったものではなかった。国際連合の前身である国際連盟(League of Nations)においても、その成立過程において既に現在の反国連論(この言葉は現存する国際連合への批判を意味するが、その思想的潮流において国際連盟時代からの批判との連続性があるという考えを本稿において示す)批判の源流とでもいべき論理が見られていた。本稿はその最初期の議論、米国上院におけるヴェルサイユ条約批准を阻んだ人々の行動の背後にどのような論理と問題意識が存在したのかについて検討したものである。

米国上院における条約反対派が、上院外交委員長であったヘンリー・カボット・ロッジ上院議員が中心として、1919年の議会内外における論戦を通じて最終的にウィルソン大統領が望んだ原案通りの批准を阻んだことは周知の事実である。本稿はその議会戦術の駆け引きの過程の分析のみにとどまらず、その行動の根幹となった反対論の問題意識の中核が那邊にあったのかについて説明する。

この事件について、日本における詳細な先行研究としては戸波徹雄氏の「国際連盟加盟をめぐるアメリカ孤立主義の再拾

頭」(1980~1981)が挙げられ、大いに参考としたが、戸波論文は反対派の論理の分析よりも、反対派が勝利するに至る経緯の分析の方に力点がある上に、またウィルソンが国際連盟を創設しようとした意図自体は正しく、それが無理解や誤解、アプローチの失敗によって残念ながら頓挫したという視点から記述されているが故に、論理の分析においても反対派に対して不当に否定的な評価を与えている¹。

本稿では経緯の分析よりも論理の分析により焦点をあて、反対派の論理形勢に与えたセオドア・ルーズベルト元大統領(以下TRと略す)の影響などを示すとともに、その後の国際連合否定論、不要論の源流としてこの事件において問題となった根源的な部分に焦点をあてて論じた。

[キーワード] 国際連盟、国際連合、主権国家、超国家機関、モンロー・ドクトリン、ヴェルサイユ条約

1. 反対派の問題意識形成

米国上院における条約反対派が、ヘンリー・カボット・ロッジ上院外交委員長を中心として、1919年の議会内外における論戦を経て、最終的にウィルソン大統領が望んだ原案通りのヴェルサイユ条約批准を阻んだ。この経緯についての先行の議論は、ロッジ達反対派の行動の動機を二つの次元から説明している。低い次元のものとしては、ロッジ達の行動が「党派的」な闘争や駆け引きによるとの説明がなされている²。その論拠として、ロッジや彼の政治的盟友であり後盾でもあったTRのウィルソン大統領個人への嫌悪感や、彼らが属する共和党とウィルソン大統領の属する民主党の党派的な争いであるという観点か

ら、この条約批准問題の闘争が解釈されている。だが、ロッジやTRがウィルソン大統領の政策や政治姿勢に極めて批判的であったのは事実であるが、それだけで彼らの行動の説明するのはあまりに安易ではなかろうか。

第一に、彼ら二人は共和党上院議員全体に強力な支配権を及ぼしていたわけではない。党議拘束もなく、それぞれが一国一城の主として活動する米国の上院議員が一リーダーの私怨のみで行動していたというのは余りにも反対派の議員に対して侮辱的であろう。また彼らはかつてウィルソン大統領を産んだ選挙の過程でタフト派とTR派に別れて戦った経緯があり、領袖の指令で一枚岩の反対票を投じるような状況下には全くなかった³。そもそも、共和党穏健派を象徴するタフトは、審議前の段階において「規約を上院が受け入れやすい表現に改めた方が良くだろう」との好意的助言をウィルソンに行っているのだ⁴。また、反対派の中には、民主党の上院議員（後述する「非妥協派」に参加したJames A. Reedなど。彼は次の選挙の際、民主党内のウィルソン派の「党派心」によって「裏切者」と攻撃されている⁵。）も若干名おり、党派対立のみで捉えるのは短絡的と評さざるを得ない。

第二に、講和条約についてのTRとロッジを始めとする有力者たちの議論は1918年11月の選挙とは別個に始まっており、彼らの国際連盟問題についての議論を個別の国政選挙を結びつけた形で理解することは困難である⁶。1919年の議会での戦いにおける反対派の勝利が1920年のハーディングの大統領選挙を有利にするための党派的な動機によるものであったと述べるのは、結果として議会論戦でハーディングが存在感を高めたとはいえ、その時点では国際連盟加盟を阻止することが国民の支持に繋がる確証はなかったことから（「条約案朗読に二週間、公

聴会に六週間」といった引き延ばし戦術は当初の世論の風向きが読み切れないがための手段であった⁷）、無理がある主張と言わざるを得ない⁸。

第三に、反対派の条約原案に対する態度には、僅かな留保で良しとする議員達（穏健留保論者）から、多くの留保を加えねば批准は不可であるとする議員達（厳格留保論者）や、絶対的な反対派（非妥協派）に至るまでの差があったものの、最終的に勝利した形となった「非妥協派=Irreconcilables」は反対派の中では少数派であり⁹、留保論者の多数はウィルソンさえ何点かの妥協を行えば米国の国際連盟への参加を承認する意図があったという事実を「党派心」の説では説明できない¹⁰。

これらのことから、ロッジ達反対派の行動の動機を「党派心」の次元のみで説明する議論は誤りであると断じざるを得ない。こうした説は、様々な問題があったとしても国際連盟の創設自体は是とする風潮もしくは信念から¹¹、反対派の行動を誤った近視眼的な行為であったと解したがったが故の産物ではないだろうか¹²。

もちろん、自分たちの主張が正しいと信じているウィルソン支持者達の視点からは「彼ら（ロッジ達）は『連盟構想は大統領を葬るために神が与えた千載一遇のチャンスである』としか考えない」としか理解できなかったが¹³、それは客観的な立場からの評価とは言えないであろう。

それでは、別の観点からは彼らが反対した動機はどのようなものと解されているのであろうか。G・ジョン・アイケンベリーによれば、TRとロッジが反対に回ったのは「この連盟に加盟すると、米国が世界各地の軍事的介入に関与することになる」と危惧したからだという。彼らは米国の権威を損なうような「守れないような約束をしてはいけない」と考えており、そのため

に原案のままでの国際連盟への加盟に反対の立場を取ったのだという¹⁴。たしかにTRは大戦中からそのように主張しており、首尾一貫している。

「條約や海牙（ハーグ）平和会議の決議や其他で約束したことは、個人間の約束と同じで、之を履行してこそ初めて其価値が現はれるのである。最初向ふ見ずに約束をするのは、其約束を守ることに無頓着なのと、事実上殆んど全く同様に有害であり不正である。個人間の場合に於けると同じく、国家の間に於いても亦然りと云はざるを得ない。几帳面な人間は容易に約束をしないが、其代り一旦約束をしたら、必ず之を守るのである。¹⁵」

こうした動機の理解は、その判断の当否とは別に、反対派も米国に対する愛国心と純粋な政策への懐疑により行動していたことを示しており、より説得力がある。では、焦点となった「第10項」を始めとした条約の一部が危険な内容であると判断されたことだけが連盟反対論の本質なのであろうか。

2. 反対論の形成過程

連盟構想についての議論は、TRやロッジにおいては早い時期から行われている¹⁶。それは、元々TR自身が独自の連盟構想を持っていたからである¹⁷。しかし、TRの考えていた連盟とウィルソンの提案した連盟はその性質を全く異とするものであった。ウィルソンの連盟が対等な諸国家間の上位に位置する超国家的な機関を想定していたのに対し、TRの考える連盟はあくまでも大国の軍事同盟の延長線上に位置づけられるものであった¹⁸。TRの言葉を借りれば、ウィルソンの連盟は100年前のアレクサンドル皇帝の神聖同盟の繰り返しに過ぎなかった¹⁹。それ

に対してTRの連盟はウィーン体制下での四国同盟、五国同盟のような認識で捉え得ることができる。それ故に両者は同じく平和を希求するための諸国家の連盟（League of Nations）という言葉を用いながらも、全く異なる意味でそれらを設置すべきと主張していたのである。そのため、「ウィルソンの連盟」の形が露になってきた時点で、TR達はそれが自分たちの想定していたものとは全く異なる――無益なものであればまだしも――有害なものとなりかねないと判断したのである。

連盟についての上院での議論は「第10項」の問題、集団安全保障が米国に遠隔地での参戦義務を課すのではないか、という点を中心となったが、反対論の焦点は集団安全保障制度自体が想定された通りに機能するか否かについてではなく（後年のエチオピアやチェコスロバキアでは全く作動しなかった）、集団安全保障の論理が「モンロー・ドクトリン」を損なう可能性があるか否かにあった。初期の議論は、連盟は神聖同盟的なものであるべきか四国同盟的なものであるべきか、旧中央同盟国や共産ロシアの参加を認めるか否かという理念的な応酬に終始していたが、ドイツの降伏後にウィルソンの連盟案が具体化されてくると、1918年11月26日の手紙でロッジは、TRに「ウィルソンの国際連盟がモンロー・ドクトリンを危険に晒す可能性がある」という、米国の死活的国益に直結する重大な警告を発した²⁰。ここから、まず両者の間における問題認識の共有が進展し、それが反対派の形成に繋がっていったのである。

元来、1823年のモンロー・ドクトリンは、両大陸の相互不干渉と米州の再植民地化を許さないと訴えた一方的な宣言に過ぎなかったが²¹、米国の国力が向上するにつれて拡大解釈と再定義がなされ、米州諸国に対する米国の指導的地位を担保する根拠と化していた。1909年までのTR政権は特にその過程に深く

関与し、自国の南米諸国への力の行使を「国際警察力」と称し、その根拠に再解釈されたモンロー・ドクトリンを据えたものである²²。そういった経緯もあり、連盟加入がモンロー・ドクトリンを危機に晒す可能性があるということは、彼らにとっては到底許容できることではなかったのである。それは彼らの政治家としての過去の仕事が否定されるからといった次元の問題ではなかった。米国が19世紀を通じて確保してきた中南米諸国に対する覇権と、パナマ運河の安全確保という米国の安全保障上の死活的国益が危機に晒されてかねないという認識からであった。12月2日、TRはKansas City Star紙への寄稿文において、遠方において自国の若者を死なせるなという情緒的なアピールを交えつつ、モンロー・ドクトリンの死守を訴えている。

TRは年明けの1919年1月6日に死去するが、1918年の11月21日には彼の見舞いにタフト、ロッジ、ルート、ホワイトらが直接訪問し、国際連盟構想についての問題点の意見交換を行うなど、死の直前までロッジを始めとする共和党の有力議員らと意見交換を行っており²³、国際連盟加盟反対論の論理の基本線はTRを中心とするインナーサークルによって形成されたと判断することができる。ロッジ自身がそのことを認め、二人の認識は完全に一致 (entire agreement) していたと述べており、特にそれを疑う動機も証拠もない。ただし、彼は自分の1919年の政治行動はあくまでも自己の責任と判断で行った行為であるとも後に記している²⁴。

もちろん、公的な立場を意識しての発言だろうが、1919年の議会での闘争が始まる前にTRは死去していたのだから、そこは彼の主張通りなのであろう。議会におけるロッジの行動はTRの指示に盲従したまでだという解釈は、TRを過大に、そしてロッジを過小に評価していると言わざるをえない²⁵。そもそも、先

述したとおり、資料で確認できる限りにおいては、ウィルソンの国際連盟構想がモンロー・ドクトリンを危険に晒す可能性があるという核心部分を先に警告したのはロッジの側からであったTRからではないのである。だが、ロッジが発した警告を敏感に受け止め、その認識を共有できる上院議員達の紐帯を形成することにおいて中核的な役割を果たしたのは元大統領という権威者であるTRであり、ロッジはそれを遺産として引き継ぎ、議会での勝利に繋げることができたのである。その意味では彼らの二人三脚が、米国の国益を危険に晒す形での連盟加盟を防ぐという政治的大戦果に繋がったのだと言えよう。

3. 普遍的な利益と個別的な国益の対立

国際連盟加盟をめぐる政治的対立におけるロッジの最大の危惧はモンロー・ドクトリンについてであり、議会における論戦で特に焦点となったのはそれを含む「第10項」の集団安全保障であった。では、ウィルソンとロッジの対立点は個別の政策課題についての方向性の相違に過ぎず、互いの誤解を解き、不承不承ながらも妥協点を見出すことで、合意の形成を図ることが可能な問題であったのだろうか。

ある提案を議会で通すことが困難な場合、相手の修正要求を丸呑みすれば、大抵の場合議案自体は通過させることが可能である。1919年の場合、ウィルソンはハウス大佐やヒッチコックから譲歩を勧められたにもかかわらず、妥協することを拒否したが²⁶、それは単なる戦術的な見誤りであって、実際には修正に応じることも可能であったのだろうか。あるいは逆にロッジが譲歩することも可能だったのだろうか。

筆者は、それは不可能であったと考える。なぜならば個々の

論点の背景にある基礎的な国際政治に対する認識がTRやロッジとウィルソン達とは全く異なっていたからである。国際連盟の構想自体は、普遍的な価値観によって形作られていた。そうでなければ諸国家がそれに自主的に加盟することは望むべくもなかっただろう。だが、普遍的な価値観は、常に個別の国家の利益と一致するとは限らない。そうした両者の不一致をTRとロッジは認識していたが、ウィルソン達は認識していないか、あるいは直視していなかった²⁷。それ故に、反対派の論理は、普遍的な価値と米国の利益が矛盾した場合に、普遍的な価値が優先されれば米国の国益が損なわれるとの考えから、ウィルソンの連盟構想に原案で参加することを許容できなかったのである。ロッジ達が条約に留保条項を付けようとした部分とは、そのような利益相反時に国益を確保するためのものであった。たとえばロッジによる14か条の要求項目（1919年11月6日）にも挙げられた、連盟から脱退する手続きにおいて、その際課せられる義務についてはアメリカ議会が判断するべきとの要求は、連盟の意思決定が米国の死活的国益と矛盾した時に国益を守るための退路の確保である。

そして、米国の国益が立脚していると広く認識されていたモンロー・ドクトリンは普遍的なものでは全くなかった。ウィルソンはモンロー・ドクトリンと国際連盟規約の間には矛盾が生じないと主張するために、それが普遍的な国際関係の基礎であり「連盟の前身」であると主張したが²⁸、さすがに無理がある主張であったと言わざるを得ない。その主張に対してロッジが反論したように、モンロー宣言はどこまでも地域的な宣言であり、米国の政策にとっての道具であり、アジアやアフリカの国々には関係のないものであった²⁹。

故に、TRは普遍性を有する国際連盟に参加することで、米国

が欧州の問題に関与することとなるのであれば、欧州の国々がメキシコやカリブ海、特にパナマ運河についてもなんらかの発言権を持ちかねないということ論理的に指摘して、それが米国の長年追求してきたモンロー・ドクトリンに基礎づけられた国益に明確に反すると警告していた³⁰。この核心部分についての問題意識は「党派的」なものではなく、ウィルソン政権の国務長官であったランシングによっても早くから指摘されていたものである³¹。

また、普遍的な超国家機関の存在は、それにどれだけ制約をつけたとしても加盟国との間に擬似的な上下関係を生じさせ、それによって課された義務が、一実際に了承されるかは別として一 下達されることは今も昔も米国人の一般的な感覚から言って承服しにくいものではあった³²。それを承けてハーディングは「大統領は米国の独立を売り渡した」と指摘したのであり³³、ロッジは意味のある義務の全てに留保をつけることによって、「自己の運命の支配者であり続けたい」と主張したのである³⁴。彼らのこうした発言は、政治家として院外を含む利害関係を意識した打算的のものであるかもしれないが、仮に彼らの心底がそうであったとしても論理的帰結と彼らの私的な立場はここでは特に矛盾しない³⁵。

この普遍的なるものと個別的な国益の対立は、互いが自国の利益を追求する主権国家体制の下では本質的に克服不可能な問題であり、今現在もその状態は変化していない。国際連合と米国との間で見解の相違がある時に、米国が国際連合の意思を受け入れることは通常考えられないことである。ただ、現在は米国を始めとする大国の受け入れ不可能な重要問題は、安保理において拒否権で否決できるという知恵によって³⁶、国際連合と大国は致命的な破局に至ってないだけのことである。このよう

な根源的な対立は、ウィルソンが議会对策のために国際連盟規約に挿入したモンロー・ドクトリンに関する第21条のような弥縫策によってはそもそも対応可能なものではなかったのだ。

この国際連盟規約第21条は、加盟国の平等という普遍的な観点からは甚だしい矛盾と問題を抱え込んだ条項であった。後日、コスタリカ政府による「自国が了解した覚えのない『モンロー・ドクトリン』とはいかなる地域的了解なのか」との照会に対して、連盟理事会はその意義や解釈を回答することができなかった³⁷。また、日本が満蒙に対する「特殊権益」を主張するにあたってこの第21条の考え方が援用されることが予想されたため（その危惧は全く正しかった）、パリ講和会議の席上で中国代表の顧維鈞はこの条項の挿入に激しく抵抗したものである³⁸。ちなみに、モンロー・ドクトリンをいかに解釈すべきかについてのロッジの見解は極めて明白であり「アメリカ合衆国だけがそれを解釈でき、他の国が解釈し干渉することは許されない」というのが彼の主張であり³⁹、アメリカの国策でもあった⁴⁰。

ウィルソンが普遍的なものと米国の国益との間には矛盾が無いと真に信じていたのかは不明であるが、少なくとも彼はいくらか論難されてもそう主張したがために、この国際連盟加盟問題におけるロッジとウィルソンの主張は互いが公的な動機に基づいて行動する限り、本質的な部分において歩み寄ることが不可能であったと言える。

4. 議会反対派の構成と駆け引き

1919年の上院における連盟原案への反対派は大きく三つのグループに分けることができた。ケロッグ等の国際主義的な「穩

健留保派」とロッジらの「強硬留保派」、それとボラー達「非妥協派」の三派である。

この国際連盟加盟問題におけるウィルソンへの非難は、これら三派に対する議会戦術的な側面に多くが割かれている。穩健留保派を取り込むような妥協や説明ができないままに「反対者は平和の敵」と決めつけることでルートを怒らせ⁴¹、「身の回りにハイフンを持つ者（外国系アメリカ人のこと）は誰でも用意があるときはいつもこの共和国の生命に突き刺すことのできる短剣を持っている」と放言してはアイルランド系市民を敵に回したように⁴²、彼の独善的な言動が逆に反対派を団結させることとなってしまったというものである。「非妥協派」のブランデジー議員は後になって「ウィルソン自身が条約打倒のために全力を尽くしたのであり、我々は彼に依存していた」とロッジに述懐し、ロッジは「その通りだ、彼（ウィルソン）の努力無しでは条約は上院で批准されていただろう」と返している⁴³。ウィルソンの政治外交全般に対するアプローチを強く批判する言動は、国際政治学におけるいわゆる「リアリズム」の論者からなされているのであるが⁴⁴、それらのいずれも彼の現状認識の貧困さを指摘するものの、国際連盟の創設そのものが誤りであるとまでは言い切っていない。それは、国際連盟の後身である国際連合が、今なおロッジとウィルソンの間で問題となった事柄を解決できないままでありながら、なおも厳然と存在していることを憚ったのであろうか。

さて、1919年の反対派に論を戻すと、ロッジは上院の委員長という立場から三派の領袖として彼らを糾合すべく活動したが、そのためにロッジ自身の考えが那邊にあったのかというのは分かり難くなっている。というのは、彼は「穩健留保派」をウィルソン達に切り崩されないようにするために「非妥協派」

に接近することができず、かといって過度に妥協的な姿勢を見せれば、自らを「死の大隊 (Battalion of Death)」と称する「非妥協派」や自分の属する「強硬留保派」の支持を失いかねないため、どうしてもその言論は政局的なバランスを意識したものにならざるを得なかったからである⁴⁵。そうした困難の中で1919年11月19日の採決をもって、ウィルソンの連盟の原案批准の阻止という政治目標を成し遂げた議会政治家としての力量は高く評価できるものの、他方で彼が本質的には国際連盟構想にどういった考えを有していたのかの理解を難しくしてしまった。

そのため、ロッジの本意が那邊にあったのかについては彼の死後、親族間においても見解が分かれている。ロッジの長女であるクラレンス・ウィリアムはロッジの本意は最初から「非妥協派」と全く同じだったと断じている。つまり、彼の留保案はあくまでも国際連盟構想を破滅させるための駆け引きの道具に過ぎず、それを本気で成立させようとは意図していなかったということである。それに対し、後に政治家となった息子のロッジJrは、米国の国際連盟への不参加の経緯が批判的に評されていたことから、父を政治的に「弁護」するため、父はあくまでもそれがその時の最善の道だと信じて留保案を提出していたのだと強く反論している⁴⁶。

これらの見解のいずれが正しいのだろうか。情況証拠の類からは長女の見解の方に軍配を上げざるを得ない⁴⁷。先行するTRの見解と、それと認識を共有していたロッジの理解ではウィルソンの国際連盟は100年前の神聖同盟と同様のものに過ぎず、世界に対してそれほど大きな貢献はできないであろうというものであった⁴⁸。その連盟から留保によって彼らの指摘する危険性を除去したところで、そもそもさほど役に立つまいという認

識や実際の結果が変化するとも思われず⁴⁹、役に立たないと思っているものを、わざわざ作り上げることにそれほどの熱意があったとも思えない、との類推は自然な見方ではあるまいか。また、留保付で国際連盟に加盟することが真に良いことであると考えていたのであれば、この時の加盟問題が流れた後にも留保案を再度提議して米国の国際連盟加盟を考慮しようとしたはずだが、1920年3月19日の留保案に対する再投票を最後としてそのような熱意は見られず、ハーディング政権によって米国の連盟不参加が固定化されたことについて特段の異議を唱えていないことも、ロッジの真意が「非妥協派」により近いものであったことの傍証足り得るであろう。

ただし、「非妥協派」とその短期的な政治目標を同じくしたとはいえど、ロッジやTRはボラーなどの「非妥協派」の面々と、なぜ国際連盟加盟が受け入れられないかという理由の底流を同じくしていたとは言い難い。この時期のボラーは帝国主義的な政策全般に反対する立場から、連盟が英仏の既得権益を保証し、それに米国が加担することになりかねないという視点からウィルソンの国際連盟構想に熱心に反対していたのであって⁵⁰、バランス・オブ・パワーの観点から、大戦中の軍事同盟の延長で世界秩序を制御し、その中で米国の国益を確保しようとして構想していたTRとロッジの考え方とは根底において相容れないものがあつた⁵¹。そのため、ボラーはロッジが自分達を裏切って留保案を成立させてしまわないかを終始懸念しており⁵²、そういう意味では目的を同じくしていたにもかかわらず、この仮初の同盟関係には不信感と緊張感が漂っていたと評さざるを得ない。

5. おわりに

本稿がこれまで検討してきたことにより、国際連盟加盟問題を巡る1919年の対立の本質的な背景が、普遍的な利益と個別的な国益の対立についての根源的な認識の違いであり、それを象徴的に示していた論点こそが「モンロー・ドクトリン」であったと示すことができた。また、反対派の中核となったTRやロッジの危機感と共通認識の形成過程に新たに着目することを通じて、ロッジの行動の目標が那邊にあったのかについて、決定的ではないかもしれないが、一つの見解を示すことができた。それにより、反対派の動機をいたずらに「党派心」で説明しようとする見解に対して、より純粋な政治的論理の問題からの批判であったという指摘をなすことができたと考える。

もちろん、現実政治における対立が純粋な理念上のものであり得るのか、より次元の低い利害、駆け引きや感情の産物という側面もあるのではないか、という批判も成り立つであろう。現実政治における対立や妥協には、不合理な出来事が多々見られることからそのような指摘は当然に起き得る。だが、それはケース・バイ・ケースであり、一つ一つの政治事件を深く掘り下げて検討していくことで判断できるとしか述べようがないものである。だが、今回焦点を当てた政治事件を検討した限りにおいては、反対派首脳陣における問題意識の形成過程で浮かび上がったのは外交政策における理念上の疑義が中心であった。また、彼らの行動がその時点では彼ら自身やそのグループの政治的な利益に結びつくか否かも不明であったことから、本稿は公的な懸念を反対派首脳陣の主たる行動の動機であると位置づけ、二次的人物を交えた駆け引きや感情の発露は、その目

的達成のための下位的な手段と解したのである。

この国際連盟加盟問題を検証することの意義は、ある国の一政治事件の歴史的な経緯の詳細を単に解き明かすことだけにあるわけではない。対立のロジックとその背景を整理することによって、現在の国際連合を巡る否定的な議論、特に「国民の代表者たる米国議会の権限が及ばない「顔のない国際官僚」たちが米国の主権を侵害する」というアメリカにおいて広く共有されている反国連感情の源流がここに始まると説明できることから⁵³、個別の国益と超国家的機関の軋轢を考える上での示唆を今なお与え続けるということにあるのである⁵⁴。

注

1 戸波徹雄「国際連盟加盟をめぐるアメリカ孤立主義の再抬頭(1)~(4)」(『第一経大論集』9巻4号~10巻4号、1980~1981年)は地の文でウィルソンのビジョンに対して「崇高な」「人類社会の理想を掲げた」という形容を用いる一方で((1) 4頁)((2) 7頁)、ロッジに対しては直接的な批判を避けつつも、その行動を「党派的戦略に予想できなかった大きな成功を収めた」と婉曲に評し((2) 23頁)、ボラーに対しては「野人的」((3) 16頁)「思想の貧困さ」((3) 24頁)と酷評気味に論じている。

2 戸波氏は一貫してロッジらの行動を「党派心」から説明しようとしている。その一環で引用されているロッジからベバリッジへの発言は、戸波論文中では「我々の民主党攻撃の筋書きは固まり、共和党は勝利を得るであろう」とされているが、実際には「我々の論点が固まり、勝利を得られるであろう(“then our issue is made up and we shall win”)」というだけの文章であり(Selig Adler, “The Isolationist Impulse”, (Abelard-Schuman, New York, 1957), p.49.)、

反対派の動機を「党派心」で説明するために、恣意的に「民主
党攻撃」「共和党」の語句を強引に挿入しているが、それは必
ずしも正確な訳とは言えないのではないだろうか。ここでいう
「our」や「we」は穏健派から非妥協派までを含む、超党派の
原案反対派と解するべきであろう。

3 Alexander L. George & Juliette L. George, “Woodrow
Wilson and Colonel House: A Personality Study”, (Dover
Publications, 1964), p.182.

4 Denna Flank Fleming, “The United States and the
League of Nations 1918-1920”, (G. P. Putnam, New
York), pp.183-187.

5 Franklin D. Mitchell, “The Re-Election of the Irrecon-
cilable James A. Reed”, (Missouri Historical Review,
1966), pp.416-435.

6 少なくともTRとロッジの間の書簡や彼らの発言からは国際連
盟問題についての見解に党派的な利害を絡めたものは確認でき
ない。

7 志邨晃佑『ウィルソン 新世界秩序をかかげて』清水新書、
1984年、192頁

8 戸波徹雄(1) 14頁)によれば、「ロッジが審議引延べ戦術をと
ったのは、世論の支持について懸念があったから」とのこと
であるが、1919年の2月時点ではロッジは「党派的な反対や無内
容な抵抗と見られるのは賢明ではない」との認識から、慎重に
「極力骨抜きにすること」を自分たちの目標としてボラーに示
しており (William C. Widenor, “Henry Cabot Lodge and
the Search for an American Foreign Policy”, (University
of California Press, 1980), p.308.)、そのことから条約原
案に正面から反対することが果たして政治的な利益に結びつく

かは極めて不明瞭な状況下にあったと言わざるを得ない。

9 本稿では、各議員グループの名称については前掲の戸波論文
に倣うこととする。

10 安藤次男『アメリカ政治外交史』法律文化社、2011年、6
頁

11 村川一郎「ウッドロウ・ウィルソン大統領」(『政策月報』
155号、自由民主党、1968年所収、154頁)は、「(ウィルソ
ンが) 国際連盟設立に踏切らなかつたら、かれはごく平凡な大
統領として、その職務を遂行したにすぎなかつたであろう」と
まで断じている。

12 「自国の大統領が中心となって創設された国際連盟に米国が
加盟できなかったのは“悲劇的”でさえある」

中嶋啓雄「24上院のヴェルサイユ講和条約案への同意拒否(一
九一九～二〇年) —ウィルソン大統領の挫折」(佐々木卓也編
『ハンドブック アメリカ外交史』ミネルヴァ書房、2011年所
収、67頁)

「国際連盟はウィルソンの“崇高な構想”を大幅に後退させた
ものとなって設立された」

草間秀三郎『ウッドロー・ウィルソンの研究 —とくに国際連
盟構想の発展を中心として—』風間書房、1974年、113頁

(いずれも強調文字、囲み記号は筆者による)

13 Raymond Blaine Fosdick to Sir Eric Drummond
1920.1.1

14 G・ジョン・アイケンベリー『アフター・ヴィクトリー 戦
後構築の論理と行動』NTT出版、2004年、163頁

15 TR『大戦と将来の米国』同文館、1917年、緒言7-8頁

16 1916.1.26 TR to Lodgeで既に平和のための連盟が必要で
あると言及されている。

17 「正義の平和を目的とする世界の一大聯盟を組織し、之に参加した各国民の協同の力によって、苟しくも頑強にして他の文明国を怒らすやうな国があれば、直ちに之に対して有効にして且つ公平無私なる裁判所の判決を実行することを保障してこそ、初めて茲に上述の目的を達することができるのである」TR前掲書、緒言10頁

18 Kansas City Star 1918.11.17及び1918.11.14 TR to William Wills Davies等参照

19 1918.12.6 TR to Philander Chase Knox

20 1918.11.26 Lodge to TR

21 中嶋啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』ミネルヴァ書房、2002年、124頁

22 Albert Bushnell Hart, “The Monroe Doctrine an interpretation”, (Little Brown and company, Boston, 1916), p.226.

23 Edmund Morris, “Colonel Roosevelt”, (Random House, New York, 2010), pp.546-547.

24 Henry C. Lodge, “The Senate and The League of Nations”, (C. Scribner’s Sons, New York, 1925), p.135.

25 戸波徹雄(2) 2頁

26 Alexander L. George & Juliette L. George, op.cit. , p.301. , pp.304-306.

27 “These are American principles, American policies. We could stand for no others. And they are also the principles and policies of forward looking men and women everywhere, of every modern nation, of every enlightened community. They are the principles of mankind and must prevail.”

ウィルソン大統領の一般教書演説(1917.1.22)より

28 同上、一般教書演説より

29 上記演説に反駁するロッジの演説 (1917.2.28) より

30 Kansas City Star 1918.12.2及び1919.1.3

31 戸波徹雄(2) 13頁より、1916.5.25のランシングの警告のこと

32 「アメリカ例外主義 (American exceptionalism)」という言葉でこれは示されるが、米国が国際法を他国に適用することがあっても、米国が国際法に基づいて他から干渉することは許されないという、極めて独善的ではあるが米国においては一般的な考え方である。

33 1919.11.19 ハーディングの演説より

34 1919.3.19 ロッジの演説より

35 William C. Widenor, op.cit. , p.310 は、ロッジが「党派の目的」と「彼の外交政策上の主張」の二つの目標を追っていたとする。つまるところ、この政治事件においてその両者は同じ方向を向いていたということである。

36 国際連合における拒否権の設定はアメリカにとり、対外政策における行動の自由を確保する目的のみならず、そもそも本稿の取り上げた国際連盟を巡る1919年の議論を踏まえた上での、上院・世論対策でもあった。

(西崎文子『アメリカ冷戦政策と国連 1945-1950』東京大学出版会、1992年、12-13頁)

37 立作太郎『国際連盟規約論』国際連盟協会、1932年、323頁

38 篠原初枝『国際連盟』中公新書、2010年、51-52頁

39 Henry C. Lodge, op.cit. , p.175.

40 立作太郎『米国外交上の諸主義』日本評論社、1942年、

55-59頁

41 戸波徹雄(2) 16頁

42 コロラド州プエブロにおけるウィルソンの演説(1919.9.25)より

43 Henry C. Lodge, op.cit. , p.214.

44 モーゲンソーやケナン、キッシンジャー等はウィルソンの国際政治についての認識を厳しく評価している。

45 志邨晃佑、前掲書、192頁

46 Denna Flank Fleming, op.cit. , p.476.

47 アーサー・S・リンクは、ロッジの真意は条約の完全な否決であったが、指導者として共和党議員の主流派の立場を擁護する留保派の姿勢を取ったのだとする。（『ウッドロー・ウィルソン伝』南窓社、1977年、165頁）

48 1918.12.6 TR to Henry Rider Haggard

49 長沼秀世『ウィルソン 国際連盟の提唱者』山川出版社、2013年、2頁

50 戸波徹雄(3) 8-10頁

51 戸波徹雄(2) 22-23頁

52 戸波徹雄(2) 20頁、(3) 15-16頁

53 中山俊宏「アメリカにおける「国連不要論」の検証」（『国際問題』2003年10月号所収）12-13頁。現在の米国における国連不信の源流がここにあるとの議論が要約されている。

54 この一連の国際連盟加盟問題における反対派の主張を「自己例外主義」とし、それが近年の国際連合と米国の関係における「単独行動主義」の源流であるとする指摘も存在する。（最上敏樹『国連とアメリカ』岩波新書、2005年、63-65頁）

本稿で使われている主な一次史料の出典は以下のとおり

Elting E. Morison, “The Letters of Theodore Roosevelt, Vol8”, (Harvard University, 1954)

Henry Cabot Lodge & Charles F. Redmond, “Selections from the correspondence of Theodore Roosevelt and Henry Cabot Lodge”, (Da Capo, New York, 1971)

Theodore Roosevelt, “Roosevelt in the Kansas City Star”, (Houghton Mifflin, Boston and New York, 1921)

Raymond Blaine Fosdick, “Letters on The League of Nations”, (Princeton University, 1966)

▶ 介護保険事業の準市場における損益分岐点分析

松本清康

要旨

介護保険事業には準市場原理が取り入れられている。準市場ではサービスの価格や基準は行政が決めサービス提供者同士はサービスの質や効率で競争することになる。本小論は、この準市場への行政の操作とその結果について損益分岐点売上高を利用して分析したものである。

平成12年に介護保険が運用開始されそれ以降5回の介護報酬が見直され改定されてきた。又3年毎に厚生労働省から介護事業経営実態調査のデータが公表されている。そこで、このデータを使って準市場としての介護保険制度に対し行政による単価や施設基準の改正が、介護事業の経営にどの様に影響したかの分析を試みた。

今回、「平成21年度介護報酬改定の概要」による影響を平成20年度と23年度の介護事業経営実態調査のデータを比較することによって分析した。方法としては平成20年から23年にかけての各介護事業の損益分岐点の変化が固定費、費用、収入のどの項目の影響を受けているか、そしてその項目は介護報酬改定のどの要素によるのかを分析した。また損益分岐点の売上とその時の利用者数との関係から介護事業全体の特性や規模の経済性についても検討した。

1. 序論

1-1 はじめに

介護保険事業には、準市場原理が取り入れられている。準市場では、サービスの価格や基準は行政が決め、サービス提供者同士はサービスの質や効率で競争することになる。本小論は、この準市場への行政の操作とその結果について、損益分岐点売上高を利用して分析したものである。準市場原理は介護保険の対象事業だけではなく、社会福祉関係全体に取り入れられている。それには次のような状況がある。

近年の少子高齢化による老人の増加や、団塊世代の定年退職による超高齢化社会の出現に対し、社会福祉制度の負担が大きくなり、政府の財政破綻が危惧された。また家族構成の変化などに伴い、家族による痴呆や寝たきり老人の介護等の負担が加重となり、深刻な社会問題となった。介護のために医療目的の病院に入院させる社会的入院などが増え、医療保険が圧迫されていった。そのため介護を医療から独立させ、介護保険を創設した。同時に社会保障の法体系が全面的に改正され、行政の措置制度から利用者の尊厳を考慮する契約制度へと転換された。そして、市場原理を導入し効率化を図るとともに、利潤追求による社会福祉への弊害を防ぐため、介護保険への行政の関与が強化された。結果として、社会福祉事業に準市場原理が採用された。

平成12年に介護保険が運用開始され、それ以降5回の介護報酬が見直され改定されてきた。また3年毎に、厚生労働省から介護事業経営実態調査のデータが公表されている。そこで、このデータを使って、準市場としての介護保険制度に対し、行政による単価や施設基準の改正が、介護事業の経営にどのように影響

を与えたかの分析を試みた。

この中で、「平成21年度介護報酬改定」による影響を平成20年と23年の介護事業経営実態調査のデータを用いて分析した。方法としては各介護事業の損益分岐点を用いた。ところで、行政は原則自宅での介護を勧めており、また医療と介護を分離するため、介護療養型医療施設は廃止することを方針としている。これらの妥当性を判断することを含めて、損益分岐点解析によって明らかにすることが、本小論の目的である。

1-2 ルグランの準市場原理について

準市場という概念は、ブレア政権時代の英国で、ルグランが提案した¹。学校や病院などのサービスは行政が作り提供していたので、質が低く効率が悪かった。ルグランはこの解決策として、行政サービスに選択と競争を取り入れた²。この準市場には、行政ではない民間の独立した複数のサービス供給者がいて、顧客を獲得するために、互いに競争するようになっている。そこではサービスの質について競争するので、通常の市場と同じである。しかし、利用者はサービスやモノを買う時に、自己負担の支払いを行わない。国家の税によって払われる。利用者がサービスを選択し、それに従ってバウチャーや用途が決まっている。公的予算からの支出によって支払われる。そのため、通常の市場に見られるような、購買力の差から生まれる不平等は生じない。準市場では利用者の貧富による購買力の差が無いので、平等主義の装置であるとルグランは述べている。また、選択と競争がセットになった準市場には、次のような三つの有利な点があるとルグランは述べている。第1に、個人の自立性の原則を満たすこと、第2に、より質が高く効率的なサービスを提供しようとする誘因を与えること、第3に、他のモデ

ルより公平であること、の三つである。また、選択と競争のモデルが成功する条件として、①選択できるような競争者が居ること、②競争者の参入が容易であること、③失敗した供給者の退出が容易であること、④競争者同士の反競争的行動を防止すること、⑤利用者が選択するため情報が与えられること、⑥クリームスキミング（いいとこ取り）を防ぐことをあげている³。

山本隆によると⁴、英国では施設ケアやデイケアについては、国や地方自治体が各サービスの単価を示すユニットコストを算定して価格付けを行う。このユニットコストは利用料金・土地・設備と耐久財・経常コスト・介護事業部の固定費用等から構成される。ユニットコストは地域毎に自治体が決められており、この格差は許容されているため、地域間格差が見られる。

具体的には、地方社会サービス部Local Social Service Departmentに予算が割り当てられ、これを所属するケアマネージャーに配分する。その予算の範囲内で、利用者のためにサービスを購入する。ケアマネージャーは利用者の選択や意向を踏まえて、サービスを選択する。医療と介護は、同じ組織で対応している。介護の方ではneedtest（障害の程度の判定）とmeanstest（資産調査）が実施されている。

日本の準市場では、介護保険のサービス事業については、民間営利企業やNPO、社会福祉法人等が競争しているが、サービスの購入については、利用者個人が自分で選択し契約することが原則となっている。英国とはサービスの購入の方法が違うが、サービス提供事業者同士を競争させ、利用者が選択するという点で原理は同じである。

2. 日本の社会福祉の法体系と準市場の関係

日本では、社会福祉法が社会福祉に関係する基本理念や原則を決めている。この社会福祉法では、福祉事業を第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分け、第一種社会福祉事業は、人権に関わるため国・地方公共団体または社会福祉法人が経営することになっている。第二種社会福祉事業については、取決めがないので誰でも参入することが出来る。そして、社会福祉法の下にある老人福祉法、介護保険法、生活保護法、児童福祉法、障害者自立支援法、母子および寡婦福祉法、売春防止法では、その中のサービス事業を第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業のサービス項目に分けている。サービスを受ける必要のある者は、これら法の中で規定する施設に入所できる。市町村が措置制度によって入所させることもある(老人福祉法10条の4、生活保護法19条など)。老人福祉法で指定されるサービスのほとんどが、介護保険法のサービス項目になっている。介護保険法では、サービス利用者は市町村から要介護の認定が認められていれば、介護保険から給付を受けられる。その場合、利用者はサービス事業者とサービス内容を契約して受けることになる。市町村から介護認定が認められていなければ、自費払いとなる。またそのサービスが介護保険法に記載されて居なければ、介護保険からの給付は受けられず自費となる。老人福祉法以外の第二種社会福祉事業のサービスについても、サービス提供事業者が居て、利用者獲得の競争を行なっている。

介護保険による給付費の10%は、利用者個人が支払い、残りの45%は介護保険料として40歳以上の国民が払う。残りの45%を国と市町村が半分ずつ負担する。介護サービスを利用する個人は、サービス提供業者に支払う額の10%を負担すること

になる。実際には、昼食代やショートステイなどの短期の宿泊費用は自費なので、サービス利用者の負担は10%より高くなる。しかし、この介護保険があることで、利用者の貧富の格差による不平等は小さくなる。また、低所得者には自己負担金の上限が設定されている。サービスを受けるときには、本人または家族がケアマネージャーなどとサービスの内容や業者の選定を相談しながら、サービス提供業者と契約する。この部分で準市場の選択と競争が作用する。

介護サービスを提供する事業者への介護報酬は、厚生労働大臣が社会保障審議会に諮問して決定する。平成21年度の介護報酬改定の目的は、介護従事者の人材確保や処遇改善、医療と介護の機能分化・連携の推進、効率的サービスの推進や検証などを目指す改定である、と厚生労働省の資料で指摘されている。

3. 介護保険における損益分岐点の意味

介護サービスには、介護老人福祉施設のような施設費の高いものや、訪問介護や通所介護のような居宅系で介護サービスを受けるものもあり、事業の構造が大きく違う。施設系と居宅系では、単位当の費用や利益が違い、また固定費にも差があり、利用人数も桁違いに違う。準市場では、市場均衡点が存在しないので、価格決定については、前述のユニットコストなどが参照点となる。ここで、サービス提供者の収入と費用を均等させる損益分岐点が、ユニットコストの一つの候補であると考えられる。介護報酬改定では、操作可能な固定費や変動費を考慮する損益分岐点を比較する解析は妥当であると考えられる。特に、損益分岐点における利用者数と費用・収入は、サービス事

業毎にそれぞれの特徴が抽出可能であると考えた。

介護事業経営実態調査の平成20年と平成23年の損益分岐点を比較したとき、損益分岐点の性質から次のことが言える。

図3-1 固定費のみ変化

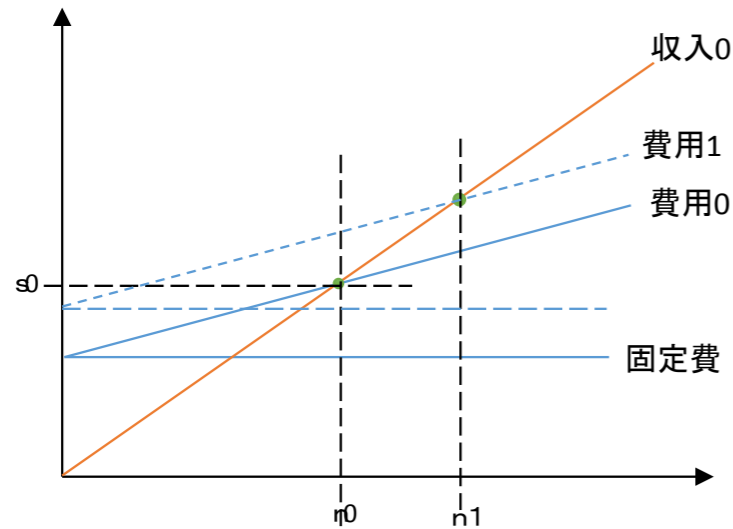


図3-2 収入のみ変化

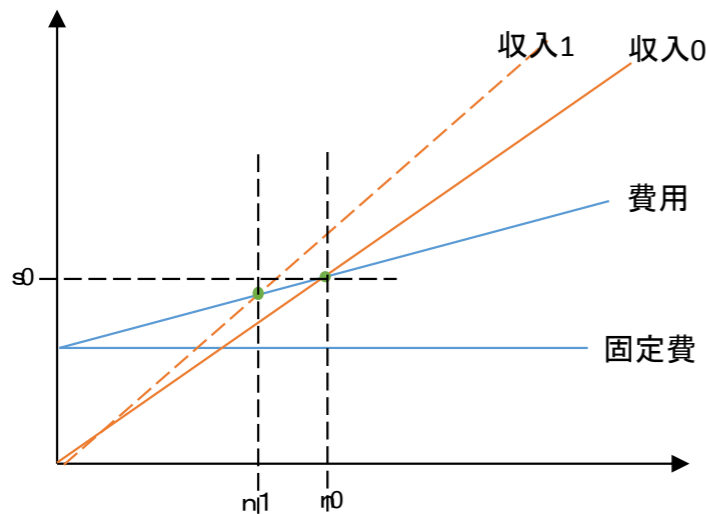
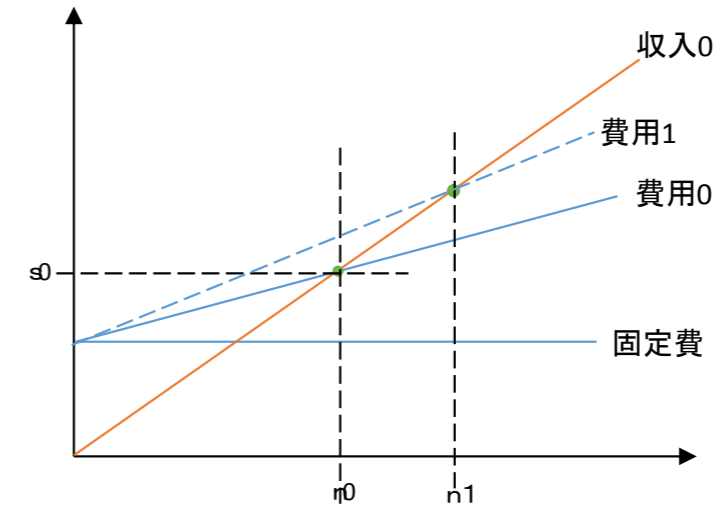


図3-3 費用のみ変化



もし平成20年から23年にかけて固定費のみが上がった場合には、図3-1のように費用線が上に平行移動し、損益分岐点は収入線に沿って右上に移動する。逆に、固定費のみが下がれば、左下に移動する。

同様に、収入のみが上がった場合には、図3-2の様に収入線の傾きが大きくなり、損益分岐点は費用線に沿って左下に移動する。費用のみが高くなると、図3-3の様に費用線の傾きが大きくなり損益分岐点は収入線に沿って右上に移動する。この関係を利用し、20年から23年にかけて損益分岐点が変わった場合、どの要素が影響したか分析することが出来、それと介護報酬改定との関係を結びつけることが出来ると仮定した。

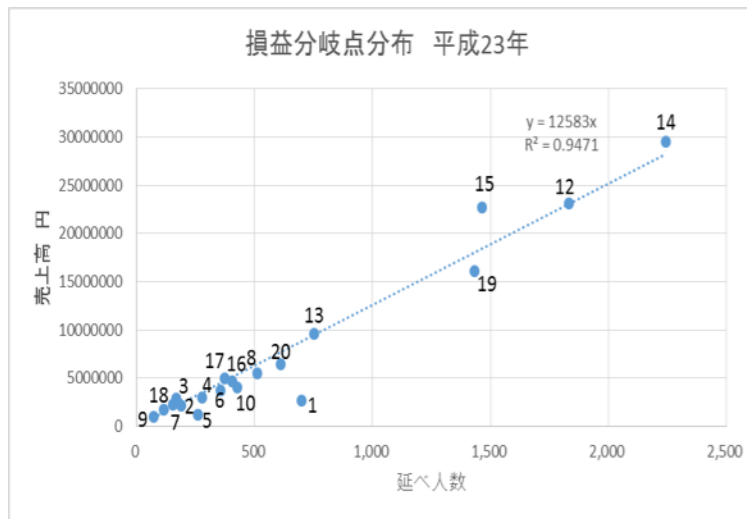
介護事業経営実態調査のデータから、損益分岐点を求めるための固定費、変動費、収入などの項目の振り分けは文末に示した⁵。

4. 損益分岐点による解析

4-1 損益分岐点売上高と延べ利用者数による分析

介護事業全体の損益分岐点における延べ利用者数とその時の損益分岐点売上高の散布図を描くと、下記の図4-1が得られた。

図4-1



1	訪問介護総括
2	夜間対応型訪問介護
3	訪問入浴介護総括
4	訪問看護総括
5	訪問リハビリテーション
6	通所介護総括
7	認知症対応型通所介護総括
8	通所リハビリテーション
9	居宅介護支援総括
10	小規模多機能居宅介護
11	福祉用具貸与総括
12	介護老人福祉施設
13	地域密着型介護老人福祉士施設
14	介護老人保険施設
15	介護療養型医療施設
16	認知症対応共同生活
17	短期入所生活介護総括
18	短期入所療養介護総括
19	特定施設入居者生活介護
20	地域密着型特定施設入居者生活介護

この回帰直線は利用者が零の時、売上は零であるので切片を零としている。図中のR2は決定係数である。この直線の傾きは、損益分岐点売上高を損益分岐点延べ利用者数で割ったもの、つまり利用者一人当の売上高（収益）と同じことである。

どちらも一人当の損益分岐点売上高（収益）は約12600円となる。そのため、事業の種類が施設系であっても居宅系であっても、同じと言うことになっている。介護報酬単価の設計法については公表されていないので、なぜこのような結果になるかは、にわかに確定できない。しかし介護保険を作ったとき報酬単価については、既存のホームヘルパー制度や特別養護老人ホーム等を調査しており、既存の事業者が赤字にならないように設定している可能性がある。またその当時、今日のように多種類のサービス事業があったわけではないので、それら既存の事業から推測して作ったはずである。厚生労働省の介護事業経営実態調査のデータを見ると、収支差によっての事業を評価していることがわかる。各サービス事業の平均収支差率がある値になるよう報酬単位を誘導している様に見える。

表4-1 各施設の収支差率の経過

	収支差率 %		
	平成17年度	平成20年度	平成23年度
介護老人福祉施設	13.6	3.4	9.3
介護老人保健施設	12.3	7.3	9.9
介護療養型医療施設	3.4	3.2	9.7

表4-1のように施設系の3つの事業ではすべて収支差率は約10%になっていることがわかる。21年度の介護報酬の改定では、3の施設とも各種の報酬単位が上がっている。一方、居宅系のサービスでは2%から4%程度にばらついていて傾向は見えない。通所介護は23年度に11.6%になった。また、その他については、収支差率は改善方向に進んでいるが、それでも6%以下である。全般的な傾向としては、改善傾向を示している。介護事業は労働集約的産業であり、介護施設従業員一人当かつ1日で

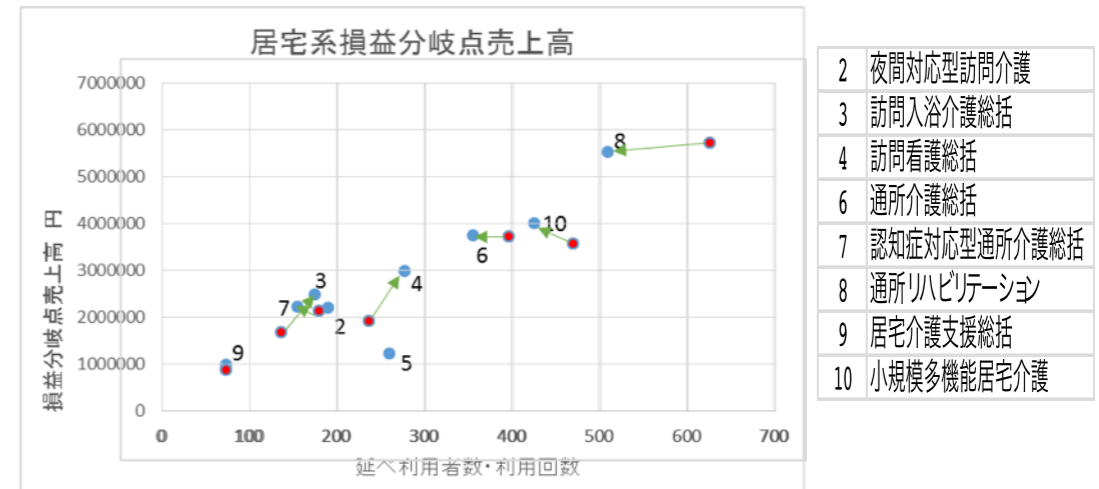
介護できる人数は要介護度の程度で決まる。それに併せて介護報酬単位を適切に決めれば、事業として成り立つことになる。その時そのサービスの需用者数も勘案して決めなければならない。しかし、それではサービスの供給量で介護報酬が決まることになってしまう。そこで先にサービスの需用者数（利用者数）を想定し、それに見合う介護施設従業員を算出し、収支差が適切になる介護報酬を決めたのではないかと推測される。そのため、介護サービスの利用者数に対する収入が、一定の直線上になったものとする。この直線より上に位置すれば利益が出るが、サービス施設には定員があり、それに応じた職員を配置しなければならないので、むやみに利用者を増やすわけにはいかない。施設の利用率を上げ、それを維持することが、経営効率上必要となる。

4-2 損益分岐点の平成20年と23年の比較

次に、平成20年から平成23年度の損益分岐点がどのように変化したのか、という比較を行った。その変化の原因が、損益分岐点のどの要素と影響し合っているかについてみた。

居宅系は下記、図4-2のように変化したことがわかる。青丸が平成23年、赤丸が平成20年のデータである。2番と5番の項目は平成20年時にはそのサービスそのものがないので、赤丸はない。これを見ると、8の通所リハビリと、10の小規模多機能住宅介護、6の通所介護については、売上高はあまり変化せず、損益分岐点における利用者が少なくなっている。

図4-2



また変化の緑のベクトルはほぼ水平である。8の通所リハビリは表4-2によると、固定費は23年の方が小さいので損益分岐点は左へ、変動費は23年の方が大きいので右に移動させる。収入の伸びは23年の方が大きいので損益分岐点は左に行く作用を示す。

表4-2

通所リハビリ	固定費	単位あたりの変動費	単位あたりの収入
平成20年度	4,102,000	2,596	9,167
平成23年度	3,853,000	3,293	10,841

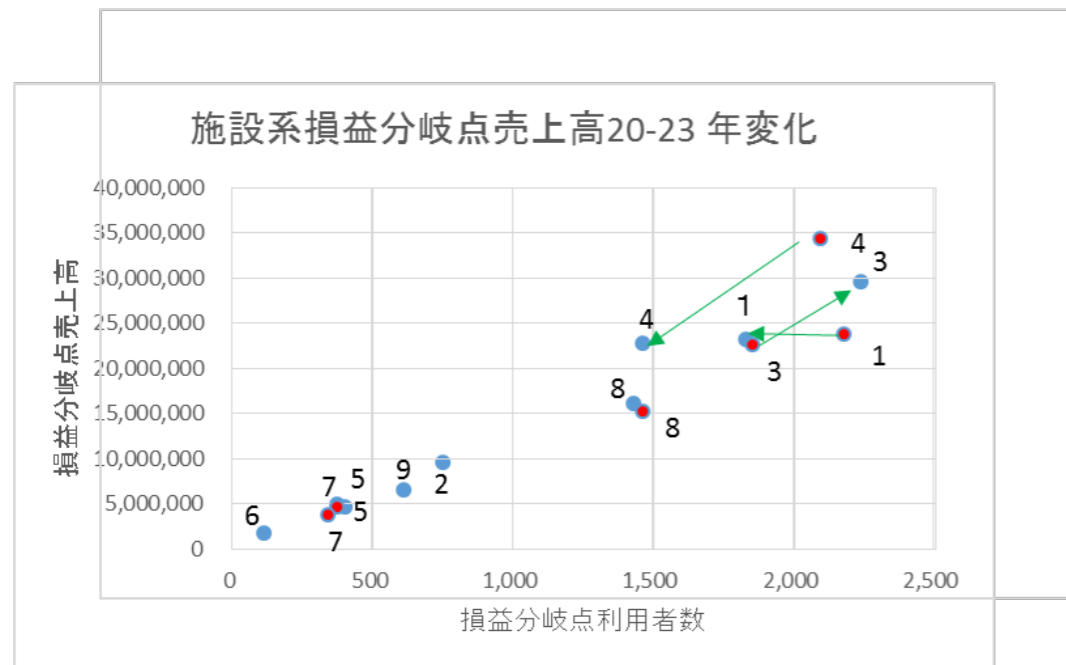
この場合、単位あたりの収入の影響の方が大きいため左へ移動したと考えられる。これはリハビリの医療保険から介護保険への移行がスムーズに進めるようサービス項目が新設されたこと（要介護度1でも270単位）、規模の大きい事業所（平均概利用者が900人以上）の単位が上がったこと、リハビリテーションマネジメント加算が20から230単位/月に上がったことなど

による。8の通所リハビリは固定費である職員給料が下がっており損益分岐点の利用者も下がっていることから事業の縮小が推定される。4の訪問看護は長時間訪問看護加算や複数名訪問加算の新設があり利用者増加とともに収入も増えたものと考えられる。3の訪問入浴介護は特に改定されていないが、損益分岐点の売上高が上がっている。また、最近3年間の事業者数は2000強で変わっていないので、競争が少ないための作用が働いたと考えられる。

4-3 施設系損益分岐点の平成20年と23年の比較

施設系の平成20年と23年を比較すると、図4-3のような結果を示した。

図4-3



1	介護老人福祉施設
3	介護老人保健施設
4	介護療養型医療施設
5	認知症対応共同生活
7	短期入所生活介護総括
8	特定施設入居者生活介護

1の老人福祉施設が左へ、4の介護療養医療施設が左下へ向かうという変化を見せている。また、3の介護老人保健施設は右上に移動しており、表4-3のように、4の介護療養医療施設については平成23年の方が固定費と単位あたりの変動費が下がって、費用が少なくなり損益分岐点を左に移動させる傾向を示している。

表4-3

介護療養型医療施設	固定費	単位あたりの変動費	単位あたりの収入	損益分岐点売上高	損益分岐点の延べ人数
平成20年度	22,831,000	5,541	16,471	34,406,839	2,089
平成23年度	15,433,000	4,973	15,506	22,719,709	1,465

単位あたりの収入は、23年の方が小さいので損益分岐点は右に移動させる。しかし、全体的に固定費と単位あたりの変動費の縮小が、左方向への作用を大きく示した。平成21年度介護報酬改定によると、医療保険との役割分担のため、理学療法の一部が廃止されたり、単位の見直しが行われたりしたために収入が下がったことがわかる。また、固定費である給与費は21,392,000円から14,624,000円に、減価償却費は1,439,000円から809,000円に大きく下がっている。職員数も常勤換算で63.9人から51.9人に下がっている。これらのことから事業が縮小したことになる。図4-3-2のように、介護療養型医療施設は漸

減しており、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は多少増加傾向にあることがわかる。この介護療養型医療施設は医療や看護を必要としない入居者が多数を占める状況となっていたので、医療と介護を分離するため廃止されることになった。そして、それほど医療の必要の無い利用者は、介護保険施設や福祉施設に移すことになった。しかし利用者の要望などにより平成30年まで廃止が延期された。

介護老人福祉施設は変動費が小さくなったこと、短期入所生活介護施設は収入が増えたため損益分岐点が左に移動した。単位の見直しの影響が大と思われる。

図4-3の3の介護老人保険事業は他のサービス事業とは違い左下から右上へと逆の変化をしている。介護報酬の改定では看取りの際のターミナルケア加算の新設や療養病床からの転換の受け皿としての評価を見直しサービス単位の増加、医療機関と家庭からの入所者の割合の差を3.5%以上にする要件について特例を設ける等の変更があった。

図4-3-2

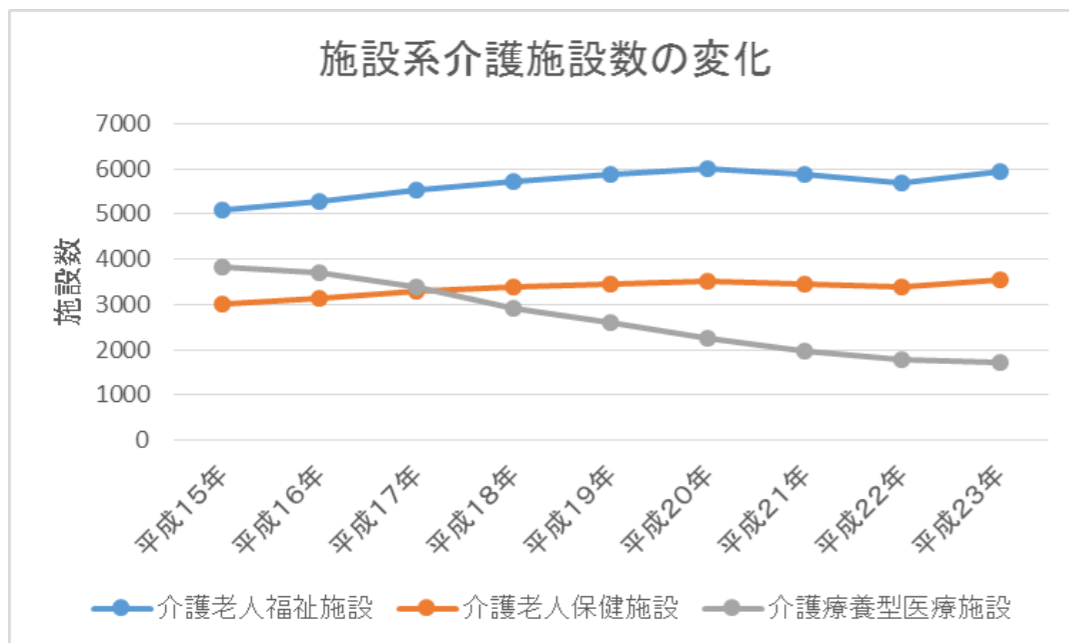


表4-3-2

介護老人保険施設	固定費	単位あたりの変動費	単位あたりの収入	損益分岐点売上高	損益分岐点の延べ利用者数
平成20年度	20,192,000	1,348	12,251	22,689,586	1,852
平成23年度	19,923,000	4,292	13,175	29,549,026	2,243

表4-3-2により、介護老人保険施設の固定費はほぼ同じであるが、単位あたりの変動費は上がり、損益分岐点は右に移動させ、さらに単位あたりの収入は上がって、損益分岐点を左に移動させている。結果として、損益分岐点を右に移動させている。しかし、収支差は2,429,000円から3,446,000円に上がっている。収支差率も7.3%から9.9%に上がっていて、事業としての業績は改善されている。事業が拡大して、損益分岐点が右に移動したためと思われる。介護療養型医療施設が縮小した影響で、こちらが増加したと考えられる。

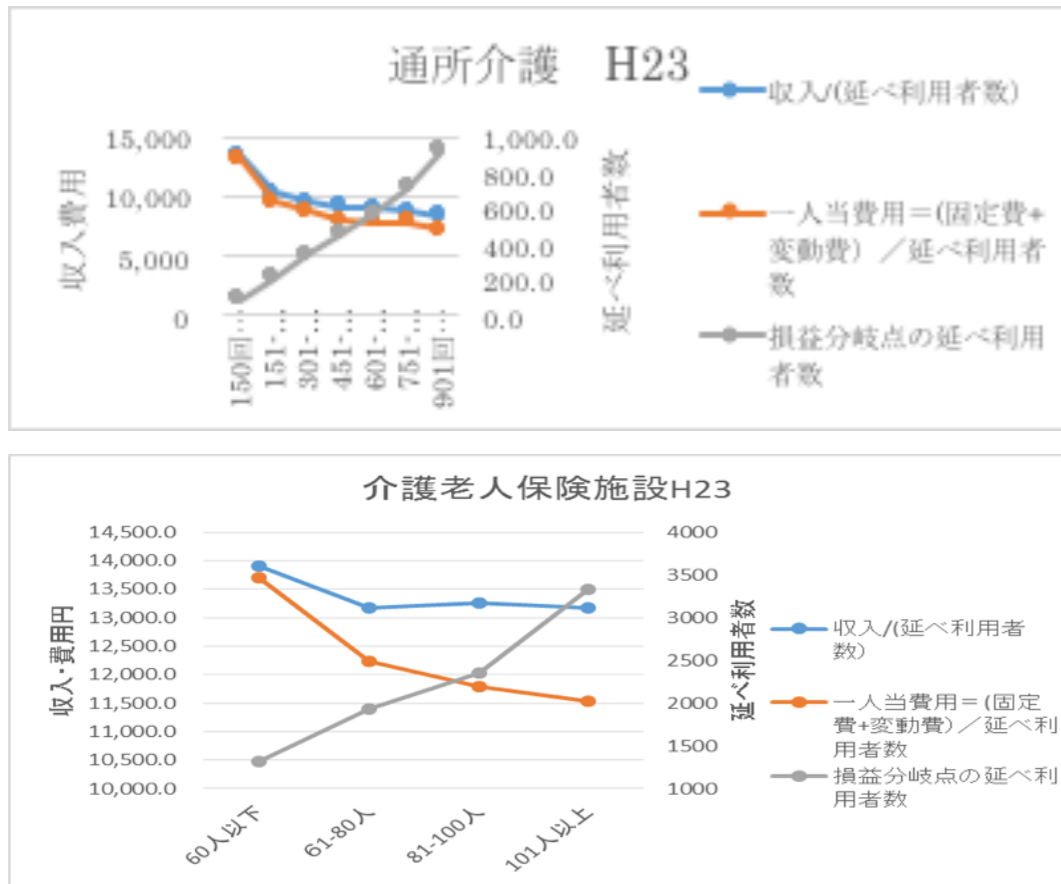
4-4 事業規模と効率性について

事業規模が大きくなり利用が増えれば、規模の経済性が成り立ち事業の収益が増すと想定される。介護事業経営実態調査の中の経営規模別データから、損益分岐点の一人当費用と一人当収入の関係のグラフを書いてみた。通所介護や訪問介護、訪問看護、介護療養型医療施設等ほとんどの介護事業で規模が大きくなると費用は逡減していた。収入も同様に逡減している。しかし、損益分岐点利用人数、あるいは利用回数は逆に逡増している。

下図の通所介護と介護老人保健施設については規模の経済性が表れていて、収入と費用は利用回数と伴に下がっている。当

然利用回数は増加している。通所介護の1回は一人の利用者が1回通所すると言うことで一人と同じ意味である。その下の介護老人保健施設では一人当の収入が下がらず費用との差が大きくなり利益が出ていることを表す。

図4-4-1



においては、公共が指示するユニットコストなどの費用・収入基準が必要とされるが、日本においては、介護報酬改定を通じて、このように、結果的に「利用者一人当の損益分岐点売上高（収益）」が等しくなるという現象が生じていることがわかった。この結果から推計すれば、新しい事業を始めるとき固定費と変動費と利用者数をどう想定すれば利益が出るかが推定できるというメリットが得られる。

また、平成20年度と23年度の変化の方向から、損益分岐点に対して、固定費や変動費収入のどの要素が影響を与えたのかという分析を行った。この結果、介護療養型医療施設については事業の縮小が推定でき、逆に介護老人保健施設の事業規模が拡大したことが示された。通所リハビリについてはサービス単価の影響が強く出ており、事業が縮小したことが推定できた。以上の通り、損益分岐点の売上高とその時の利用者数による分析はきわめて有効であることがわかった。

注

- 1 Julian Le Grand, The Other Invisible Hand, Princeton University Press, 2007
- 2 Julian Le Grand, The Other Invisible Hand, Princeton University Press, 2007, 38-46p
- 3 Julian Le Grand, The Other Invisible Hand, Princeton University Press, 2007, 95-127p
- 4 山本隆『ローカル・ガバナンス』（株）ミネルバ書房、2009年、130-148p
- 5 介護事業経営実態調査のデータは下表のように纏められている。表の右側の列「損益分岐点計算用分類」は損益分岐点を求めるためのデータの仕分けである。その右の「公費分析用分

5. 結論

損益分岐点売上高とその時の利用者数の関係を調べた結果、「利用者一人当の損益分岐点売上高（収益）」は約12600円でサービス事業の種類にかかわらずほぼ同じとわかった。準市場

類」は各介護サービス事業の公費を算出するための仕分けである。右端の公費分析用分類は今回使用していない。

付表 介護事業経営実態調査

介護事業経営実態調査の内訳		損益分岐点計算用分類	公費分析用分類
I	①介護料収入	収入	9 ㉑1 利用者 補助金 公費)
	②保険外の利用料	収入	
	③補助金収入	収入	
	④国庫補助金等特別積立金取崩額	固定費から差し引く	
	⑤介護報酬査定減	収入から差し引く	
	⑥介護職員処遇改善交付金	収入	
II	①給与費	固定費	補助金 公費)
	②減価償却費	固定費	
	③その他	変動費	
	内委託費		
III	①借入金補助金収入	収入	補助金 公費)
IV	①借入金利息	変動費	
V	①本部費繰入	変動費	
施設数			
平均定員			
延べ利用者数			
収入 = I + III - I (4)			
支出 = II + IV + V - I (4)			
収支差 = 収入 - 支出			

文献一覧

1. 佐橋克彦『福祉サービスの準市場化』ミネルヴァ書房、2006年、258pp。
2. ジュリアン・ルグラン著、後房雄訳『準市場:もう一つの見えざる手』、法律文化社、2010年、179pp。
3. ジュリアン・ルグラン著、郡司篤晃監訳『公共政策と人間』聖学院大学出版会、2008年、282pp。
4. 横山壽一『社会保障の再構築:市場化から共同化へ』新日本出版、2009年、189pp。
5. 狭間直樹『準市場の条件整備:社会福祉法人精度を中心とした政府民間関係分析』同志社大学博士論文(甲)第316号、2007年、79pp。
6. 横山壽一「社会保障の市場化と準市場」鈴木勉研究代表『新しい公私関係の構築をめざす「準市場」化次代の非営利福

祉法人事業体と公共部門の課題』科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書平成17-19年、

pp1-10。

7. 山路克文『医療・福祉の市場化と高齢者問題』ミネルヴァ書房、2003年。

8. 浅井春夫『市場原理と弱肉強食の福祉への道』あけび書房、2002年。

9. 見目洋子『「生活福祉」を実現する市場創造』中央経済社、1997年。

10. C.ボルザガ、J.ドウフルニ編、内山哲郎、石塚秀雄、柳沢敏勝訳『社会的企業』、日本経済新聞社、2004年

11. 竹内章朗ほか『平等主義が福祉をすくう』青木書店、2005年。

12. 宮澤健一『福祉経済社会への選択:21世紀日本・市場と連帯の社会システム』第一書林、2005年。

13. 渋谷博史、平岡公一編著『福祉の市場化を見る目:資本主義メカニズムとの整合性』ミネルヴァ書房、2004年。

14. G.エスピン・アンデルセン著、渡辺雅男、渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎:市場・福祉国家・家族の政治経済』桜井書店、2000年。

15. R.A.ボールダー著小野瀬由一、小野瀬清江訳『マネジドケアとは何か:社会保障における市場原理の解放と統制』ミネルヴァ書房、2004年。

16. 平岡公一、杉野昭博、所道彦、鎮目真人『社会福祉学』有斐閣、2011年、521pp。

17. 山本隆『ローカル・ガバナンス』ミネルヴァ書房、2009年、344pp。

18. 児玉正史「準市場の概念」『年報行政学会編』通号

39,2009-05、pp129-146。

19. 真野俊樹「社会保障と準市場の考え方」『共済総合研究』65号、2012-09、pp96-113。

20. 村上真「イギリス準市場改革とアカウントビリティ」『同志社法学』54巻5号、同志社法学会編、2002-11、pp1680-1697。

21. 児玉正史「公共サービスにおける利用者の選択—準市場の分析枠組」『名古屋大学法政論集』177号、名古屋大学大学院法学研究科編、1999-03、pp189-222。

22. 岡崎祐司「社会福祉の[準市場化]と[市場個人主義]」『経済科学通信』112号、2006-12、pp24-30。

23. 坏洋一「福祉国家における[社会市場]と[準市場]」『季刊社会保障研究』通号180、国立社会保障・人口問題研究所編、2008-00、pp82-93。

24. 佐橋克彦「準市場と公的介護保険制度—英国の理論モデルを手がかりに」『帯広大谷短期大学紀要』38巻、2000-10、pp137-147

25. 挟間直樹「社会保障の行政管理と[準市場]の課題」『季刊社会保障研究』通号180、国立社会保障・人口問題研究所編、2008-00、pp70-81。

26. 児玉正史『公共サービスにおける市場—準市場からの接近』弘前大学、2004年。

27. 佐橋克彦「わが国介護サービスにおける選択制と利用者主体の限界：準市場の観点から」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』49号、2012-03、pp99-114。

28. 金谷信子「準市場における非営利組織の役割と市場シェア—介護サービス市場の分析」『広島国際研究』16号、広島市立大学国際学部編、2010年、pp37-53。

29. 松川誠一、久場嬉子、清水洋行/他「ケアサービスの準市場化はケア労働者に何をもたらしたのか—グループホーム職員の心理的ストレス、満足度、組織コミットメント」『社会政策研究』通号9、2009-03、pp223-241。

30. 田中滋「準市場における介護—公益性と科学性」『地域ケアリング』通号90、2005-09、pp22-26。

31. 小塩隆士『公平性と政策対応』勁草書房、2007年、194pp。

32. 佐橋克彦「[準市場]の介護・障害者福祉サービスへの適用」『季刊・社会保障研究』'08,Vol.44,No.1,pp30-40

33. 挟間直樹「社会保障の行政管理と『準市場』の課題」70-81

34. 遠藤久男「我が国の医療提供システムと準市場」『季刊・社会保障研究』'08,Vol.44,No.1,pp19-29

35. 鈴木亘「保育制度への市場原理導入の効果に関する厚生分析」『季刊・社会保障研究』'08,Vol.44,No.1,pp41-58

36. 小塩隆士、田中康秀「教育サービスの『準市場』化の意義と課題」『季刊・社会保障研究』'08,Vol.44,No.1,pp59-

▶短時間労働者の男女間賃金格差はなぜ生ずるのか

—賃金構造基本統計調査による統計分析—

久野 聡

要旨

本稿では、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の公表データの分析を通して、短時間労働者の男女間賃金格差の実態及びその発生要因について統計的に明らかにした。

短時間労働者の男女間賃金格差の実態については、「男性短時間労働者では勤続年数が長くなるに従って賃金が上昇する年功賃金がみられるが、他方、女性短時間労働者ではそのような年功賃金はほぼみられないこと」、「職種別に短時間労働者の男女間賃金格差をみると、総じて、「〇〇工」といった建設業や製造業などのブルーカラー職種で格差が大きく、一方、第3次産業、特にサービス業関連職種では格差が小さいか又は格差がほぼみられない傾向にあること」などについて分析を行った。

短時間労働者の男女間賃金格差の発生要因については、男女間での「職種」構成の違いによるものであることがわかった。さらに、職種別男女間賃金格差について、男性の勤続年数と男女間賃金格差の相関から、短時間労働者については、男性の勤続年数が長い職種では概して男女間賃金格差が比較的大きく、男性の勤続年数が短い職種では男女間賃金格差が比較的小さい傾向にあることを明らかにし、それぞれの職種ごとに男女間賃金格差が生じている要因としては、職種ごとにみても男性短時間労働者の賃金には年功制がみられ、他方、女性短時間労働者の賃金には年功制がみられず賃金カー

ブがほぼフラットな形状をしていることが考えられること、また、職種ごとに男性の勤続年数の長さはそれぞれ異なるが、職種ごとの男性の勤続年数の長短がそれぞれの職種の男女間賃金格差の大小を生み出している要因であると考えられることを示した。

【キーワード】

短時間労働者、男女間賃金格差、賃金構造基本統計調査、賃金格差の発生要因、賃金カーブ、職種、男性の勤続年数

第1章 はじめに

1.1 研究目的

本論文においては、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の公表データの分析を通して、短時間労働者における男女間賃金格差の実態及びその要因について統計的に明らかにした。

統計データにより男女間賃金格差について分析した先行研究をみると、そのほとんどは主に一般労働者を研究の対象としたものである。例えば、厚生労働省（2010）『変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書』では、「一般労働者と非正規労働者間の賃金の差は男性においてもみられること、非正規労働者における男女間の賃金格差は小さく、むしろ一般労働者における男女間格差の方が大きいことから、非正規労働者は分析の対象としていない。」としている。

この研究会報告書では、このように述べ、非正規労働者を男女間賃金格差研究の対象外としているが、「果たして非正規労働者における男女間賃金格差は分析の対象とする必要性がないほど小さいのであろうか。そもそも非正規労働者における男女

間賃金格差は存在するのであろうか。存在するとしたらどの程度の格差が生じているのであろうか。非正規労働者の男女間賃金格差は一般労働者のそれに比べどの程度小さいのであろうか。また、非正規労働者における男女間賃金格差の発生要因は何であらうか」。

本研究はこのような疑問から出発した。本研究において非正規労働者における男女間賃金格差に関する上述の疑問に一定の解答を得たいと思う。さらに、「それぞれの職種ごとに男女間賃金格差が生じているのであろうか。男女間賃金格差が比較的大きい職種とそれほど格差が大きい職種があるが、何故だろうか。」、研究の過程で生じたこれらの職種別男女間賃金格差に関する疑問についても考察し、一定の解答を得たいと思う。

そこで、本研究では、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の公表データを用いて、非正規労働者について、データの制約から実際には非正規労働者の多数を占める短時間労働者について、男女間賃金格差の実態や格差の発生要因について様々な角度から統計的に分析を試みることにする。

1.2 本論文の構成

本論文の第2章以下の構成は、次のとおりである。

第2章では、短時間労働者における男女間賃金格差について研究する前に、厚生労働省の研究会が行った研究により、一般労働者における男女間賃金格差の実態や格差の発生要因等について概観する。

第3章では、短時間労働者における男女間賃金格差の実態について厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の公表データを用いて様々な切り口から分析する。

第4章では、短時間労働者における男女間賃金格差の発生要因について、同じく厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の公表データを用いて、女性の労働者構成が男性の労働者構成と同一であったと仮定した場合の女性の賃金を算出することにより分析する。

第5章では、短時間労働者における職種別男女間賃金格差の発生要因について一定の解答を得るべく、短時間労働者の職種別男性の勤続年数と男女間賃金格差について、同じく厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の公表データを用いて分析する。

第6章では、短時間労働者における男女間賃金格差の実態及びその発生要因に係る統計的分析について、まとめを述べる。

第2章 一般労働者における男女間賃金格差の実態

まずは厚生労働省（2010）『変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書』に基づき作成された同じく厚生労働省（2010）『男女間の賃金格差解消のためのガイドライン』（以下「ガイドライン」という。）により、一般労働者における男女間賃金格差の実態や格差の発生要因等について概観する。

ガイドラインでは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」結果より、男性一般労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性一般労働者の所定内給与額の値を算出し、一般労働者における男女間賃金格差について、「一般労働者の女性の平均賃金水準は、平成25年で71.3と約7割となっている。長期的には縮小傾向にあるものの、先進諸外国と比較すると、その格差は依然として大きいものがある。」と評価している。

また、ガイドラインでは、同じく厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」結果より、各項目（勤続年数、職階、年齢、学歴、労働時間、企業規模、産業）について、「労働時間」の項目については時間当たり賃金により格差を再計算し、その他の項目についてはそれぞれの項目について、女性の労働者構成が男性の労働者構成と同じと仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性の平均所定内給与額との比較を行った場合に格差がどの程度縮小するかを算出している。それにより男女間賃金格差の縮小の程度をみると「職階」、「勤続年数」で特に大きいことから、一般労働者における男女間賃金格差の発生要因について、「男女間賃金格差は、男女の平均勤続年数や管理職比率に差異があることが主な要因となっている。」と分析している。

第3章 短時間労働者における男女間賃金格差の実態

第2章では、厚生労働省（2010）『男女間の賃金格差解消のためのガイドライン』により、女性一般労働者の賃金は男性一般労働者の賃金の約7割となっていること、一般労働者における男女間賃金格差は男女の平均勤続年数や管理職比率に差異があることが主な要因となっていることをみてきた。

短時間労働者においても男女間賃金格差は存在するのだろうか。存在するとしたら女性短時間労働者の賃金は男性短時間労働者のそれに比べどの程度の水準なのだろうか。一般労働者における男女間賃金格差に比べれば短時間労働者のそれは相対的に小さいことが予想されるが、どの程度小さいのだろうか。

第3章では、このような疑問に対して一定の解答を得るべく、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の公表データを用いて、短時間労働者における男女間賃金格差の実態について、年齢階級別、勤続年数階級別、産業別、職種別などの様々な切り口から分析する。なお、以下において短時間労働者における男女間賃金格差とは、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」結果より、男性短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額を100.0としたときの、女性短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額の値をいう。

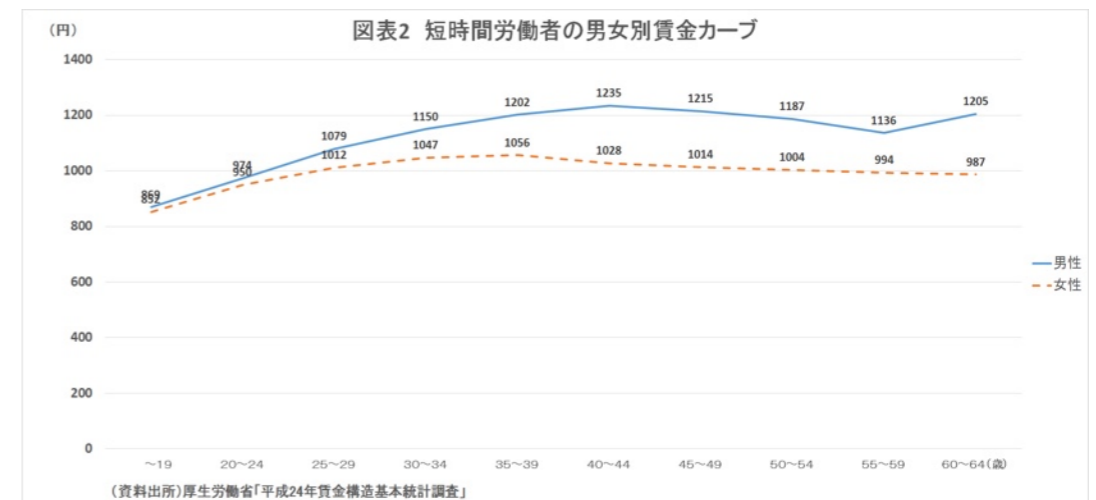
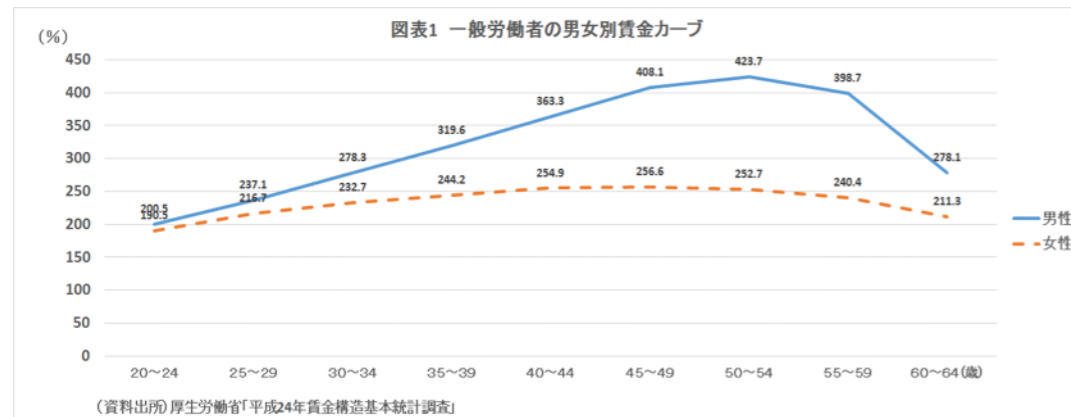
3.1 短時間労働者の賃金カーブ

まずはじめに、一般労働者の賃金カーブを男女別に描いてみると、男性と女性では賃金カーブの形状が大きく異なっている。男性一般労働者の賃金カーブは、年齢が上がるに従って賃金が高くなり、50～54歳層をピークに再び賃金が下降していく、山の形を示している。20～24歳層の賃金は200.5千円であるが、ピークの50～54歳層の賃金は423.7千円で、20～24歳層の賃金を100としたときの50～54歳層の賃金は211となり、50～54歳層の賃金水準は20～24歳層の賃金水準の2倍を超えている。一方、女性一般労働者の賃金カーブをみると、男性一般労働者の賃金カーブに比べ、年齢の上昇に伴う賃金の上昇程度が非常に緩やかになっている。女性一般労働者の20～24歳層の賃金は190.5千円であるが、ピークの45～49歳層の賃金は256.6千円に止まり、20～24歳層の賃金を100としたときの45～49歳層の賃金は135と、1.3倍強にしかならない。50歳以上の賃金については緩やかに低下している。

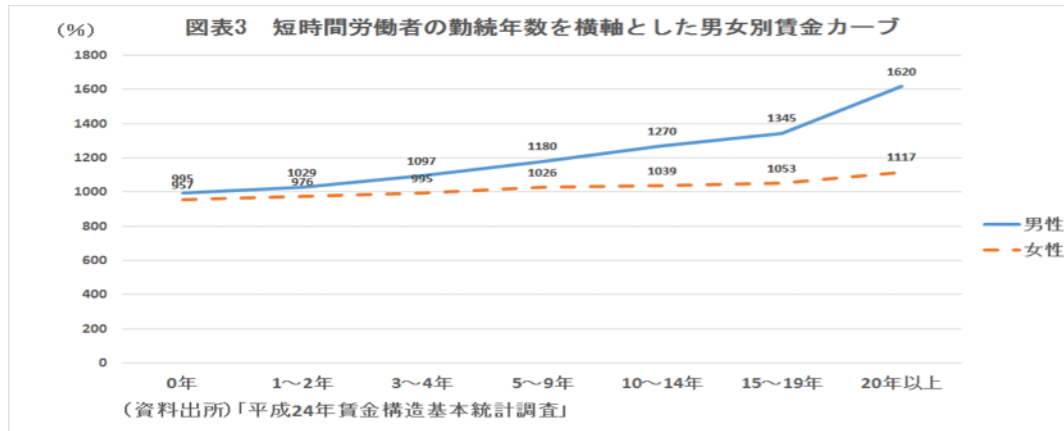
短時間労働者の賃金カーブをみてみると、男性においては、一般労働者に比べれば緩やかではあるが、年齢が上がるに従っ

て賃金が上昇している様子が窺える。20～24歳層では1時間当たり賃金が974円であるのに対し、ピークの40～44歳層では1,235円となっており、20～24歳層の賃金を100としたときの40～44歳層の賃金は127となっている。一方、女性短時間労働者の賃金カーブをみると、ほぼフラットな形状を示しており、20～24歳層が950円で、ピークの35～39歳層が1,056円となっている。20～24歳層の賃金を100とすると、35～39歳層の賃金は111であり、40歳以降は緩やかに低下又はフラットな形状を示している。

このようなことから短時間労働者においても男性については、一般労働者に比べれば緩やかではあるが、年齢が上がるに従って賃金が上昇する年功賃金がみられる。



さらに、短時間労働者について勤続年数を横軸とした賃金カーブをみると、年齢を横軸とした賃金カーブと同様に、男性においては勤続年数が長くなるに従って賃金が上昇している様子が窺われ、一方、女性においてはほぼフラットな形状を示していることが把握できる。すなわち、男性短時間労働者では勤続年数が長くなるに従って賃金が上昇する年功賃金がみられるが、他方、女性短時間労働者ではそのような年功賃金はほぼみられない。男性短時間労働者において年功賃金がみられるのは、男性短時間労働者では「〇〇工」といった建設業や製造業などのブルーカラー職種が女性短時間労働者に比べて多く、特にこのような職種では専門性や熟練した技術を要すると思われる。長く勤続することによって賃金が上昇していると考えられる。



3.2 短時間労働者における男女間賃金格差の水準

短時間労働者の男女間賃金格差の水準を一般労働者のそれと比べてみると、短時間労働者の男女間賃金格差は平成24年で91.5と女性の賃金水準は男性の9割程度であるが、一方、一般労働者の男女間賃金格差は70.9と女性の賃金水準は男性の7割程度にとどまっており、短時間労働者の男女間賃金格差は一般労働者の男女間賃金格差に比べ小さくなっている。

これは一般労働者と短時間労働者の賃金カーブの形状をみると、男性については短時間労働者の賃金カーブは一般労働者のそれに比べ年齢が上がるに従って賃金が上昇している程度が緩やかであり、女性については短時間労働者、一般労働者の賃金カーブともにほぼフラットな形状を示していることによるものと考えられる。

3.3 年齢階級別にみた短時間労働者の男女間賃金格差

年齢階級別に短時間労働者の男女間賃金格差をみると、19歳以下が98.0、20~24歳が97.5と20歳代前半以下層では100に近い値となっており、男女間賃金格差はほぼみられない。年齢

が高くなるにつれて男女間賃金格差が拡大しており、40歳代が83程度と格差が最大となっている。その後は50歳代後半(87.5)にかけて緩やかに格差が縮小している。

年齢階級別にみた短時間労働者の男女間賃金格差が年齢が高くなるにつれてこのような推移を示すのは、先にみた短時間労働者の男女別賃金カーブが男性においては年齢が上がるに従って賃金が上昇しているいわゆる年功賃金がみられ、一方、女性においてはほぼフラットな形状を示していることによるものである。

3.4 勤続年数階級別にみた短時間労働者の男女間賃金格差

勤続年数階級別に短時間労働者の男女間賃金格差をみると、勤続年数0年が96.2、1~2年94.8、3~4年90.7、5~9年86.9、10~14年81.8、15~19年78.3、20年以上69.0となっている。

勤続年数が2年までの勤続年数が短い層では男女間賃金格差は90台半ばとなっており格差があまりみられないが、勤続年数が3年以上9年までの層では男女間賃金格差が90前後、10年以上19年までの層では80前後となっており勤続年数が長くなるにつれて格差が拡大している。勤続年数が20年以上の層では男女間賃金格差が69.0にまで格差が拡大しており、女性短時間労働者の賃金水準は男性短時間労働者の7割程度にとどまっている。

3.5 産業別にみた短時間労働者の男女間賃金格差

産業別に短時間労働者の男女間賃金格差をみると、鉱業、採石業、砂利採取業91.9、建設業77.7、製造業74.6、電気・ガス・熱供給・水道業74.4、情報通信業89.0、運輸業、郵便業81.9、卸売業、小売業93.0、金融業、保険業74.4、不動産業、物品賃貸業

96.4、学術研究,専門・技術サービス業61.6、宿泊業,飲食サービス業97.4、生活関連サービス業,娯楽業97.7、教育,学習支援業86.9、医療,福祉84.7、複合サービス事業80.3、サービス業（他に分類されないもの）93.8となっている。

建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業,保険業、学術研究,専門・技術サービス業で格差が大きく、一方、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業では90台後半とほぼ格差がみられない。概して、ブルーカラー職種が多く働いている建設業や製造業などの産業での男女間賃金格差が比較的大きく、サービス業関連職種が多く働いている第3次産業での男女間賃金格差は比較的小さなものとなっているといえよう。

3.6 職種別にみた短時間労働者の男女間賃金格差

職種別に短時間労働者の男女間賃金格差をみると、総じて、「〇〇工」といった建設業や製造業などのブルーカラー職種で格差が大きく、一方、第3次産業、特にサービス業関連職種では格差が小さいか又は格差がほぼみられない傾向にある（「5.1 短時間労働者の職種別男性の勤続年数と男女間賃金格差」の「図表5 短時間労働者の職種別男性の勤続年数と男女間賃金格差」を参照のこと）。

以上、第3章では、短時間労働者における男女間賃金格差の実態について、年齢階級別、勤続年数階級別、産業別、職種別など様々な切り口から分析し、第1に、「男性短時間労働者では勤続年数が長くなるに従って賃金が上昇する年功賃金がみられるが、他方、女性短時間労働者ではそのような年功賃金はほぼみられない。」第2に、「職種別に短時間労働者の男女間賃金格差をみると、総じて、「〇〇工」といった建設業や製造業

などのブルーカラー職種で格差が大きく、一方、第3次産業、特にサービス業関連職種では格差が小さいか又は格差がほぼみられない傾向にある」ことなどを明らかにした。

第4章 短時間労働者における男女間賃金格差の発生要因

それでは、短時間労働者における男女間賃金格差の主な発生要因は何であろうか。第4章では、この要因を明らかにするために、短時間労働者について、ガイドラインにおいて一般労働者に対し行った計算と同様の方法により計算を行ってみた。具体的には、短時間労働者について、各項目（勤続年数、職種、年齢、雇用期間の定め、企業規模、産業）について、女性の労働者構成が男性の労働者構成と同じと仮定して（女性の労働者構成を男性のそれに置き換えて）算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性の平均所定内給与額との比較を行った場合に格差がどの程度縮小するかを計算した。

この計算結果は「図表3 短時間労働者における男女間賃金格差の発生要因」に示したとおりとなったところであり、それによれば、短時間労働者については、格差を縮小させた調整項目は「職種」（27.4ポイント縮小）のみであり、他の全ての項目は格差に影響を与えないか又はほぼ与えない。

このような本研究における分析によれば、「短時間労働者における男女間賃金格差の発生要因は、男女間での「職種」構成の違いによるもの」と結論付けられよう。

このような結論が得られたのは、女性短時間労働者においては、男性短時間労働者に比べて、「保育士（保母・保父）」、「福祉施設介護職」などの保育・介護職種、「販売店員（百貨店店員を除く。）」、「スーパー店チェッカー」、「給仕従事

者」などの小売業・飲食店職種や、「ビル清掃員」などの清掃職種等賃金の低い職種で働く者の割合が高くなっていることによるものと考えられる。

図表4 短時間労働者における男女間賃金格差の発生要因

調整した事項	男女間賃金格差 (原数値)	男女間賃金格差 (調整済み)	男女間賃金格差の 縮小の程度
勤続年数	91.5	90.6	-0.9
職種	63.8	91.2	27.4
年齢	91.5	89.5	-2.0
雇用期間の定め	91.5	91.5	0.0
企業規模	91.5	91.5	0.0
産業	91.5	89.7	-1.8

(資料出所) 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

第5章 短時間労働者における職種別男性の

勤続年数と男女間賃金格差

第4章での考察から、短時間労働者における男女間賃金格差は、男女間の職種構成の差異を主な要因として生じていることが示されたが、それでは何故、それぞれの職種ごとに男女間賃金格差が生じているのであろうか。男女間賃金格差が比較的大きい職種とそれほど格差が大きい職種があるが、何故だろうか。第5章では、これらの疑問について考察し、一定の解答を得たいと思う。

5.1 短時間労働者の職種別男性の勤続年数と男女間賃金格差

厚生労働省の「平成24年賃金構造基本統計調査」結果により、男性短時間労働者の勤続年数を職種別にみると、「〇〇工」といった建設業や製造業などのブルーカラー職種で

は平均勤続年数が長い職種が多く、第3次産業、特にサービス業関連職種では平均勤続年数が短い職種が多くなっている。これは「〇〇工」といった建設業や製造業などのブルーカラー職種では、専門性や熟練した技術を要すると思われ、長く勤続することによって一般労働者と同様の（労働者サイドからみた）キャリア形成と（企業サイドからみた）人的資本形成が重要であることによるものと考えられる。

次に、短時間労働者の男女間賃金格差を職種別にみると、「3.6 職種別にみた短時間労働者の男女間賃金格差」で述べたように、総じて、「〇〇工」といった建設業や製造業関連のブルーカラー職種で格差が大きく、一方、第3次産業、特にサービス業関連職種では格差が小さいか又は格差がほぼみられない傾向にある。

具体的に職種を列挙すれば、男性の勤続年数が10年以上と長くかつ男女間賃金格差が80未満と大きい職種は、「化学分析員」「公認会計士、税理士」「記者」「保険外交員」「鋳物工」「型鍛造工」「金属検査工」「毛織紡糸工」「陶磁器工」「フライス盤工」「金属プレス工」「鉄工」「溶接工」「機械修理工」「重電機器組立工」「半導体チップ製造工」「自動車整備工」「オフセット印刷工」「発電・変電工」「電気工」であり、「〇〇工」といった建設業や製造業関連のブルーカラー職種が多くなっている。

一方、男性の勤続年数が5年未満と短くかつ男女間賃金格差が95以上と小さい職種は、「獣医師」「薬剤師」「看護補助者」「保育士（保母・保父）」「ホームヘルパー」「個人教師、塾・予備校講師」「デザイナー」「販売店員（百貨店店員を除く。）」「スーパー店チェッカー」「調理士」「調理士見習」「給仕従事者」「娯楽接客員」「警備員」「自家用乗用自

「自動車運転者」であり、第3次産業、特にサービス業関連職種が多くなっている。

このような実態をもう少しみてみると、短時間労働者については、男性の勤続年数が長い職種では概して男女間賃金格差が比較的大きく、男性の勤続年数が短い職種では男女間賃金格差が比較的小さい傾向があるといえるのではないか。

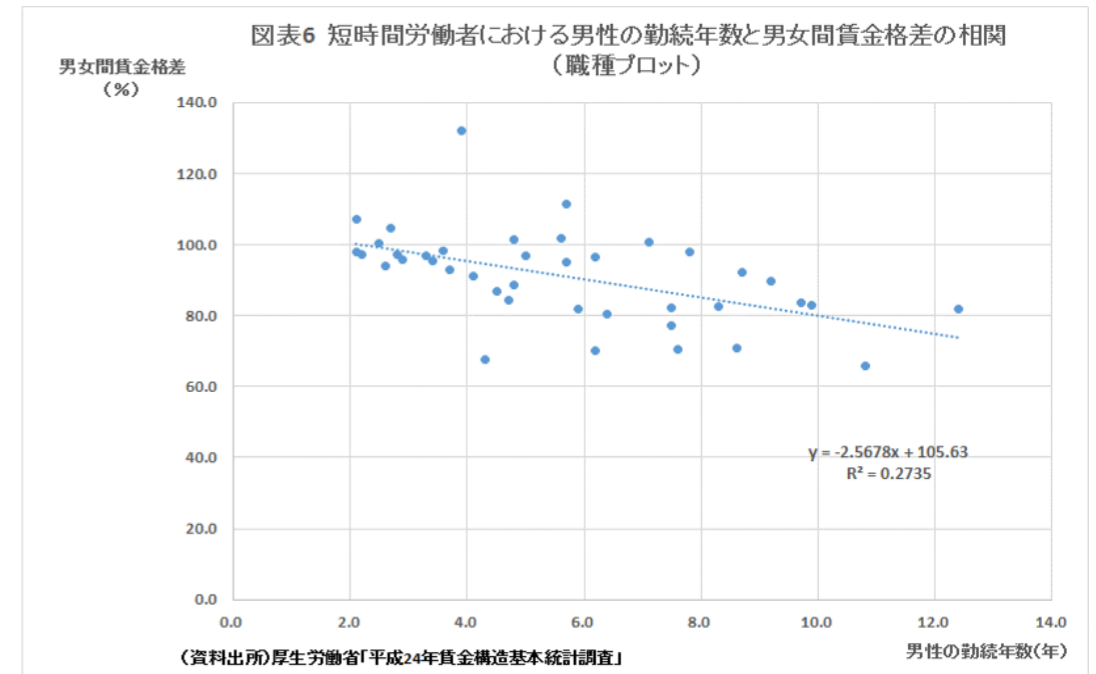
図表5 短時間労働者の職種別男性の勤続年数と男女間賃金格差

職種	男性の勤続年数		職種	男性の勤続年数		職種	男性の勤続年数	
	年数	格差(%)		年数	格差(%)		年数	格差(%)
自然科学系研究者○	7.5	77.3	百貨店店員○	5.0	96.8	パフ研磨工	15.0	113.9
化学分析員	10.6	69.3	販売店員(百貨店店員を除く。)○	2.8	97.1	仕上工○	6.4	80.4
技術士	5.0	79.3	スーパー店チェッカー○	2.5	100.5	溶接工	13.0	69.5
一級建築士	4.8	78.2	自動車外交販売員	7.5	82.6	機械組立工○	7.5	82.4
測量技術者	6.5	38.7	家庭用品外交販売員○	7.6	70.4	機械検査工	7.8	70.2
システム・エンジニア	9.2	91.2	保険外交員	20.5	74.9	機械修理工	13.1	59.6
プログラマー	0.8	66.4	理容・美容師	8.9	67.7	重電機器組立工	11.4	65.4
医師○	5.9	82.0	洗たく工○	7.1	100.9	通信機器組立工	5.9	90.1
歯科医師○	5.7	111.5	調理士○	2.9	95.6	半導体チップ製造工	21.0	64.1
獣医師	0.9	97.8	調理士見習○	2.2	97.0	プリント配線工	4.3	76.4
薬剤師○	3.3	96.9	給仕従事者○	2.1	98.1	軽電機検査工	6.8	95.4
看護師○	2.6	94.0	娯楽接客員○	2.7	104.8	自動車組立工	9.2	61.0
准看護師○	6.2	70.2	警備員○	4.8	101.6	自動車整備工	11.4	68.6
看護補助者○	2.1	107.2	守衛○	5.6	101.8	パン・洋生菓子製造工○	9.2	89.7
診療放射線・診療X線技師○	9.9	83.0	旅客掛	5.2	81.5	織布工	8.0	67.4
臨床検査技師○	4.7	84.2	自家用乗用自動車運転者○	3.9	132.1	ミシン縫製工	8.0	87.7
理学療法士、作業療法士○	4.3	67.7	自家用貨物自動車運転者○	4.8	88.5	製材工	10.6	92.0
栄養士	4.6	86.9	タクシー運転者○	9.7	83.6	木型工	4.9	90.8
保育士(保育・保父)	3.0	102.9	営業用バス運転者	8.9	100.4	家具工	8.0	90.6
介護支援専門員(ケアマネージャー)	3.4	79.2	営業用大型貨物自動車運転者	8.8	87.9	建具製造工	26.0	101.3
ホームヘルパー○	3.6	98.2	営業用普通・小型貨物自動車運転者○	4.5	87.0	製紙工○	9.7	78.1
福祉施設介護員○	3.7	92.9	非鉄金属精錬工	4.8	80.7	紙工	7.8	97.7
公認会計士、税理士	10.0	31.4	鋳物工	21.0	60.4	プロセス製版工	8.3	87.1
幼稚園教諭	3.6	94.2	型鍛造工	17.8	72.6	オフセット印刷工	34.2	56.6
高等学校教員○	8.7	92.1	金属検査工	17.9	72.0	合成樹脂製品成形工	13.2	82.9
大学教授	10.1	102.7	一般化学工○	12.4	81.9	金属・建築塗装工	4.8	66.0
大学准教授	7.0	121.7	化繊紡糸工	44.9	75.7	機械製図工	5.8	73.7
大学講師○	6.2	96.5	ガラス製品工	2.9	57.0	ボイラー工	10.5	100.0
各種学校・専修学校教員○	8.6	71.0	陶磁器工	10.5	75.0	建設機械運転工	7.9	47.1
個人教師、塾・予備校講師○	3.4	95.4	旋盤工○	8.3	82.7	発電・変電工	13.3	66.3
記者	15.7	62.6	フライス盤工	20.4	61.7	電気工	10.7	60.8
デザイナー	2.0	106.9	金属プレス工○	10.8	66.0	土工	8.9	150.6
ワープロ・オペレーター	10.9	108.9	鉄工	27.6	28.3	港湾荷役作業員	3.7	66.7
キーパンチャー	2.5	75.6	板金工	5.9	94.5	ビル清掃員○	4.1	91.1
電子計算機オペレーター	7.0	87.9	電気めっき工	1.8	88.5	用務員○	5.7	95.0

(資料出所)厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

短時間労働者について、男性の勤続年数と男女間賃金格差の間に上述のような傾向があるか検証するために、男性の勤続年数を独立変数（x軸）に、男女間賃金格差を従属変数（y軸）にして相関図及びプロットの近似直線を描いてみた。ただし、

労働者数が1000人未満の職種は母数が少なくプロットのウェイトが小さいため対象から除外した（i.e.「図表5 短時間労働者の職種別男性の勤続年数と男女間賃金格差」において○印を付した職種を対象とした）。



これをみると、近似直線は右肩下がりの形状（傾きが負値）を示しており、総じていえば、短時間労働者については、男性の勤続年数が長い職種では概して男女間賃金格差が比較的大きく、男性の勤続年数が短い職種では男女間賃金格差が比較的小さい傾向にあるといえよう（なお、平成25年及び26年のデータによっても、労働者数を1000人未満の職種を除外しない場合においても、同様に右肩下がりの形状が示され、上述の傾向に変化はない。）。

5.2 短時間労働者における職種別男女間賃金格差の発生要因

「3.1 短時間労働者の賃金カーブ」においてみたとおり、短時間労働者の賃金カーブにも、男性においては勤続年数が長くなる（年齢が上がる）に従って賃金が上昇する年功賃金がみられるが、他方、女性短時間労働者の賃金カーブはほぼフラットな形状を示しており、勤続年数が長くなる（年齢が上がる）に従って賃金が上昇する年功賃金はほぼみられない。データの制約から短時間労働者について職種ごとに賃金カーブを描くことはできず定量的な検証は行えないが、職種ごとに賃金カーブを描いてみてもその多くは上述した傾向と同様の傾向を有しているものと考えられよう。

また、「5.1 短時間労働者の職種別男性の勤続年数と男女間賃金格差」でみたとおり、総じていえば、短時間労働者については、男性の勤続年数が長い職種では概して男女間賃金格差が比較的大きく、男性の勤続年数が短い職種では男女間賃金格差が比較的小さい傾向にあるといえる。

これらのことを勘案すれば、それぞれの職種ごとに男女間賃金格差が生じている要因としては、職種ごとにみても男性短時間労働者の賃金には年功制がみられ、他方、女性短時間労働者の賃金には年功制がみられず賃金カーブがほぼフラットな形状をしていることが考えられよう。また、職種ごとに男性の勤続年数の長さはそれぞれ異なるが、職種ごとの男性の勤続年数の長短がそれぞれの職種の男女間賃金格差の大小を生み出している要因であるといえよう。

第6章 おわりに

本論文においては、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の公表データの分析を通して、短時間労働者における男女間賃金格差の実態及びその要因について統計的に明らかにした。

短時間労働者における男女間賃金格差の実態については、年齢階級別、勤続年数階級別、産業別、職種別など様々な切り口から分析し、「男性短時間労働者では勤続年数が長くなるに従って賃金が上昇する年功賃金がみられるが、他方、女性短時間労働者ではそのような年功賃金はほぼみられない。」「職種別に短時間労働者の男女間賃金格差をみると、総じて、「〇〇工」といった建設業や製造業などのブルーカラー職種で格差が大きく、一方、第3次産業、特にサービス業関連職種では格差が小さいか又は格差がほぼみられない傾向にある。」ことなどを明らかにした。「〇〇工」といった建設業や製造業などのブルーカラー職種では、専門性や熟練した技術を要すると思われ、長く勤続することによって一般労働者と同様の（労働者サイドからみた）キャリア形成と（企業サイドからみた）人的資本形成が重要であることによるものと考えられる。また、短時間労働者における男女間賃金格差の発生要因については、各項目（勤続年数、職種、年齢、雇用期間の定め、企業規模、産業）について、女性の労働者構成が男性の労働者構成と同じと仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性の平均所定内給与額との比較を行った場合に格差がどの程度縮小するかを分析し、それによれば、短時間労働者における男女間賃金格差の発生要因は、男女間での「職種」構成の違いによるものであることを明らかにした（ガイドラインによれば、一般労働

者における男女間賃金格差は、男女の平均勤続年数や管理職比率の差異が主な要因）。

さらに、「短時間労働者における男女間賃金格差は、男女間の職種構成の差異を主な要因として生じていることが示されたが、それでは何故、それぞれの職種ごとに男女間賃金格差が生じているのであろうか。男女間賃金格差が比較的大きい職種とそれほど格差が大きくない職種があるが、何故だろうか。」、これらの職種別男女間賃金格差に関する疑問について考察した。

これについては、男性の勤続年数と男女間賃金格差の相関から、短時間労働者については、男性の勤続年数が長い職種では概して男女間賃金格差が比較的大きく、男性の勤続年数が短い職種では男女間賃金格差が比較的小さい傾向にあることを明らかにし、それぞれの職種ごとに男女間賃金格差が生じている要因としては、職種ごとにみても男性短時間労働者の賃金には年功制がみられ、他方、女性短時間労働者の賃金には年功制がみられず賃金カーブがほぼフラットな形状をしていることが考えられること、また、職種ごとに男性の勤続年数の長さはそれぞれ異なるが、職種ごとの男性の勤続年数の長短がそれぞれの職種の男女間賃金格差の大小を生み出している要因であると考えられることを示した。

【参考文献】

- 大沢真知子、原田順子（2006）『21世紀の女性と仕事』放送大学教育振興会
大竹文雄（2005）『日本の不平等』日本経済新聞出版社

川口章（2010）「バブル景気以降における男女間賃金格差の実態とその研究動向」、樋口美雄編『第6巻 労働市場と所得分配』、11、慶應義塾大学出版会、pp.369-397

厚生労働省（1976～2014、各年版）『賃金構造基本統計調査報告』

厚生労働省（2002）『男女間の賃金格差問題に関する研究会報告書』

厚生労働省（2010）『変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会報告書』

厚生労働省（2010）『男女間の賃金格差解消のためのガイドライン』

坂井素思、岩永雅也（2011）『格差社会と新自由主義』放送大学教育振興会

佐藤博樹、小泉静子（2007）『不安定雇用という虚像』勁草書房

佐藤博樹、武石恵美子（2010）『職場のワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞出版社

白波瀬佐和子（2009）『日本の不平等を考える』東京大学出版会

本田一成（2010）『主婦パート 最大の非正規雇用』集英社新書

山口一男（2009）『ワークライフバランス』日本経済新聞出版社

山口一男、阿部正弘、樋口美雄（2008）「男女平等とワーク・ライフ・バランス：統計的差別解消への道筋」、山口一男、樋口美雄編『論争 日本のワーク・ライフ・バランス』、第4セッション、日本経済新聞出版社、pp.209-288

▶ 集落営農はソーシャル・キャピタルを強化するか

雨宮 宏司

要旨

農山村地域の活性化は、農林業の振興、地域おこしの取り組みなど経済面、地域社会面、生活面等での総合的な取り組みが求められる。これらの取り組みを実施するに際して、対象地域における農村コミュニティの集落機能に活力があるか否かが、取り組みの成否に影響を及ぼす一つの要因として重要視されている。この場合、集落機能の活用→地域的な取り組みの活発化→集落機能の活力強化という正の循環が想定される。このような要因を分析する際、集落機能の活力を定量的に把握する手法として、ソーシャル・キャピタル（以下「SC」という）の概念を導入する試みがなされている。

一方、農村集落では、担い手不足や高齢化に対応して、個々の農家の農業生産等を補完・代替する「集落営農」の取り組みが発展しており、全国に約1万4千の組織があるとされている。農家主体の組織である集落営農の活動が、地域全体のSCを強化し、地域の集落機能の活力向上につながれば、全国の農山村地域の活性化に大きな効果を及ぼすと考えられる。

本稿では、「集落営農の活動によって地域のSCが強化されるのではないか」との推論から、活発な活動を展開している二つの集落営農組織でアンケート調査を実施し、集落営農の活動と地域のSCとの関係を分析することとした。集落営農設立の効果を調べるために、設立後における組合員と組合員以外との

間でどのような差が生じたのかを分析した。その結果、SCの三要素である信頼、規範及びネットワークのいずれも集落営農活動がSCを強化するとの結果を示しており、「集落営農の活動は地域のSCを強化する」との仮説が立証されたと考えられる。ただし、本分析は、あくまで既存の集落営農の二つの優良事例に基づいた分析であり、その結果は暫定的な一仮説に過ぎず、各地域の集落営農について、組織の設立前後の比較、SCの高低と集落営農の活動内容との相関の分析、対象地域の農家率等地域条件の違い等による比較など、よりきめの細かい厳密な実証が今後必要である。

1. はじめに¹

中山間地域の農山村集落では、過疎化と高齢化が都市部に先がけて進行しており、雇用や生活や福祉などにおいて、現時点でも多くの深刻な課題を抱えている。このような中、全国各地で、地域活性化に向けた多くの自助的な取り組みや施策が講じられている。農山村地域の活性化を求めて、農林業の振興、地域おこしの取り組みなど経済面、地域社会面、生活面等での総合的な取り組みが追求されている。

これらの取り組みを実施するに際して、対象地域における農村コミュニティの集落機能に活力があるか否かが、取り組みの成否に影響を及ぼす一つの要因として重要視されている。この場合、集落機能の活用が生じれば、地域的な取り組みの活発化が起こり、さらに集落機能の活力強化という正の循環が形成されることが想定される。このような要因を分析する際、集落機能の活力を定量的に把握する手法として、ソーシャル・キャピ

タル²（以下「S C」という）の概念を導入する試みがなされている。既存研究においても、集落機能を活用する各般の施策や事業の導入により、地域のS Cが強化されたとの報告がある³。

一方、農村集落では、担い手不足や高齢化に対応して、個々の農家の農業生産等を補完・代替する「集落営農」の取り組みが発展しており、全国に約1万4千の組織があるとされている。農家主体の組織である集落営農の活動が、地域全体のS Cを強化し、地域の集落機能の活力向上につながれば、全国の農山村地域の活性化に大きな効果を及ぼすと考えられる。

本稿では、「集落営農の活動によって地域のS Cが強化されるのではないか」との推論から、活発な活動を展開している二つの集落営農組織でアンケート調査を実施し、集落営農の活動と地域のS Cとの関係を分析してみたい。

ただし、本分析は、あくまで既存の集落営農の二つの優良事例に基づいた分析であり、その結果は暫定的な仮説となるに過ぎず、各地域の集落営農について、組織の設立前後の比較、S Cの高低と集落営農の活動内容との相関の分析、対象地域の農家率等地域条件の違い等による比較など、よりきめの細かい厳密な実証が今後必要である。

2. 農村地域コミュニティの成り立ち

我が国の農業生産は、特に水田を中心として、零細で、分散錯圃の形態をとっており、農家が寄り添って集落を形成し、「結い」と呼ばれる田植え、畔草刈り、水路の清掃、防除、収穫など農作業や水路の管理等を共同で行うことを前提に成り立ってきた。その地域に集まって定住し、農業生産過程で共同作

業が不可欠なことから、地域特有の絆と信頼が生まれ、生活の一部も助け合うことにより、農村部特有の農村地域コミュニティを基礎とした集落機能が醸成された⁴。

具体的な集落機能については、例えば、古い時代からの慣行である田植えなどを共同で行う「ゆい」など農業生産面での相互補完機能があるとされる。また、地域に賦存する農地をはじめ水路・入会地など地域資源の保全管理機能があるとされるが、これは、そもそも農業集落内の資源に対して総有的な観念があることに起因すると考えられている⁵。さらに、二次的自然環境の創出・管理機能、行政の末端組織としての連絡やとりまとめ機能、相互扶助を通じた一種の社会保障機能、消防団のような防災組織といった自警団的機能、村の祭祀の基礎単位としての機能、歴史・伝統文化の伝承機能などがあるとされる。

集落機能を基礎としながら農業生産や地域での生活・社会活動が行われることにより、食料の安定供給のみならず、里山などの自然環境の保全、洪水防止などの国土保全、相互扶助を通じた一種の社会保障の機能、定住人口の維持による国土の均衡ある発展、村の祭祀など伝統行事の継承等の多面的機能が発揮されてきた。

3. 集落営農の今日的意義

担い手不足や高齢化の進行した農村地域において、個々の農家の農業生産、農業経営または農地等地域資源の維持管理等を補完・代替する手法として、集落機能を活用した「集落営農」の取り組みが、全国各地で地域の特性に応じて発展しており、施策的にも推進がなされている。集落営農組織は、全国に約1万4千の組織があるとされている。

農業・農村をめぐる環境が変化を続け、農村の高齢化・担い手不足が進行している中、集落営農は、従来にも増してその意義を高めている。特に、集落の農地面積が限られており、農家の経営規模が零細で土地利用型農業が発展しづらく、担い手不足や高齢化が一層進行している中山間地域においては、集落営農の意義がとりわけ大きい。

近年、集落営農内部で事業の多角化を図ったり、周辺集落営農との連携、非農家を巻き込んだ地域活動、都市との交流活動を行ったりするなど、集落営農をめぐる様々な新しい取り組みが始まってきている。「集落営農」は、継続的に発展するため、地域農業の組織的な担い手として効率性や経営能力の向上が求められるが、一方で、地域資源の維持管理や地域社会の活性化の担い手として、地域社会との協調が求められる。

集落営農は、農村地域の集落機能に立脚した生産システムであることから、集落営農の設立や組織の維持・発展は、農家を中心とした集落機能の活力度合が作用すると考えられるが、逆に集落営農の活動内容や活動方法によっては、農家を中心とした集落機能や地域全体の集落機能の活力向上に寄与し、農村地域の活性化に大きく貢献することが推定される。ただし、集落営農の運用方法によっては、農家女性の役割が消失して女性が農業から離れていく状況が生じたり⁶、個々の農家が農業経営や農作業を集落営農に依存しすぎて、個々の農家の主体的な生産態度の低下を生んだりすることが起こり、かえって集落機能の低下を招く可能性もある。

集落機能の活力度合については、量的に把握する手法として、近年ソーシャル・キャピタルの概念が利用されている。S Cについては、米国パットナムの定義として、「協調的行動を容易にすることにより、社会の効率を改善しうる、信頼、規範

及びネットワークのような社会的組織の特徴」との定義が知られている。

4. 中山間地域の二つの集落営農の事例

本稿では、中国地方の中山間地域の集落営農組織で、独自の活動により地域活性化に大きな貢献をしている事例を二例取り上げ、アンケート調査を実施して集落機能の活力度合いをS Cの関連項目で把握し、「集落営農の活動はS Cを強化するか」とのテーマについて分析を行うことにする。

(1) A集落営農の概要

イ) 設立経緯

集落営農が組織されているA地域は、市の中心部から数十キロ離れた中山間地帯である。水田主体の農業が営まれているが、担い手不足、高齢化が進行している。少子化、高齢化が進展する中で、小学校の閉校、保育所、診療所の統合などが相次いだことから、地域住民の危機意識が高まり、13集落が統合した自治組織を平成15年に立ち上げた。農業生産の継続についてアンケートをとったところ、10年後には6割の農家が農業を辞めたいとの意向を示したことから、農地を守り、農業を維持し、集落を崩壊させずに維持発展させるためにはどうしたら良いかとの話し合いを行った。集落懇談会は50回に及んだが、最終的に集落営農法人を立ち上げることを決め、平成17年に設立した。

ロ) 組織の概要

地域の農業地域類型は中間農業地域であり、集落数13集落、総世帯数約230戸、農家数は約150戸で、農家率は65%、人口は約600人である。組織は、平成17年11月に農事組合法人とし

て設立された。出資金は1130万円、出資者は全農家153戸のうち128名であり、加入率は84%である。

ハ) 特徴的な活動

農業生産では、新しい品種や新たな技術にも前向きに取り組むとともに、地域外の畜産農家と連携して、稲わらの有効活用と堆肥の圃場還元など土づくりに熱心に取り組んでいる。また、女性グループを中心に組織化し、直売所や農家レストランの運営、地元産米粉を活用したパンの製造販売にも取り組むなど、6次化の取り組みも積極的に行っている。

法人としての収益性を高め、地域に若者が根付くことを目標としており、外部の人材確保のため、新規就農研修などの取り組みも行っている。

農業生産や6次化の活動に加えて、自治会と連携した地域活性化のイベント等にも関わっており、地域の所得向上、雇用の確保と地域貢献との両面の活動を精力的に行っている。

(2) B集落営農の概要

イ) 設立経緯

集落営農が組織されているB地域は、8割が山林という山間地帯の急傾斜地で、水田主体の農業が営まれているが、人口減少、高齢化が進行し、地域農業の弱体化が一段と進んでいる。農地維持ができなくなるという地域農家の危機感の高まりを受け、平成10年に、現在の法人の前身となる任意の農作業受託組織を設立。平成14年には、近隣の協業型の生産組織と合併し、組織基盤を強化した。平成15年には、中山間地域の集落存続、農業の担い手づくりと受け皿づくりをめざし、有限会社として法人化した。

ロ) 組織の概要

地域の農業地域類型は山間農業地域であり、集落数5集落、総世帯数約90戸、農家数75戸で、農家率は約85%、人口は約250人である。水田面積は約33haで、水稲作付面積は約22haである。組織は、平成15年8月に有限会社として設立された。資本金は1920万円で、出資社員は32名、参加農家は80戸(設立当時)である。

ハ) 特徴的な活動

会社の経営理念、運営方針として、①営農活動は経済活動であることを明確にするとともに、経営としての合理性だけでなく、地域全体の合理性を追求する、②法人格を持ち農地の集積を図るとともに、農村を支える担い手として農外事業に積極的に取り組む、③会社方式を最大限活用し、経営の多角化を図り、周年雇用を確立するとなっており、経営の合理性と地域貢献の両面を目指している。

若い担い手人材確保のため、外部の若者を含む人材の法人への雇用を積極的に行っている。また、棚田などの急傾斜地の畦畔除草として、ヒツジの放牧をとり入れ、さらに、女性を組織化して、羊毛を毛糸やマフラーなどに加工して、販売する事業に取り組んでいる。加えて、市から高齢者の介護サービス事業を受託しており、地域に貢献しつつ、事業を多角化している。

5. アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の方法

アンケート調査は、集落営農の活動集落の全世帯、16歳以上の住民を対象に調査した。回収数はA地区が286部、B地区が150部であり、回答者の平均年齢はA地区が63.1歳、B地区が60.1歳であった。

調査項目は、平成19年に農林水産省ソーシャル・キャピタル研究会が実施した項目を基本に、「地域の人々の信頼、規範及びネットワーク」のそれぞれについて設定するとともに、集落営農組織の設立前後でS Cの要素に変化があるかどうかを見るための項目について設定した。

(2) 調査項目

信頼に関わる基本項目として「地域の人への信頼」及び「旅先で会った人への信頼」を、規範に関わる基本項目として「農地等の地域資源の保全活動への参加」、「農業の寄合への参加」、「祭り等伝統行事への参加」及び「都市農村交流等の行事への参加」を、ネットワークに関わる基本項目として「近所づきあいの程度」、「近所づきあいの頻度」、「友人に会う程度」、「友人に会う頻度」、「自治会などへの参加」、「ボランティア活動への参加」、「女性の意見の採用」及び「青年の意見の採用」を設定した。

また、集落営農組織の設立前後でS Cの要素に変化があるかどうかを見るための項目として、「近所付き合いの頻度」、「知人等の付き合い頻度」、「自治会等への参加」、「農地等の保全活動への参加」、「農業の寄合への参加」、「祭り等伝統行事への参加」、「都市農村交流活動への参加」、「ボランティア活動への参加」、「地域活性化の活動への参加」、「農作業を他人に頼る気持ち」、「集落内の人間関係」及び「集落内外の人への信頼感」のそれぞれについて、設立前後での変化を尋ねた。

(3) S C基本項目の調査結果

調査結果については、その一部を後のページに表で示してあ

るが、概要は以下の通りであり、次の三つの特徴が見られた。

第1の特徴は、「信頼」についてである。「地域の人への信頼」については、A地区では53%の回答者が概ね半数以上の人に信頼を感じており、加重平均をとっても0.67と、全国計の54%、0.63とほぼ同様の結果となった。A地区では、集落営農組織が自治会とも連携した地域活動を積極的に行っている地区であり、地区内の信頼感は全国計より高いことが想定されたが、A地区は13集落が集まって設立された広域で世帯数の比較的多い集落営農組織であり、一方全国調査の対象地区は単一集落の狭い集落営農組織が多いことを勘案すると、広域の割には地区内の人々の信頼感が比較的高いことを示していると考えられる。B地区では、81%の回答者が概ね半数以上の人に信頼を感じており、加重平均をとっても1.36と、全国計に比べ大幅に地区内の信頼感が高いとの結果となった。「旅先等での人への信頼」も同様の結果となった。

第2の特徴は、参加の「規範」についてである。「農地等の保全活動への参加」は、A地区では47%の回答者が積極的か可能な範囲で参加と回答しており、加重平均も0.36と、全国計の24%、0.07と比べ大幅に参加状況が高い結果となった。B地区では、56%の回答者が積極的か可能な範囲で参加と回答しており、加重平均も0.49と、全国計に比べさらに高い参加状況となった。「農業の寄合への参加」及び「祭り等伝統行事への参加」でも同様の結果となった。「都市農村交流等の行事への参加」については、A地区で29%の回答者が積極的か可能な範囲で参加と回答しているが、B地区では16%と、全国計の18%と比べて大きな差がない結果となった。A地区で全国計より多少高い数値となっているが、そもそも都市農村交流の行事は、地域住民全体を巻き込むような行事が少なく、S C要素に反映す

るような動きにはなりにくいのではないかと考えられる。また、B地区を含む町では、最近、都市住民も参加するマラソン大会が交流行事として開始され、住民もボランティアで行事に参加しているが、取り組みが最近であること、住民の参加が一部に限られていることなどから、SC要素へ反映するまでの動きにはなっていないと考えられる。

第3の特徴は、「ネットワーク」についてである。「近所付き合いの程度」では、日常的な立ち話以上の付き合いがA地区で69%、B地区で85%、全国計で71%であった。農村地域ではそもそも近所付き合い等のネットワークが都市部に比べて強いと考えられ、高水準での差異であるが、B地区は、そのような中でも地区内のつながりがA地区や全国計と比べて強いと考えられる。「近所付き合いの頻度」では、月数回以上の付き合いが、A地区で67%、B地区で85%、全国計で84%であった。A地区が、B地区及び全国計に比べて低い結果となったが、これは、70歳以上の高齢者の割合が、A地区で39%、B地区で27%、全国計で24%となっており、A地区の高齢者割合が高いことが原因しているのではないかと考えられる。「友人に会う頻度」や「親戚に会う頻度」では、両地区とも全国計より低い結果となっているが、これは友人や親戚との住居の距離、高齢化の程度等が、両地区は全国計よりも条件が悪いのではないかと考えられる。地縁的活動である「自治会等への参加」は、参加している割合がA地区で56%、B地区で75%、全国計で49%との結果となり、A、B両地区とも全国計より高い結果となり、特にB地区は大幅に高い結果となった。自治会活動よりオープンな活動である「ボランティア活動への参加」は、参加している割合が、A地区で29%、B地区で27%、全国計で13%であり、両地区が同様の割合で全国計より高い結果となっ

た。

(4) 集落営農設立後の変化に関する調査結果

集落営農の活動が地域のSCにどのような変化を及ぼしたかについて傾向をつかむために、集落営農組織設立前後の住民の意識や行動の変化について尋ねるアンケート調査を行った。結果については、集落営農組織の組合員と組合員以外とを比較しながら整理しており、その一部を後のページに表で示した。ここで、組合員は、農家で集落営農組織への参加者であるが、主として農家の経営主である。組合員でない者は、非農家、集落営農組織に参加していない農家、集落営農に参加している農家だが集落営農の活動にかかわっていない家族等が含まれている。概要は以下の通りである。

第1に、信頼については、「集落内の人間関係の変化」では、A地区では、組合員は、変わらないが56%、かなり良くなった・良くなったが26%、悪くなった・少し悪くなったが8%、組合員でない者がそれぞれ82%、10%、2%であった。B地区では、組合員は、それぞれ83%、10%、0%であり、組合員でない者は、それぞれ82%、4%、5%であった。過半の回答は「変わらない」との回答であるが、これは元々、両地区とも農業中心の中山間地域であり、地域の住民に集落営農組織を立ち上げるだけのSCの蓄積があって、集落機能が一定程度機能しているために、あまり変化があるとは感じられなかったのではないかと考えられる。

そのような中で、A地区の組合員においては、組織設立前後の変化が比較的大きい結果となった。これは、13集落を統合した集落営農組織であり、広域の活動を展開する中で、組合員を中心に相互の人間関係に変化が生じたものと考えられる。関係

が良くなったとの回答が26%あり、S Cの強化につながる結果と考えられるが、従来にない活動の展開により軋轢もあると思われ、8%の回答者が悪くなったと答えている。組合員以外の回答者も10%が良くなったと回答しており、集落営農活動のS Cへの影響が、まず組合員相互の関係に現れ、次第に組合員以外の住民へも浸透していつているのではないかと推定される。B地区は、A地区よりも山間部で、集落営農の範囲もA地区より狭く、農家率が85%の地域であることから、A地区よりも地域内の結束が元々強いと考えられ、人間関係の変化はA地区よりも少ない結果となったが、B地区でも10%の回答者が人間関係が良くなったと回答していることが注目される。「集落内外の人への信頼感の変化」も同様の結果となったが、B地区の組合員で、良くなったとの回答が18%あったことが注目される。

第2に、規範については、信頼よりも変化が大きいという結果を得た。「農地等の保全活動への参加状況の変化」では、A地区の組合員は、以前よりかなり多く・多く参加の割合が29%、変わらないが49%、少なくなったが8%との結果となり、組合員でない者は、それぞれ8%、77%、1%との結果となった。B地区では、組合員がそれぞれ18%、63%、5%であり、組合員でない者が3%、81%、4%との結果となった。「農業の寄合への参加」もほぼ同様の傾向となった。これらの結果については、集落営農活動において、まずは、規範的な活動が組合員に促され、その他の活動も相まって組合員間の人間関係が密となり信頼も増していく。さらに、その人間関係の変化が、組合員以外の地域住民に浸透していくとの経過を示しているのではないかと考えられる。

第3に、ネットワークについては、「近所づきあいの頻度の変化」では、A地区の組合員で、かなり・少し増えたとの回答

が31%、変わらないが53%、少し・かなり減ったが7%との結果であり、組合員でない者はそれぞれ10%、72%、7%であった。「自治会等への参加状況の変化」では、A地区の組合員で、以前よりかなり多く・多く参加との回答が26%、変わらないが50%、少なくなったが11%との結果であり、組合員でない者はそれぞれ12%、69%、6%との結果となった。B地区では、組合員がそれぞれ26%、55%、8%であり、組合員でない者がそれぞれ7%、82%、5%との結果となった。「お祭り等伝統行事への参加状況の変化」、「ボランティアへの参加状況の変化」においても、ほぼ同様の結果となったが、自治会等への参加状況に比べ、A地区で参加が少なくなったとの回答者の割合が、「伝統行事」では組合員13%、組合員でない者12%、「ボランティア」ではそれぞれ15%、14%と比較的高い割合となったが、これは高齢化の進行により最低限の付き合い以上の行事には参加できなくなった者が増えたことによると考えられる。

5. 結論

(1) アンケート調査結果に見る集落営農活動のS C強化への影響

S Cの要素についてアンケート調査の結果を分析すると、第1に「信頼」についての基本項目の調査結果から、A地区は全国計と同等のS C、B地区は全国計を大幅に超えるS Cを有していると考えられる。両地区は、中山間農村集落であり、元々都市部に比べれば集落機能が働いており、高いS Cの蓄積があったと考えられる。問題は、変化を見る項目の調査結果であるが、集落営農の活動によって、組合員を中心に地区内の人間関

係や信頼度合いがさらに良好に変化しており、S Cが強化されていると考えられる。特にA地区でこの傾向が強いが、これは強固なつながりを持つ小さな集落が広域に集まって集落営農組織を立ち上げたことにより、組合員を中心に住民同士の新しいつながりが育まれたものであり、そのつながりはさらに地区住民全体に浸透してきていると考えられる。

第2に、「規範」についてみると、基本項目の調査結果では、農地等の保全活動や寄合への参加は、両地区とも全国計より大幅に高い数値となっており、また変化の項目の調査結果において、両地区とも参加が増えた者の割合が一定程度あることから、集落営農の活動が、規範を通じて、S Cの強化につながっていると考えられる。

第3に、「ネットワーク」については、基本項目の調査結果によれば、A地区もB地区も、近所付き合いは全国計と同等、友人・親戚との付き合いは同等か多少低いレベルとの結果であった。また自治会やボランティアへの参加は両地区とも全国計より高い結果となった。変化を見る項目の調査結果によれば、付き合いの深まりや参加の増加がみられ、全国計に比べ、広域で付き合いのなかった住民同士の新しいつながりができ、集落営農活動がS Cを強化していることがうかがえる。

総じていえば、S Cの三要素である信頼、規範及びネットワークのいずれも集落営農活動がS Cを強化するとの結果を示しており、「集落営農の活動は地域のS Cを強化する」との仮説が立証されたと考えられる。

ただし、前述したように、本分析は、あくまで既存の集落営農の二つの優良事例に基づいた分析であり、その結果は暫定的な一仮説に過ぎず、各地域の集落営農について、組織の設立前後の比較、S Cの高低と集落営農の活動内容との相関の分析、

対象地域の農家率等地域条件の違い等による比較など、よりきめの細かい厳密な実証が今後必要である。

(2) S Cを強化する両集落営農の特長的な活動内容

まずは、地域で集落営農を組織化すること自体に、地域のS Cを強化する効果があると考えられる。立ち上げに際して、両地区とも、組織化に向けて地域内で何十回という会合を重ねており、農家を中心に地域住民の交流が図られ、地域を思う気持ちが高まり、S C強化につながっていると考えられる。組織設立後の活動においても、代表者の会合や総会などで住民の交流が図られるとともに、集落営農組織が企画する様々な取り組みにおいて、住民相互の交流が促進され、地域の行事への参加意識が高まり、S C強化につながると考えられる。

両地区とも、集落営農のリーダーは、優れた組織運営の理念を有し、地域を思う気持ちが人一倍強く、経営管理能力も高いことから、集落営農組織の継続的な発展を支えるとともに、地域の農家や非農家を含む住民の能力や体力に応じた全員参加を念頭に集落営農が運営されている。

具体的には、両地区ともに、農家個々でできることはそれぞれで作業してもらい、集落営農組織としては機械収穫など共同で行うことがふさわしい作業に限定して、組合員の参加意識を高めている。併せて、機械作業も、オペレーターをできるだけ幅広く募って多くの者が参加できるように考慮されている。

また、A地区では、パンの製造販売、直売施設の運営、農家レストランの運営などを、B地区では、畦畔除草に導入した羊の毛を使った製品開発・販売、市の受託を受けた介護業務の展開など、幅広い活動に取り組むことにより、住民の雇用を生み出し、参加機会を増大させている。

また、A地区では、広域の集落営農組織を立ち上げたことから、数多い住民相互の交流を図るため、自治会と連携して、様々な地域活動を企画・実施しており、住民相互の信頼やネットワーク構築に貢献している。

(3) 地域のS Cを強化するための集落営農の今後の課題

今後、各地の集落営農は、まずは継続的に発展していくことが不可欠であるが、他方で収益性を度外視した運営では立ち行かなくなると考えられる。しかし、地域の経営及び資源管理の担い手として発展していくためには、収益性ととも地域社会性についても配慮が必要で、両者をバランス良く高めながら、活動を強化していくことが必要である。

地域のS C強化の観点からは、集落営農の活動方法によって、地域の人的社会資本としての住民のS Cが高まり、それが地域の活性化につながることを意識しながら、運営を工夫することが重要である。このため、構成員や地域住民が何らかの役割を分担して活動に参加できるよう環境作りを行うことが重要である

その際、地域の自治会組織との連携、外部の人間の意見を取り入れる柔軟さ、他地域の集落営農との連携により経済活動や社会活動に幅を持たせること等に挑戦していくことが、集落営農の持続的な発展につながり、地域の活性化に貢献できると考える。

(参考1) アンケート調査結果 (S C基本項目: 抜粋)

i) 地域の人への信頼

	ほぼ全員	半数程度	少数	ほぼいない	無回答	総計	加重平均
A地区	55 19%	97 34%	97 34%	14 5%	23 8%	286 100%	0.67
B地区	85 57%	36 24%	23 15%	2 1%	4 3%	150 100%	1.36
H19研究会報告	.. 14%	.. 40%	.. 36%	.. 5%	.. 5%	3981 100%	0.63

*加重平均は、ほぼ全員*2、半数程度*1、少数*0、ほぼいない*-1を合計して、総数で除した

注: H19研究会報告の数値は、報告書のグラフから構成比を割出して推計

ii) 農地等の保全活動への参加

	積極的に参加	可能な範囲で	あまり参加しない	全く参加なし	活動なし	無回答	総計	加重平均
A地区	32 11%	102 36%	40 14%	63 22%	14 5%	35 12%	286 100%	0.36
B地区	22 15%	61 41%	23 15%	32 21%	1 1%	11 7%	150 100%	0.49
H19研究会報告	.. 8%	.. 16%	.. 6%	.. 25%	.. 15%	.. 30%	3981 100%	0.07

注: 加重平均は、積極的参加*2、可能な範囲参加*1、あまり参加なし*0、全く参加なし*-1を合計し、総数で除した

iii) 近所付き合いの程度

	生活面で協力	日常的立ち話	挨拶程度	付き合いなし	無回答	総計	加重平均
A地区	69 24%	129 45%	61 21%	6 2%	21 7%	286 100%	0.91
B地区	31 21%	96 64%	20 13%	1 1%	2 1%	150 100%	1.04
H19研究会報告	.. 27%	.. 47%	.. 23%	.. 2%	.. 1%	3981 100%	0.99

*加重平均は、生活面協力*2、立ち話*1、挨拶程度*0、付き合いなし*-1を合計して、総数で除した

*研究会報告の数値は、報告書のグラフから構成比を割出して推計

(参考2) アンケート調査結果 (S Cの変化に関する項目: 抜粋)

i) 集落内の人間関係の変化

A地区	かなり良くなった	良くなくなった	変わらない	少し悪くなった	悪くなった	無回答	総計	加重平均
組合員	12 8%	29 18%	89 56%	7 4%	7 4%	14 9%	158 100%	0.20
組合員でない	3 3%	7 7%	80 82%	2 2%		6 6%	98 100%	0.11
無回答			2			28	30	
総計	15	36	171	9	7	48	286	

B地区	かなり良くなった	良くなくなった	変わらない	少し悪くなった	悪くなった	無回答	総計	加重平均
組合員		4 0%	33 83%			3 8%	40 100%	0.10
組合員でない	1 1%	3 3%	84 82%	3 3%	2 2%	10 10%	103 100%	-0.02
無回答			1			6	7	
総計	1	7	118	3	2	19	150	

ii) 農地等の保全活動への参加状況の変化

A地区	以前よりかなり多く参加	以前より参加	変わらない	参加が少なくなった	無回答	総計	加重平均
組合員	16 10%	30 19%	77 49%	12 8%	23 15%	158 100%	0.39
組合員でない	3 3%	5 5%	75 77%	1 1%	14 14%	98 100%	0.11
無回答	4		3	1	22	30	
総計	23	35	155	14	59	286	

iii) 近所付き合いの頻度の変化

A地区	かなり増えた	少し増えた	変わらない	少し減った	かなり減った	無回答	総計	加重平均
組合員	18 11%	32 20%	83 53%	6 4%	5 3%	14 9%	158 100%	0.33
組合員でない	1 1%	9 9%	71 72%	1 1%	6 6%	10 10%	98 100%	-0.01
無回答			6	1	2	21	30	
総計	19	41	160	8	13	45	286	

※加重平均: かなり増えた*2+少し増えた*1+少し減った*-1+かなり減った*-2

B地区	かなり増えた	少し増えた	変わらない	少し減った	かなり減った	無回答	総計	加重平均
組合員	5 13%	6 15%	23 58%	1 3%	1 3%	4 10%	40 100%	0.33
組合員でない		7 7%	84 82%	1 1%	3 3%	8 8%	103 100%	0.00
無回答		1	4			2	7	
総計	5	14	111	2	4	14	150	

※加重平均: かなり増えた*2+少し増えた*1+少し減った*-1+かなり減った*-2

注

1 本稿は、放送大学経済学教室修士課程の26年度修士論文をもとに再整理したものであり、論文作成に当たっては放送大学客員教授で島根大学生物資源科学部伊藤勝久教授に一方ならぬご指導をいただいた。この場を借りて感謝申し上げる

2 ソーシャル・キャピタルとは、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信

頼」「規範」「ネットワーク」といった社会的仕組みの特徴である（1993年、ロバート・パットナム『Making Democracy Work』、邦訳『哲学する民主主義』）

3 中村省吾・星野敏等（2009）、古澤慎一等（2009）

4 多くの農村コミュニティの形成には、水田農業の歴史と深いかわりが見られる。水田農業は、小規模で分散した農地所有という特徴で共同活動を基礎としたことから、近隣に多くの住民が居住する農業集落を形成した。水田農業、農業用水・水管理等の共同作業を通じ、集落において村落共同体が形成され、集落ごとの強い絆が形成されていった（農村におけるソーシャル・キャピタル研究会報告／農林水産省、2007年、9-10pp）

5 伊藤勝久（2012）

6 竹安栄子（2010）

参考文献

中村省吾・星野敏等「地域づくり活動展開におけるソーシャル・キャピタルの影響分析」、農村計画学会誌27巻特集号、2009、pp311-316

伊藤勝久「中山間地域におけるガバナンスと地域資源管理へのソーシャル・キャピタルの影響」、谷口憲治編著『中山間地域農村発展論』所収、農林統計出版、2012、pp.57-79

奥田裕規等「山村集落の生活を支える人的繋がり－岩手県沢内を例に－」、『日林誌』83(1、2001)、pp.47-52

佐藤了「東北－稲単作地域の担い手づくりと集落の関係をめぐって」、『科研費研究／集落営農が農業・農村の存立に果たす役割に関する地域比較研究』、2004、pp27-49

小田切徳美「新たな集落支援政策の課題」、昭和堂『農業と経

済』第76巻11号、2010、pp5-15

農村におけるソーシャル・キャピタル研究会・農林水産省『農村のソーシャル・キャピタル－豊かな人間関係の維持・再生に向けて－』、2007、pp.1-37

内閣府国民生活局「ソーシャル・キャピタル－豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」、2003

古澤慎一等「農村共有資源の共同管理とソーシャル・キャピタルに関する研究」、『農村計画学会誌』Vol.28, No.3、2009、pp.121-127

竹安栄子、「『むら』の再生と集落営農」、現代社会研究科論集、京都女子大学、pp37-38、2010

▶プランテーションからスモールホルダーへの転換

ースリランカ・ウバ紅茶 小農の現状ー

高木 美智代

要旨

スリランカ経済の要衝にある紅茶業は、植民地時代から続くプランテーションの安価な労働力によって維持されてきた。労働者は少数民族のインド・タミル人で、彼らに対する経済的、社会的な抑圧の上に成り立つ産業は次第にほころびが広がり、国は茶生産形態をプランテーションからスモールホルダー（小農）へ転換することに力を入れている。

1980年代から小農のシェアは徐々に増加し、2012年には全国生産量の7割以上を占めるまでになったが、スモールホルダーの参入には地域差がある。スリランカの標高別産地区分を見ると、小農の多くは南部低地に分布し、プランテーションが大規模に開拓された中央部の山間地では小農化が進んでいない。これは、小農政策が、プランテーションの分割小農化ではなく、在来小農の茶栽培参入を促進するものであることを示している。

近年、世界の紅茶消費動向にも変化が見られる。スリランカ最大の輸出先であった英国などヨーロッパでは、伝統的製法の高級茶とされてきた高地産茶葉の需要が減り、安価で手軽に茶液が抽出できる細かい茶葉や新しいタイプのCTC製法の需要が高まったことで、ケニアからの輸入を選ぶようになった。一

方、ロシアや中東諸国が嗜好の高まりから茶を積極的に輸入するようになり、スリランカの輸出先を占めるようになった。セイロン・ティーの主力商品は濃厚な味と香りを持つ低地産へ移り、輸出量、単価とも低地小農に追い風となっている。

高地の代表的な茶産地ウバ州ハルドゥムツラ地区における実態調査では、生産技術・知識が未熟で、生産者意識に乏しい小農の脆弱さが伺えた。プランテーション農園の廃園、荒廃が進むなか、プランテーション労働者と周辺小農の生活困難が深刻になり、紅茶業の存続が危ぶまれる。海外への出稼ぎなど労働機会の多様化が見られるとはいえ、農業はスリランカ就労人口の3割を養う重要な産業である。プランテーション農園の分割、小農化を見据え、資産である農園・茶樹や、プランテーション体制のなかで育成された優秀な人材、マーケット、ネットワークを次世代へ引き継ぎ、官民が連携した新たな小農の組織、体制によって茶業を内部化させ、地域産業として振興していくことが重要である。

〔キーワード〕 Sri Lanka, Tea, Plantation, Smallholder

1. 問題の所在と研究の目的

この研究の目的は、「現代のスリランカ農民が自立した紅茶業生産者として生計を営むには、どのような条件が必要だろうか」という問いに答えようとするところにある。その手がかりとして、紅茶の産地であるウバ州におけるスモールホルダー（小農）のケーススタディを通し、地域の小農民による茶業の実態を明らかにし、茶業生産の自立化条件について考察したい。

発展途上国と呼ばれる国の農業は、在来の小農と、植民地政

策の下で産業資本の生産現場として導入されたプランテーションによる大規模農園（エステート）が形態を二分する。

「セイロン・ティー」のブランドで親しまれているスリランカの紅茶は、英国の植民地支配による圧倒的なプランテーション体制によって、世界最大の輸出量を誇るまでに成長した。プランテーションの労働者となったのは、南インドから連れてこられたタミル人である。彼らは一般社会から隔離され、農園主に生活のすべてを管理される隷属的な体制によって長くスリランカの経済を支えてきた。

英国からの独立後、スリランカ政府はプランテーションを国営化した後、約20年後に再び民営化するなど生産性を上げるための改革を進める一方、1980年代から小規模茶園を積極的に支援するようになった。

こうして、スリランカの茶生産は、旧態依然とした労働環境と貧困が残るプランテーションによるものと、シンハラ人の在来農家が参入した小農によるものとに二分化した。国内全体の数値では小農が堅調な伸びを示し、プランテーションからの移行が進んでいるかに見える。しかし実際は小規模茶園への支援がプランテーションの農地改革によって除外された50エーカー以下の農園が中心で、在来農業を営む多数民族のシンハラ農民に向けてのサービスは乏しく、地域差もあり、従来産地ではプランテーションの荒廃が深刻化し自営農家による生産は僅かである。

時代が下り、経済においても、社会においても、プランテーション制度の欠点が大きくなるにつれ、プランテーションの再編成が望まれている。政府の強圧的な手段によってプランテーションを分割し、強引に小農を形成することは農村地域の安寧を脅かし、経済発展を阻害することにもなりかねない

(Hayami,2002)が、官民が適切な方策を講じることによって、それが実現する可能性はある。

プランテーションの分割・小農化を見据え、現在営まれている自営農家やコミュニティの現状を把握し、地域の小農民による茶業の現状を明らかにし、茶業生産の自立化の条件について考察したい。

2. 現状考察

2-1. 茶プランテーションの成り立ち

現代のスリランカ茶業の現状を知るためには、プランテーション経済の成り立ちと推移について知る必要がある。インド亜大陸の東南端に浮かぶ島国「スリランカ民主社会主義共和国」は、中東からインド洋、マラッカ海峡を経て南シナ海へ抜ける海上交通の要所にあり、港の利権を得ようとする様々な国による支配や援助の的となってきた。

「セイロン」はスリランカが植民地だったころの国名で、今では高級茶をイメージさせる紅茶のブランドとなっているが、16世紀のポルトガルによる植民地化の最初の狙いは特産のシナモンであり、17世紀の英国によるプランテーション経済の始まりはコーヒー栽培だった。初期のコーヒープランテーションは里の近くであり、農閑期の就労の場でもあったが、1870年代中頃に世界最大の生産国になるとより多くの労働者を必要とし、南インドからタミル人労働者を引き入れた。彼らは「インド・タミル人」と呼ばれ、多数民族のシンハラ人はもとより、スリランカに古来より定住していたスリランカ・タミル人とも出自や文化が全く異なり、その後の交流も乏しい別々の社会集団であった¹。1880年代はじめにコーヒーが「さび病」により崩壊すると、通年の収穫が可能な茶やゴム導入され、インドからの

労働者は農園内に設けられた「ラインハウス」と呼ばれる住宅に定住するようになった。茶畑が人里離れた不便な山奥の急斜面や谷間に開墾されたことも、シンハラ人が紅茶プランテーションから遠ざかった要因と考えられる。「シンハラ人には、地理的にも物理的にも離れ、言語、風俗、習慣、生活様式の異なるプランテーション労働者の中に入っていく理由も余地もなかった」と中村（1964）は述べている。こうしてインド・タミル人は安価な労働力として茶園に囲い込まれ、劣悪な環境の中で、茶摘み労働が世代継承される体制は2009年の内戦終結後までほとんど変わることなく続いた。

2-2. 茶生産者の構造変化 ～小農の参入とプランテーションの衰退

スリランカの独立後に、茶生産の構造変化が始まった。1948年に英国から独立すると、政府は1972年の土地改革で会社所有のプランテーションを収用して全面国有化したが、技術不足などにより収量や生産性は著しく低下した。1992年、政府は土地を民間に長期リースするかたちで経営を民営化し、労働経費を下げ、労働生産性を上げようとした。

プランテーションの問題が顕著になる中、政府は1977年に小農開発公社（TSHDA：Tea Small Holdings Development Authority）を設立し、小農の茶栽培支援を開始した。プランテーション産業省2013年報告によれば、2012年の茶耕作地203,020haのうち120,955ha（59%）が小農、72,684ha（36%）が民間プランテーション、9,381ha（5%）が国営で管理されている。TSHDAは、2012年度の全生産量の71.4%が小農の生産であると報告した²（図1）。しかし、小農の大半は大規模プランテーションが少ない南部低地に分布し

ており、プランテーションが大規模に開拓された中央部の山間地では小農化が進んでいない（図2）。これは、小農政策が、プランテーションの分割小農化ではなく、主に50エーカー以下の企業的茶園振興であることを示している。自営農家はプランテーションの製茶工場に出荷する外部生産者として構築され、平均農地面積は0.33haと、宇治市内茶農家の0.55ha（平成21年度）より小さい。TSHDAの補助金等は小農のトータルケアや製茶工場の整備、技術研修等人材育成よりも、老木の植え替え、灌漑、肥料といった資機材の提供等に大半を割いている。

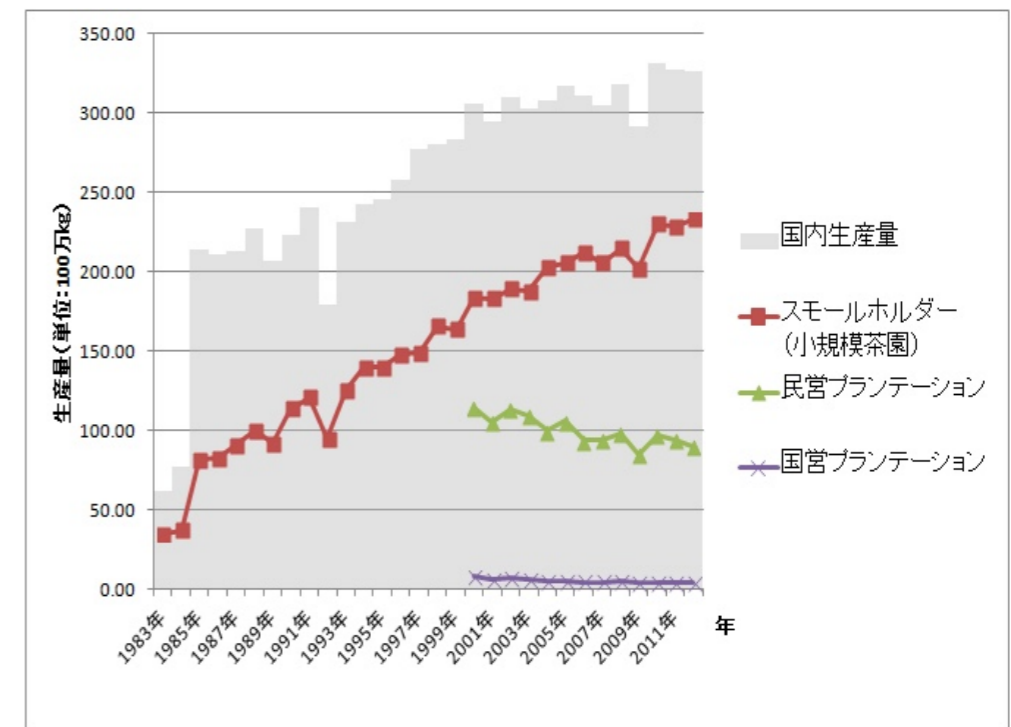


図1
部門別生産量の推移

出典：「Tea Small Holdings Development Authority Annual Report 2012」より筆者作成

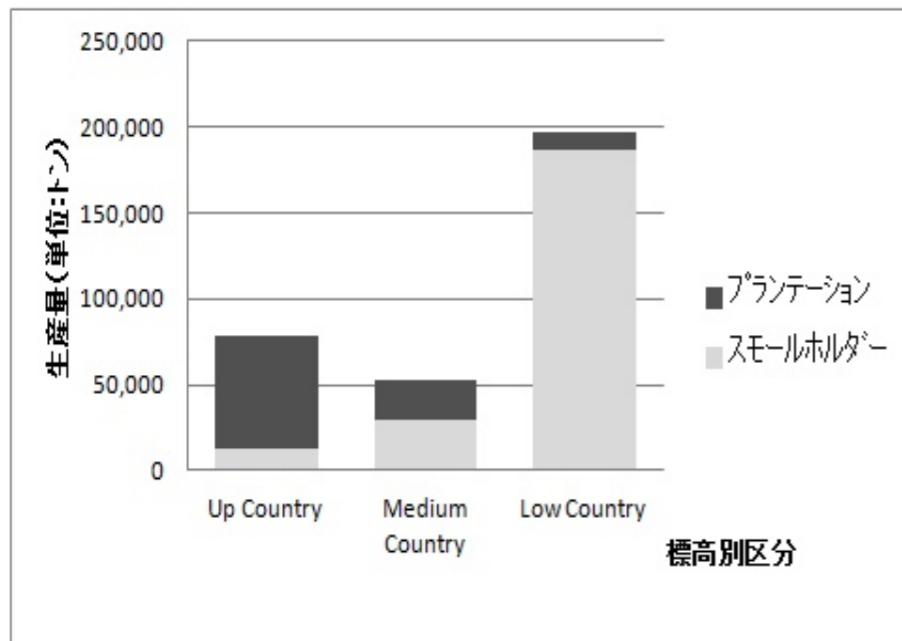
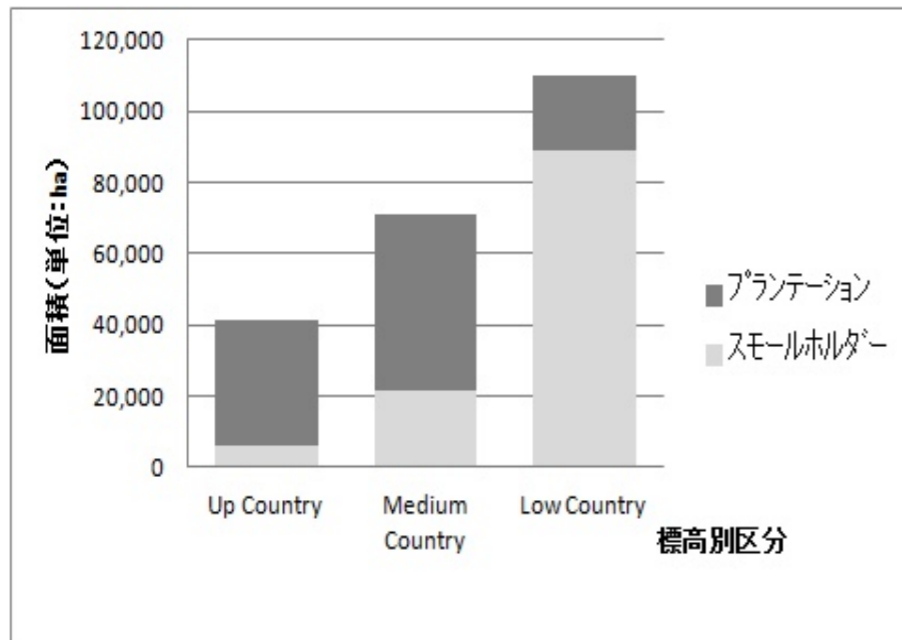


図2

標高別プランテーションとスモールホルダーの割合 (2012年)

出典: 「Tea board annual report 2010」 「Economic and Social Statistics of Sri Lanka 2013 Central Bank」 「Tea Small Holdings Development Authority Annual Report 2012」より筆者作成

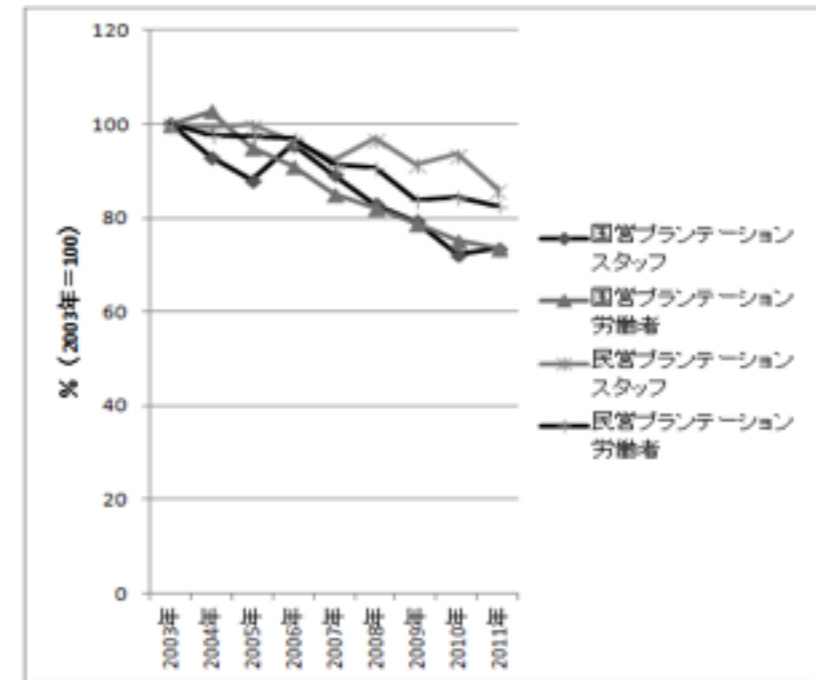


図3

プランテーション (茶、ゴム、ココナツ) の人的資源 (2003年=100)

出典: 「Economic and social statistics of Sri Lanka 2013 central bank econ」より
筆者作成

プランテーションでは労働生産性を上げるため、農園内で生産活動を行わない労働者の農園外での雇用機会を促進する対策をとり、シンハラ語や職業訓練、女性への所得向上プログラム、中東などへの出稼ぎ奨励などを積極的に行った。これは結果として農園労働者の流出を進め、労働力を確保するための賃上げや非生産者を含めた福利厚生費はコストとしてますます経営を圧迫するようになった (図3)。生産性は上がらず、価格は生産コストをカバーできなくなっている。廃園や荒れた農園があちこちで見られるようになり、大規模な土砂災害の要因としても問題視される。(河本,2008) は、茶業の構造変化によ

ってプランテーション部門に生じた問題は、スリランカ茶業そのものの持続可能性の問題であり、持続可能性を評価する際に検討されることの多い環境、経済、社会の3側面すべてが関わっていると指摘している。

2-3. 世界の紅茶市場

スリランカの茶取引は、茶業庁 (Sri Lanka Tea Board) がセイロン・ティーを商標登録し、公正なオークションにより市場拡大を図っている。セイロン・ティーには、標高による3つの区分と、7つの産地銘柄があり、示された特徴がよく表れたものほど高品質とされる。近年、世界の紅茶消費動向にも変化が見られる。スリランカ最大の輸出先であった英国などヨーロッパでは、伝統的製法の高級茶とされてきた高地産茶葉の需要が減り、安価で手軽に茶液が抽出できる細かい茶葉や新しいタイプのCTC製法の需要が高まったことで、ケニアからの輸入を選ぶようになった。一方、ロシアや中東諸国が消費の増加から茶を積極的に輸入するようになり、昨今スリランカの輸出先上位を占めている。こうした嗜好、流通の変化からセイロン・ティーの主力商品は濃厚な味と香りを持つ低地産へ移り、輸出量、単価とも低地の小規模茶園に追い風となっている。

3. 先行研究とサーベイ

スリランカの小農の現状については、これら小農の台頭する低地南部のマータラではSamaraweera (2013) らが、また高地ヌワラエリヤではPrasanna(2014)が、聞き取り調査に基づく小農の問題点や課題を明らかにした。いずれも小農の技術や知識が非常に低いことを重要な問題として挙げ、技術指導や訓練、フォローアップの機会が著しく欠如していると指摘してい

る。そのうえで普及員やプランテーションの製茶工場の検査員らが積極的に訪問指導を行うことや、TSHDAが制度を充実させることなどを提言している。

スリランカの紅茶産業との比較では、急速に世界の主要輸出国となったケニアにおける小農部門の発展過程が興味深い。ケニアの紅茶産業の歴史はスリランカに比べると浅いが、スリランカより20年早い1950年代から小農の茶生産が開始され、その体制は大きく異なる。ケニアでは「ケニア茶開発公団 (KTDA)」が、すべての小農を管理し、厳格な支配力を持って小農民を牽引するとともに、生産農家の意見が経営に反映されるような参加制度も設置して小農の拡大を図ってきた (児玉谷,1985)。大倉 (2001) は、ケニアにおける小農部門紅茶産業の発展は、アフリカ人生産者が生産から加工、消費にいたる茶産業の各段階において自立的な意思決定とそれに基づく活動領域を拡大し、外的にもたらされた茶産業を地域固有の社会経済文脈の中で新たに確立していく「内部化」の過程であったと述べている。スリランカの外部生産農家の状況は、そうした様相を見せておらず、プランテーションの外部付属経営が小農経営に「内部化」されることが課題である。

4. 現地調査の結果

調査は2013年12月、高地の代表的な産地であるウバ州ハルドゥムツラ地区で小農家29戸にアンケート及び聞き取りを行った。「ウバ・ティー」は日本でも馴染み深い産地銘柄であるが、プランテーション農園の閉鎖により栽培面積は減少し続けている。中でもハルドゥムツラは1956年から1980年代の間で茶面積の減少率が最も大きい地区である (河本,2008)。小農家はプランテーション周辺の比較的平坦な林を利用して茶畑に

していることが多い。

今回調査を行った小農の茶業生産には、次の2つの顕著な特徴があることがわかった。第1に、兼業農家が多く、家族の生産への参加が小規模であるために、生産規模が小さいという特徴がある。調査した農家は一人暮らし世帯から3世代同居の家族まで様々だが、60代以上の世帯主が、主たる収入を農業以外から得ながら、定年後の年金生活の副収入として茶を植えているケースが多くを占めた。茶の栽培規模は0.1haから0.6ha程度で、借地栽培は見られず、「茶は手がかからない」「適度な茶摘み作業は健康に良いから」との理由から、親からの相続や政府から譲渡された土地の有効活用として茶を選んでいる。米や野菜を自家栽培している農家は2軒、家畜として牛、ヤギ、鶏のいずれかを飼っている農家も2軒と僅かだった。

茶栽培の従事者の多くは60歳以上の家長もしくはその妻のみで、家族の労働参加は低い(図4)。興味深いのは、24%の農家が茶摘みに賃労働を利用しており、月に2日~8日程度、タミル人やムスリムのプランテーションワーカーを雇っている。茶摘みの日当は300ルピーから500ルピーで、食事やお茶が付くこともある。調査時に近隣のプランテーションで尋ねた日当が687.5ルピー、スリランカ中央銀行がまとめた2012年度の茶プランテーション女性労働者の平均賃金が487ルピーだったことと比較すると、アルバイト的な賃労と思われる³。

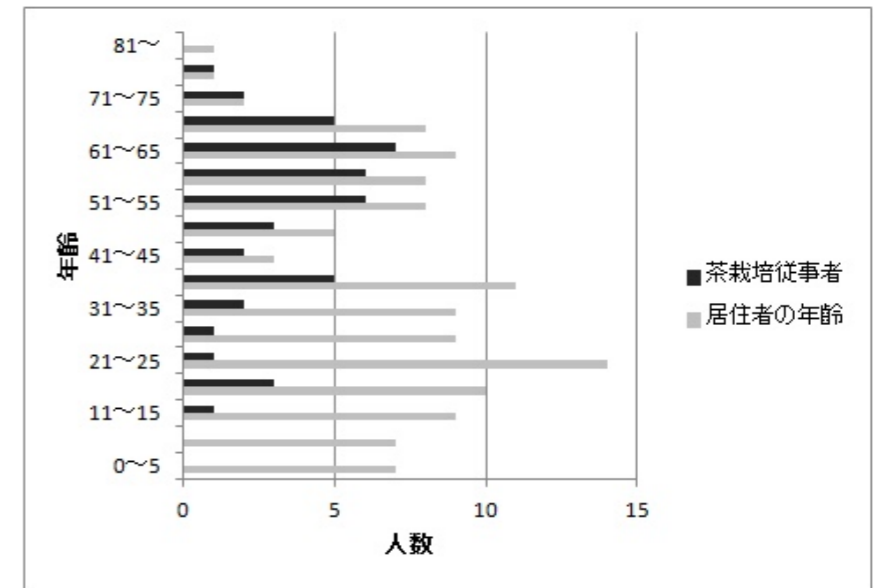


図4
調査農家の茶生産従事状況
筆者調査資料より作成

第2に、小農は、その生産物の流通と工場生産に関して、組合などの独自の組織あるいは加工工場がないため、プランテーションの補完的特徴が見られた。出荷は、プランテーションから委託された仲介業者が集荷し、プランテーション農園の製茶工場で加工される。調査時の引取り価格は1キロ当たり58ルピーだった。品質管理が徹底されていないという理由で、価格や取引量はプランテーション農園の生産調整に利用されやすい。

また、自営農は茶栽培の技術や知識を得る機会にも乏しいが、自家消費作物でないことや、取引に意見が反映されず収入源としてそれほど期待感がないことなどから、農民の多くは品質や生産性の向上に対する意識が低い。茶畑の管理や樹勢を見ても生産性は低いように見受けられるが、コスト管理もあいまいなので、数値がどれだけ正確かはっきりしない。ただし農業で生計を立てている農民の場合は数値をよく把握しており、生

産性は1haに換算して年1,950kg程度で、全国の平均値と同等であった。

以上から、第1に調査に当たった小農では、兼業農家が多く、小規模生産を行っているという特徴があり、第2に、栽培技術や知識の習得機会に恵まれず、組合組織もなく、生産者意識に乏しいという特徴があることがわかったが、これらの特徴は、次の二つの事例に顕著に表れている。

ケーススタディ1

P.Rさん（シンハラ人女性・50歳）は水道局のオペレーターの夫（57歳）と二人暮らし。娘が3人おり、いずれもAレベル（大学進学資格）の高学歴で、次女は夫婦でイタリアに、三女はカタールに出稼ぎに行っている。夫の両親から0.6haの土地を相続し、茶とコショウを混植栽培している。茶摘みは月に2回、二人ずつ雇い、除草剤も自分で散布するのは怖いのでやってもらっている。賃金は一人1日400ルピーで、昼食も出す。年間の農業収入は、茶が48,000ルピー、コショウが100,000ルピーになる。コショウは8月の収穫時に労賃として12,000ルピーほどかかるが、肥料や農薬も要らず手間もかからず、高値で売れるので増やしたいと思っている。

三女の月給は175,000ルピー、次女の夫は料理店のシェフで50万ルピーと聞いている。娘たちとスカイプやメールをするためパソコンを3年前に85,000ルピーで購入し、電話代は月1万ルピーを超える。3年前に洗濯機を79,000ルピーで買ったが、箱に入ったまま一度も使っていない。半年前にスリーウィラー（三輪車）を55万ルピーで購入した。

ケーススタディ2

農村では稀な一人暮らしのS.Rさん（シンハラ人女性・64歳）は、0.4haの土地を所有し、0.3haで茶を栽培している。シンハラ人では珍しく、50歳まで農園で茶摘み労働者として働いていた。退職金にあたるETF（the Employee's trust Foundation：被雇用者信託基金）と、EPF（the Employees' Provident Found：被雇用者準備基金）の10万ルピーで茶園を始めた。半分は親からの相続で、残りは政府から、SAMURDHI(貧困者支援事業)として年2.5ルピーで55年間借り、2005年に払い下げてもらった。その際、茶栽培を勧められ技術指導もあった。作業は全て一人でこなし、特にだれにも相談せず、茶園労働での経験が役立っている。1カ月に50kgほど収穫して仲介者に売り、3,000ルピーほどの収入になる。ほかに毎月500ルピーの生活保護の給付金でなんとか暮らしをたてている。毎月の支出は食費のほか電話代が200ルピー、電気代が150ルピー。寺院へ100ルピーの寄進も欠かさない。

5. 分析結果と結論

ハルドゥムツラの調査では、茶小農の現状には、次のような特徴のあることが判明した。

第1に、非常に脆弱な小規模農家である。第2に、栽培技術や知識の習得機会に恵まれていない。第3に、組合組織もなく、生産者意識に乏しい。第4に、これらの小農は、プランテーションを核とした外部生産農家で、プランテーションの生産を調整する補完的立場でしかない。つまり、植民地経済とともに外部からもたらされた茶は自家消費農産物でなく、小農はバイヤーを介した茶葉の供給に限られた生産領域にあって、茶生産が内部化されていない状態であるということが言える。政府から

土地の有効活用として茶栽培を勧められ始めるケースが少なくないが、茶栽培の技術、知識、情報、作業意欲が伴わない自営農家は賃労働に依存し、潜在的な資本的農民となっている。その働き手はプランテーション農園の生産性の低下によって労働日数を確保できなくなった、インド・タミル人のプランテーションワーカーなのである。

それでは、今回の現地調査分析からわかった上記小農の問題点に対して、これらの小農が自立した紅茶業生産者として生計を営むには、どのような条件が必要だろうか。結論を要約するならば、茶業を維持し、地域経済に活かすためには、小農が他者と連携しながらその経済的価値や有効性を理解・共感し、茶生産を内部化することが必要であるということになる。

つまり、第1に、小規模性を脱却するためには、生産過程を統合するような組織化（生産者組合）を図ることが必要である。第2に、栽培技術や知識の習得機会に恵まれていないという欠陥を修正するには、官民（プランテーション）が積極的に技術指導を行うとともに、小農が作付けから加工、市場に出るまでのプロセスを知り、意思決定に関与する機会を持つことで、彼らのエンパワーメントを育成することが求められる。第3に、そのためには、プランテーションに集積された人材、資源、情報を積極的に活用した事業・活動を展開することが有効だろう。調査においてもプランテーションで働いた経験を持つ農民は技術・知識に自信を持ち、生産意欲が高いことが伺えた。プランテーション農園の分割、小農化を見据え、官民が連携した新たな小農の組織、体制によって茶業を地域産業として振興していくことが重要である。

植民地経済として外部からもたらされ、歴史的な意味を持つ紅茶栽培を、これからの生産者が「内部化」していくことが、

生産者の生活の安定と自立、延いてはセイロン・ティーの持続可能につながると考えられる。今回の調査は範囲が限定的でサンプル数も少なく、全体を表す結果が出たとは言い難い。今後は数量、内容ともに綿密な調査を行ない、地域のあらゆる段階の茶産業の立場に立った、新たなセイロン・ティーの生き残り策を検討していきたい。

参考文献

- ・大倉三和「ケニアにおける小農部門紅茶産業の発展-その条件と契約栽培制度の役割-」『農林業問題研究』第141号、地域農林経済学会、2001年、pp.378-383
- ・河本大地「スリランカ茶業の構造変化と有機農法導入の影響：プランテーション部門を中心に」、『地学雑誌』第117巻、東京地学協会、2008年、pp617-636.
- ・児玉谷史朗「ケニアにおける小農の換金作物生産の発展と小農の階層分化」『アフリカ研究』第26巻、日本アフリカ学会、1985年、pp.21-49
- ・中村尚司「セイロン島におけるプランテーション農業の成立」、『アジア経済』第5巻・第1号、日本貿易振興機構アジア経済研究所研究支援部、1964年、pp.2-19。

【英文】

- ・Hayami Yujiro, "Family Farms and Plantations in Tropical Development", *Asian Development Review* 19.2, 2002, pp67-89.
- ・N.Shanmugaratnam, "Privatisation of Tea Plantations", *Social Scientists' Association*, 1997, 52pp
- ・Prasanna Perera, "Tea Smallholders in Sri Lanka: Issues and Challenges in Remote Areas", *International*

Journal of Business and Social Science,2014,pp108-117

- ・ Samaraweera G. C.¹, Qing Ping² and Li Yanjun, “ Promoting tea business in the tea smallholding sector in developing countries through efficient technology transfer system: Special reference to Sri Lanka”, African Journal of Business Management,2013,pp,2016-2194

付記

1. 「インド・タミル」という分類は行政的に範疇化された名称である。本来民族を区分する基準ではないはずの「言語」「宗教」「来歴」を指標にスリランカに住む民族が分けられ、統計処理されている“不可解さ”については、鈴木晋介（2004）の民族論的状况で把握する試みが興味深い。「インド・タミル」は提喻的な民族ではなく、不可触民（アウトカースト）の出身で、「プランテーション農園」に生活の場を置く人々を排他的に位置付けているといえる。スリランカでは英国からの独立後、シンハラ人へ優遇政策を取る政府に対し、タミル人反政府組織（LTTE：タミル・イラーム解放の虎）が分離独立を求め、四半世紀以上にわたり悲惨な内戦を繰り返したが、プランテーション労働者であるインド-タミルの人々はほとんど戦闘と無縁だった。

2. ただし、茶管理法では小農を10エーカー（約0.4ha）未満としており、当該の民間プランテーション農園も含まれる。また、TSHDAは50エーカーまでの農園を支援範囲としている。

3.調査時のレートは1ルピー＝約1.2円。日当500ルピーは417円相当。

編集後記

論文集・機関誌第3号は2014年11月に放送大学政策経営（社会経営科学）プログラム関係のゼミ修了生を主たる対象に公募を開始し、両誌合わせて14件の意向表明があった。原稿を締め切った2015年3月末までにうち12件が提出される。査読及び編集作業に入り、9月末に各著者による修正作業が終了し、両誌合計で11件の論文が掲載されることになった。したがって原稿締切後におきた事件や制度改正等について、編集作業期間に修正を施したものもある。

第3号の編集にあたっては、社会経営研究会所属の天川ゼミ、坂井ゼミ、鈴木ゼミ、各ゼミから有志の編集委員を出すこととし、呼びかけ人の坂井素思教授とともに5名の合議で掲載の可否や修正、最終的な掲載順序等について決定した。査読には、放送大学の先生方、先輩の方など10名の方々にお願い申し上げた。お忙しい中時間を割いてくださって、多大なご苦勞に対して感謝申し上げます次第である。

放送大学大学院は、大変多様な経験や知識を持つ学生の集まる場であることは、生涯学習の場としての教養学部と異なるところはないが、大学院であるから「学術の理論及び応用の深奥をきわめ」及び「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」ことがなければならない（学校教育法第99条第1項）。職業人やその経験者が数多く在学する点において、職業上の能力を有する者にはこと欠かない放送大学大学院であるが、職業上の経験や知識をまず学識へと止揚し、さらにそこから学術の理論へと展開させていくことは「一般的な」大学院で職業経験のない学生に対し、知的な好奇心を実務上の役にたつものへと向かわせていくことと変わらない難しさを持つ。おそらくこれらは相互に補い合っこそ、先に挙げた学校教育法の大学院の目的である「文化の進展に寄与する」ことになっていくのであろう。したがって豊富な職業や生活経験を持つ学生にとっては、自らの経験や知識を学術研究と照らし合わせて深く考察

し、そこから一般的な真理を探っていくことが必要であるし、他方学術研究から入った学生にとっては大学・大学院で講じられている学術の理論は、果たして実務においてどのような有効性を持ち、応用が行われているのかを検証する作業が必要なのである。

一般論として、実務では「こうすればうまくいく」は経験知として存在するが、なぜそれでよいのかが探求されることはあまりないであろう。しかし大学院、就中職業人から構成される放送大学大学院では、その「なぜ」を探求することができる一面特殊な環境が提供される。学部の卒業研究では書かれていない経験知を論文として可視化することが目標でよいかもしれないが、修士論文、さらに修士課程修了後に行う研究では、実務と学術研究とを自らの中で対話させ、実務家が体得していることを学術的に解明することが必要なのである。言い換えれば、誰でもわかっていることを、学術の言葉で説明するのである。

「私の扱っている研究対象は特殊だ」と思っていることがあるかもしれない。しかし、あらゆる事物が特殊であれば、そもそも一般論は成り立たない。見方や切り取り方を少し変えるだけで、特殊と思っていた研究対象に全く異なった研究の成果が応用できるかもしれないし、また、一般論であれば研究が尽くされていて、対象は特殊であるという概念にとらわれて折角の成果が適用されずにいたのかもしれない。放送大学大学院は、そのようなさまざまな知が交差しあう場であり、またこの社会経営研究誌も交差と緊張によって学術と実務との双方を結んでいこうという企ての一つなのである。

第4号以降を目指す方は、自らの研究は深めつつ、しかしそれを俯瞰するという姿勢をしっかりと持って論文を作成していただきたい。なるほど、そういうことだったのか、そういうことならこの成果が利用できるでしょう、という対話が小誌を通じて行われることが編集の任にあたるものとしての喜びである。

編集長 田口一博

「社会経営研究」目次

序文 知の交差点を目指して

「社会経営研究」編集委員会

1. 家計消費から見た「新聞代支出」の変化とその特徴
— 富裕層での顕著な大幅節減 — p.03 久間 繁秋
2. 1919年米国議会における国際連盟加盟反対派の論理
— 米国反国連論の源流 — p.12 吉田亮太
3. 介護保険事業の準市場における損益分岐点分析
p.23 松本 清康
4. 短時間労働者の男女間賃金格差はなぜ生ずるのか
— 賃金構造基本統計調査による統計分析 — p.34 久野 聡
5. 集落営農はソーシャル・キャピタルを強化するか
p.44 雨宮 宏司
6. プランテーションからスモールホルダーへの転換
— スリランカ・ウバ紅茶 小農の現状 — p.55 高木 美智代

編集後記

社会経営研究 第3号

2015年11月1日 初版 発行

編集 放送大学社会経営研究編集委員会
Editor 田口 一博
楠田 弥恵
堀田 耕作
大河原 公夫

発行 放送大学社会経営研究編集委員会
Publisher 坂井 素思

Website <http://u-air.net/SGJ/>

複製／改ざんを禁止します。
本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、
著作権等の権利侵害となります。

ISSN 2188-1065